

安八町こども計画
安八町次世代育成支援行動計画
安八町子ども・子育て支援事業計画

第5期 あんぱちっ子すくすくプラン

令和7年度▶▶▶令和11年度



令和7年3月

安 八 町

は じ め に

全国的に進む少子化に歯止めをかけるため、国では、子どもや若者が、将来にわたって幸せに暮らせる社会を実現しようと、「こども基本法」が施行され、今後の子ども施策の基本理念が示されるとともに、子ども施策の立案、実施を担う司令塔として、「こども家庭庁」が創設されました。

安八町においても、令和6年度にこども家庭課を新設し、子育て支援体制を強化しました。さらに、各種子育て支援事業を実施するために、「第5期あんぱちっ子すくすくプラン」を策定し、多種多様化していく子どもたちの健やかな成長に寄与していきたいと考えます。

安八町で生まれ、安八町で育つ子どもたちを安八町の「宝」とし、子どもを産み育てたいと願う人たちを町全体で応援していく取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いします。

最後に、本計画を策定するにあたり、熱心にご討議いただきました、子ども・子育て会議委員の皆様並びにニーズ調査に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月



安八町長 岡田 立

も く じ

第 1 章 計画の策定にあたって

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 計画策定の背景と目的…………… 2 | 3 計画の期間…………… 5 |
| 2 計画の位置づけ…………… 3 | 4 計画の策定・推進方法…………… 6 |

第 2 章 安八町の現状とニーズ

第 1 少子化等の現状 / 8

- | |
|---------------------------------------|
| 1 人口構造…………… 8 |
| (1) 年齢 3 区分別人口の推移…………… 8 |
| (2) 子ども数の推移…………… 9 |
| 2 出 生…………… 10 |
| (1) 出生数の推移…………… 10 |
| (2) 出生率の推移…………… 11 |
| (3) 合計特殊出生率の推移…………… 12 |
| (4) 死産率の推移…………… 13 |
| (5) 第 1 子出生時の母親の平均年齢の推移…………… 14 |
| 3 結婚・離婚…………… 15 |
| (1) 平均初婚年齢の推移…………… 15 |
| (2) 婚姻率と離婚率の推移…………… 16 |
| (3) 未婚率の推移…………… 17 |
| 4 世 帯…………… 18 |
| (1) 家族類型別世帯比率の推移…………… 18 |
| (2) 平均世帯人員の推移…………… 19 |
| 5 就 業…………… 20 |
| (1) 年齢階級別就業率…………… 20 |
| (2) 女性の就業率の推移…………… 21 |
| 6 認定こども園・小学校・中学校児童・生徒数…………… 22 |
| (1) 認定こども園児童数の推移…………… 22 |
| (2) 認定こども園の状況…………… 23 |
| (3) 小中学校児童生徒数の推移…………… 23 |

第 2 子ども・子育て支援に関する ニーズ調査 / 25

- | |
|------------------------|
| 1 調査の概要…………… 25 |
| (1) 調査の目的…………… 25 |
| (2) 調査方法、回収結果等…………… 25 |
| (3) 集計・分析にあたって…………… 25 |

- | |
|--|
| 2 就労状況と就労意向等…………… 26 |
| (1) 母親の就労状況…………… 26 |
| (2) 働いていない母親の就労意向…………… 27 |
| (3) 育児休業の取得状況（就学前児童）…………… 28 |
| (4) 家庭での子育てや家事の分担（就学前児童）…………… 28 |
| 3 教育・保育事業…………… 29 |
| (1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）…………… 29 |
| (2) 平日の教育・保育事業の利用日数・利用時間（就学前児童）…………… 30 |
| (3) 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）…………… 31 |
| (4) 子どもが病気の時の対応…………… 32 |
| (5) 不定期の教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）…………… 34 |
| 4 子育て支援事業…………… 35 |
| (1) 子育て支援事業の利用状況と利用意向（3 歳未満）…………… 35 |
| (2) その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）…………… 36 |
| 5 放課後児童クラブ…………… 39 |
| (1) 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）…………… 39 |
| (2) 放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）…………… 40 |
| 6 子育てについて感じていること…………… 41 |
| (1) 子育てに関してふだん感じていること…………… 41 |
| (2) 子育てをする上での不安や悩み…………… 43 |
| 7 安八町の子育て施策等…………… 45 |
| (1) 子育てしやすいまちか…………… 45 |
| (2) 町の子育て支援に期待すること…………… 46 |
| (3) 町の子どもの育成支援に期待すること（小学生）…………… 48 |

第3 子ども意識調査 / 49

- 1 調査の概要 49
 - (1) 調査の目的 49
 - (2) 調査方法、回収結果等 49
 - (3) 集計・分析にあたって 49
- 2 子どもの意識 50
 - (1) 子どもの権利（人権）についての意識 50
 - (2) ふだん感じていること 50
 - (3) ふだん考えていること 51
 - (4) 将来、子どもが何人ほしいか 51
- 3 悩みや相談ごと 52
 - (1) 虐待や暴力等を受けて悩んだ経験 52

- (2) ヤングケアラーの経験 52
- (3) 公的相談機関の認知度 53
- (4) 相談相手 54
- (5) 聞いてほしいこと 55

- 4 子どもの意見等の反映 56
 - (1) 子どもの意見を反映するために 56
 - (2) 子どもの意見（安八町がこうなったらしいと思うこと） 57

第4 課題の整理 / 58

- 1 子どもの幸せを第一に 58
- 2 子育てのしやすいまちに 58
- 3 少子化に歯止めを 59

第3章 基本計画

- 1 計画の基本理念と基本的視点 62
- 2 基本目標 64

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全の確保 / 64

基本目標2 困難な状況にある子どもへの支援 / 65

基本目標3 結婚・出産へのインセンティブ / 65

基本目標4 子育て支援サービスの充実 / 66

基本目標5 母と子の健康の保持・増進 / 67

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進 / 68

基本目標7 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 / 69

基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備 / 69

- 3 施策の体系 71
- 4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域 76
- 5 計画期間の子ども数 76

第4章 行動計画

第1 子どもの人権の尊重と安全の確保 / 78

- 1 子どもの人権の尊重 78
 - (1) 子どもの権利の普及啓発 78
 - (2) 子どもの意見等表明機会の確保 79
 - (3) 相談体制の充実 79
 - (4) 児童虐待の防止 80
 - (5) 養育支援訪問事業等 80
- 2 こどもの居場所づくり 81

- (1) 遊び場の確保 81
- (2) 児童館の活発な利用 82
- (3) ジュニア文化サークル事業 82
- (4) 子ども食堂運営支援事業 83
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 83
 - (1) 交通安全教育の推進 83
 - (2) 小学校入学準備支援事業 84

(3) 通学路歩道拡張事業	84	第4 子育て支援サービスの充実 / 96
(4) 安全マップ作成事業	84	1 教育・保育サービス等の充実
4 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	84	(1) 平日昼間の教育・保育サービス
(1) 校区内パトロール事業	84	(2) 時間外保育（延長保育）
(2) 夜間街頭パトロール事業	85	(3) 病児・病後児保育
(3) 下校時地域巡回パトロール事業	85	(4) 一時預かり事業（一時保育）
(4) 登下校時見守り事業	85	(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(5) 子ども110番の家設置事業	86	(6) 子育て短期支援事業
(6) 監視カメラおよび刺股の設置事業	86	(7) ファミリーサポートセンター事業
(7) 安ハ安心メール（すぐる）	86	(8) 放課後児童クラブ事業
(8) 防犯ブザー配布事業	87	(9) ホリデー・サポート・スクール事業
(9) 防犯灯の整備事業	87	(10) 放課後子ども教室
(10) 情報モラル教育の推進	87	(11) こども家庭センター事業
第2 困難な状況にある子どもへの支援 / 88		(12) 子育て支援センターにおける育児相談
1 障がい児施策の充実	88	(13) 児童相談事業
(1) 乳幼児健康診査	88	(14) 認定こども園の統廃合
(2) 児童発達支援事業	88	(15) 小学校の統廃合
(3) 障がい児保育の充実	89	2 ネットワークづくりと情報提供
(4) 学習障がい児、多動性障がい児への教育的支援事業	89	(1) 園庭開放事業（ちびっこ広場）
(5) 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ	89	(2) キッズビクス（親子体操）
(6) 放課後等デイサービス	90	(3) 子育てセミナー（すこやか講座）
(7) 経済的支援	90	(4) 親子教室
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	91	(5) 安ハこども文庫
(1) 相談体制や情報提供の充実	91	(6) 子育てサークル活動の支援
(2) 経済的支援	91	(7) 保育ボランティアの育成
(3) ひとり親家庭等の就業促進事業	92	(8) 子育てに関する情報提供
3 こどもの貧困解消対策	92	(9) 地域子育て支援拠点事業
(1) 教育支援	92	3 地域交流の推進
(2) 経済的支援	92	(1) 地域でのふれあい事業
第3 結婚・出産へのインセンティブ / 93		4 子育てにかかわる経済的負担の軽減
1 子育て意識の醸成	93	(1) 保育料の軽減
(1) 中学生と乳幼児の交流事業	93	(2) 乳幼児等医療費助成制度
(2) 結婚・出産の意義に関する教育	93	(3) 学校給食費助成制度
(3) 学校教育における男女共同参画の推進	93	(4) 小学校入学準備支援事業
2 結婚しやすい環境づくり	94	(5) 児童手当
(1) しあわせ相談サロン事業（結婚相談）	94	第5 母と子の健康の保持・増進 / 115
(2) しあわせ発見事業	94	1 母子保健サービスの充実
(3) 結婚新生活支援事業	95	(1) 利用者支援事業
3 出産への支援	95	(2) こども家庭センター事業（妊婦等包括相談支援事業を含む）
(1) 出産祝金	95	(3) 母子健康手帳の交付
		(4) 父子手帳

(5) 妊婦健康診査事業	117	2 子育てと仕事が両立できる環境づくり	134
(6) ハッピープレママ会	118	(1) 看護・育児・介護休暇制度等のPR	134
(7) 乳幼児訪問事業	118	(2) シンポジウムの開催	135
(8) 産後ケア事業	119	(3) 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ	135
(9) 0歳児紙おむつ等お届け事業	120	(4) 事業主への啓発	135
(10) 新生児聴覚検査	120	(5) 「早く家庭に帰る日」の普及促進	136
(11) 乳幼児健康診査事業	121	(6) 企業における子ども参観日事業	136
2 食育の充実	122	(7) 母性健康管理指導事項連絡カードのPR	136
(1) 離乳食教室	122	(8) 再就職等のための情報提供	137
(2) 認定こども園における食育	123	(9) 子育て世代の女性の就業率の向上	137
(3) 園庭栽培事業	123		
(4) 管理栄養士による食育講座	124	第7 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 / 138	
(5) 食生活改善協議会の食育講座	124	1 親育ち教育の推進	138
(6) 学校給食を通じた食育	125	(1) 親育ちへの学習機会の提供	138
(7) 体験農園事業	125	(2) 家庭教育の充実	138
(8) 親子料理教室	125	(3) 地域の教育力の向上	139
3 思春期における保健対策の充実	126	(4) 奉仕体験事業	139
(1) 性に関する正しい知識の普及	126	2 幼児教育・学校教育の充実	139
(2) 喫煙の防止	126	(1) ブックスタートの充実	139
(3) 飲酒の防止	127	(2) 認定こども園における幼児教育推進事業	139
(4) 薬物乱用の防止	127	(3) 幼児教育の充実	140
(5) 青少年の健全育成	128	(4) 学校教育の充実(確かな学力の向上)	140
(6) いのちの教育	128	(5) 豊かなこころの育成	141
(7) スクールカウンセラーの配置	128	(6) 健やかなからだの育成	141
(8) 不登校児童生徒への支援	129	(7) 信頼される学校づくり	141
4 小児医療の充実	129	(8) いじめや不登校などへの対応	141
(1) 小児科医の確保	129		
(2) 予防接種事業	129	第8 子育てを支援する生活環境の整備/ 143	
(3) 感染症予防対策	130	1 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保	143
(4) 救急医療体制の充実	130	(1) 空き家等を活用する事業	143
(5) 子どもの事故防止啓発	130	(2) シックハウス対策	143
第6 職業生活と家庭生活との両立の推進/131		(3) 加湿・空気清浄機の設置	143
1 仕事と家庭の調和	131	(4) 子育て関連施設の環境改善等	144
(1) 男女共同参画社会の意識啓発	131	2 安心して外出できる環境の整備	144
(2) 共育での推進	131	(1) 公共施設等のバリアフリー化	144
(3) 父親プログラムの普及	132	(2) 子どもトイレの整備	144
(4) 両親学級の開催	132	(3) 歩道の整備事業	145
(5) 小中学校の学校行事	133	(4) 路側帯の設置およびカラー舗装	145
(6) 家庭の日の推進	133		
(7) 家族の日・家族の週間の推進	133		
(8) 子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発	133		

第5章 数値目標

第1 第4期あんぱちっ子すくすくプランの 数値目標と実績 / 148

- (1) 計画期間の子ども数…………… 148
- (2) 就学前児童のサービス…………… 149
- (3) 母子保健サービス…………… 151
- (4) 小学生を対象としたサービス…………… 151
- (5) 仕事と生活の調和推進の視点からの
数値目標…………… 152

第2 本計画の数値目標 / 153

- (1) 計画期間の子ども数…………… 153
- (2) 就学前児童のサービス…………… 153
- (3) 母子保健サービス…………… 154
- (4) 小学生を対象としたサービス…………… 155
- (5) 仕事と生活の調和推進の視点からの
数値目標…………… 155

第6章 資 料

- 第5期あんぱちっ子すくすくプラン作成経過…………… 158
- 安八町子ども・子育て会議委員名簿…………… 159
- 安八町子ども・子育て会議条例…………… 160

※「こども」と「子ども」の表記について

この計画においては、基本的に「子ども」を用いています。

ただし、以下の場合などは、「こども」を用いています。

①国の法令等に根拠がある語を用いる場合

例：こども計画、認定こども園、こども家庭センター、こどもの貧困

②固有名詞を用いる場合

例：こども家庭課、安八こども文庫

第
1
章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、令和5年で1.20とこれまでで最も低くなりました。令和元年では1.36でしたが、分母となる15歳から49歳の女性の人口が減少しているほか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。

全国的に進む少子（高齢）化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長に様々な影響を与えることが懸念されています。

平成15年7月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とする「少子化社会対策基本法」と、地方公共団体および事業主に対し次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度から平成26年度までの時限立法であったため（一部は10年間延長）、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に公布されました。「子ども・子育て支援法」では、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け、消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を子育て支援事業にあてるとしています。なお、消費税率の引き上げは2度延期された後、令和元年10月から10%となりました。これに伴い、令和元年5月、「子ども・子育て支援法」が改正され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が、令和元年10月から無料になりました。

令和4年6月、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が公布されました。この法律では、地方公共団体にこども計画の策定やこども施策に対するこども等の意見の反映などが求められています。

子どもの権利の擁護の観点からは、貧困状況にある子どもが医療や食事等、また、学習や進学等の様々な場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に公布されました。しかしながら、わが国の子どもの貧困率（相対的に貧困の状態にある割合）は令和3年で11.5%、ひとり親家庭においては44.5%と、OECD加盟国の中でも非常に高い水

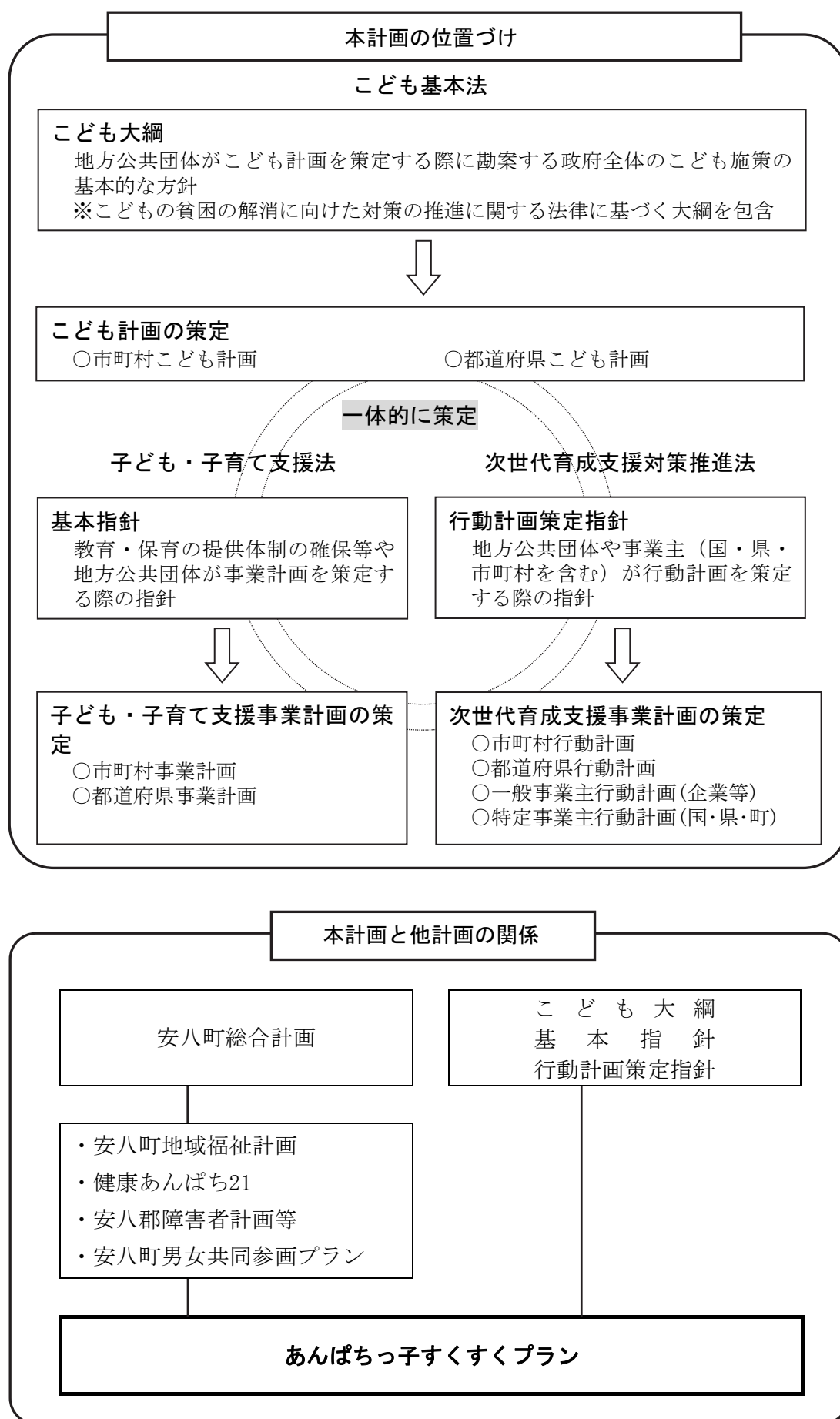
準で推移しています。こうした状況や「こども基本法」の施行を踏まえ、同法は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を改めるなど、令和6年6月に大幅な改正が行われました。

安八町においては、「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」を重要施策のひとつとして、子どもを心身ともに健やかに育成するため、各種子育て支援事業を展開してきました。

この「第5期あんぱちっ子すくすくプラン」は、「こども基本法」の制定を踏まえ、安八町第六次総合計画のもと、安八町で生まれ、安八町で育っていく子どもたちを安八町の「宝」とし、子どもを産み育てたいと願う人たちをみんなで応援していく取り組みを一層進めることを目的として策定し、子どもと子育て家庭を応援していきます。

2 計画の位置づけ

- ① この計画は、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、国の「こども大綱」を勘案して策定しました。したがって、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める市町村計画の内容を含みます。
- ② この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しました。
- ③ この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画と一体的に、行動計画策定指針を踏まえて策定しました。
- ④ こども基本法に基づくこども計画と子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の関係は、次頁の図のとおりです。なお、子ども・子育て支援事業計画の策定は、市町村等に対する義務規定であるのに対し、こども計画と次世代育成支援行動計画の策定は努力規定とされています。
- ⑤ この計画は、「安八町総合計画」はもちろんのこと、「安八町地域福祉計画」「健康あんぱち21」「安八郡障害者計画」「安八郡障害福祉計画・障害児福祉計画」「安八町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画や他機関の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。



3 計画の期間

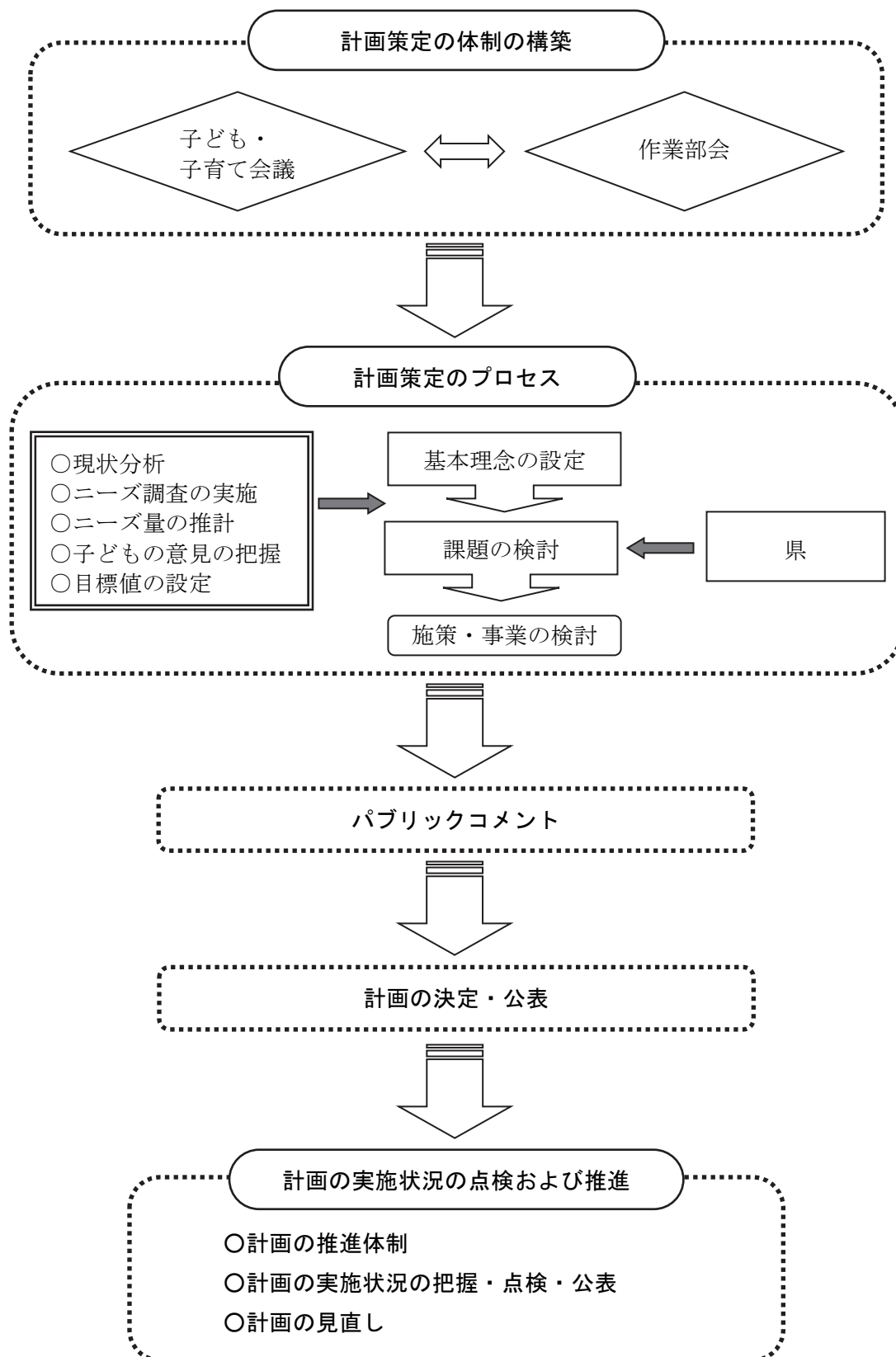
この計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」（第3期計画）および「次世代育成支援行動計画」（第3期前期計画）と一体的に策定する「こども計画」であり、本町においては「第5期あんぱちっ子すくすくプラン」といいます。

法 律	次世代育成支援行動計画（第 1 期）										子ども・子育て支援事業計画									
											第 1 期					第 2 期				
	前 期 計 画					後 期 計 画					次世代育成支援行動計画（第 2 期）									
											前 期 計 画					後 期 計 画				
安八町	あんぱちっ子すくすくプラン																			
	第 1 期					第 2 期					第 3 期					第 4 期				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度

法 律	こども計画									
	子ども・子育て支援事業計画									
	第 3 期					第 4 期				
	次世代育成支援行動計画（第3期）									
	前 期 計 画					後 期 計 画				
安 八 町	あんぱちっ子すくすくプラン									
	第 5 期					第 6 期				
	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度

4 計画の策定・推進方法

この計画は、次のような方法により策定・推進します。



第
2
章

安八町の現状とニーズ

第1 少子化等の現状

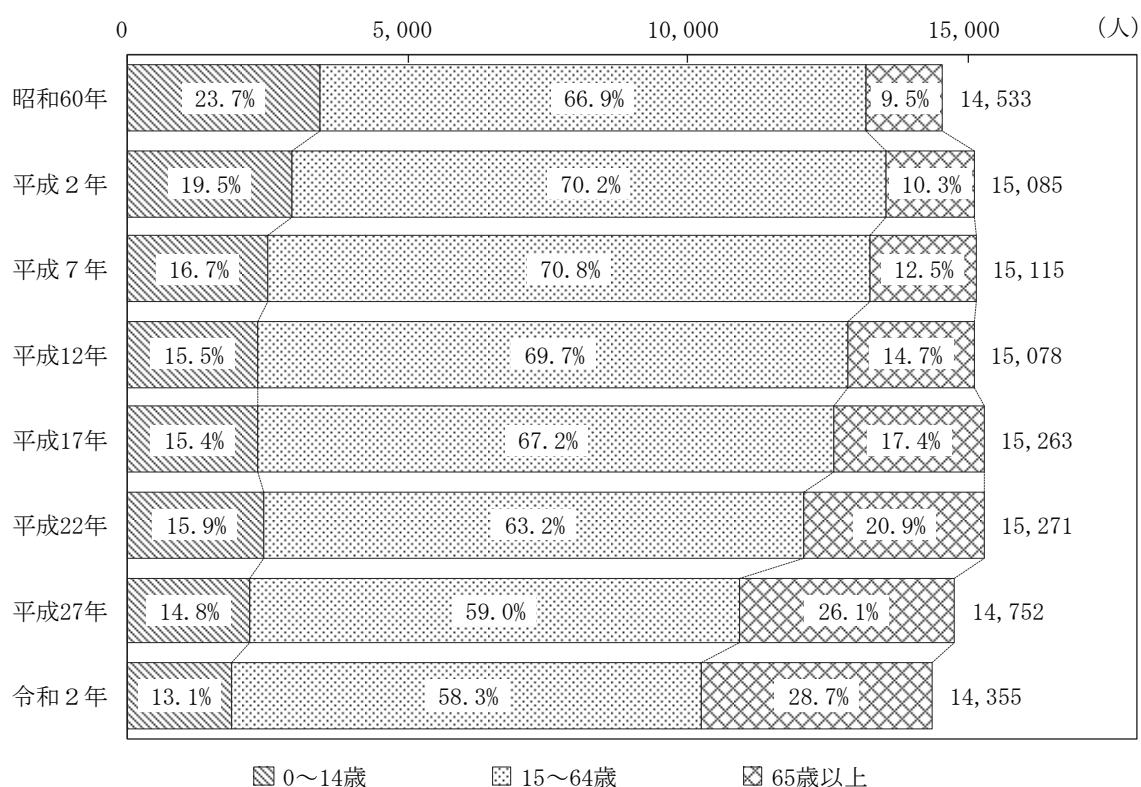
1 人口構造

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、平成22年まで増加を続け、平成22年10月1日には15,271人となりましたが、平成27年10月1日には14,752人と減少に転じ、令和2年10月1日には14,355人とさらに減少しています。この減少傾向は、今後も続くと推測されています。

令和2年10月1日の全国の人口の割合は、15歳未満の年少人口の比率が11.9%、15～64歳の生産年齢人口の比率が59.5%、65歳以上の老年人口の比率が28.6%となっており、これと比較すると、本町は、年少人口の比率がやや高く、生産年齢人口の比率がやや低くなっています。本町の年少人口の比率が高いことは、全国的に年少人口の比率が低下する中、平成12年から平成22年までの間、維持していたことによるものと考えられます。

図表2-1 年齢3区分別人口比率の推移（安八町）



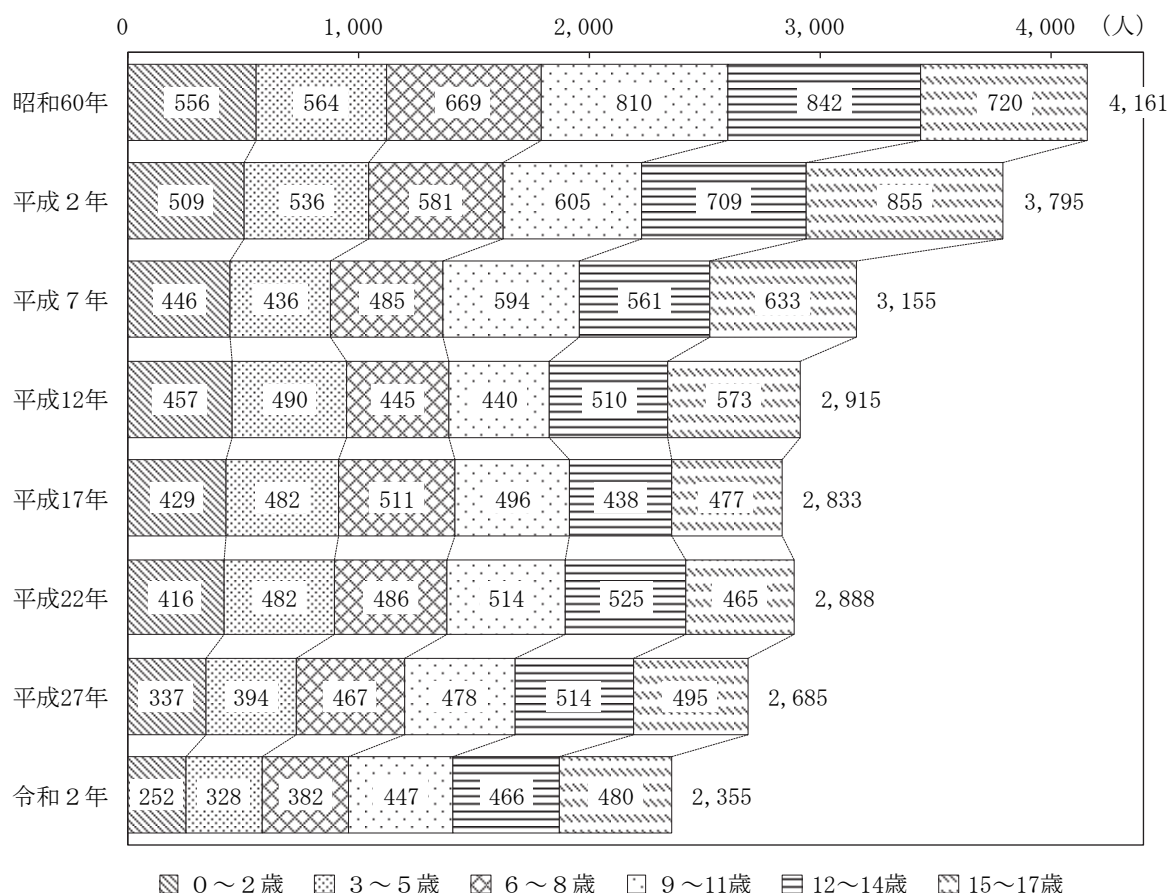
資料：「国勢調査」

(2) 子ども数の推移

図表2-2は、子ども数（18歳未満人口）を3歳刻みで集計したものです。子ども数は、昭和60年の4,161人以降、年々減少し、令和2年には2,355人と、30年間で43.4%低下しました。

平成27年と令和2年を比較すると、すべての年齢幅において減少していることから、本町の18歳未満人口は、今後も減少が続くものと推察されます。

図表2-2 18歳未満（年齢3歳刻み）人口の推移（安八町）



資料：「国勢調査」

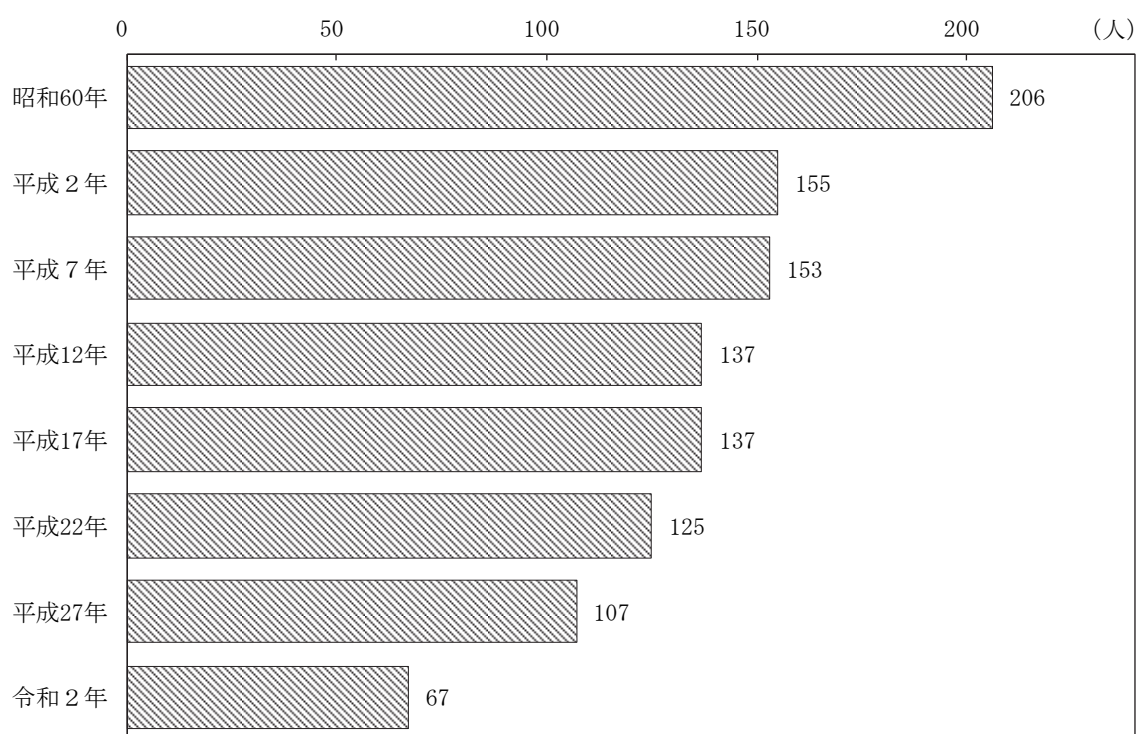
2 出 生

(1) 出生数の推移

本町における出生数は、昭和60年の206人以降、年々減少し、令和2年には67人と、30年間で67.5%低下しました。

平成の間は、おおむね100人以上を維持していましたが、令和に入り、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより100人を割っていることから、まずは以前のような状況に戻ることが期待されます。

図表 2－3 出生数の推移（安八町）



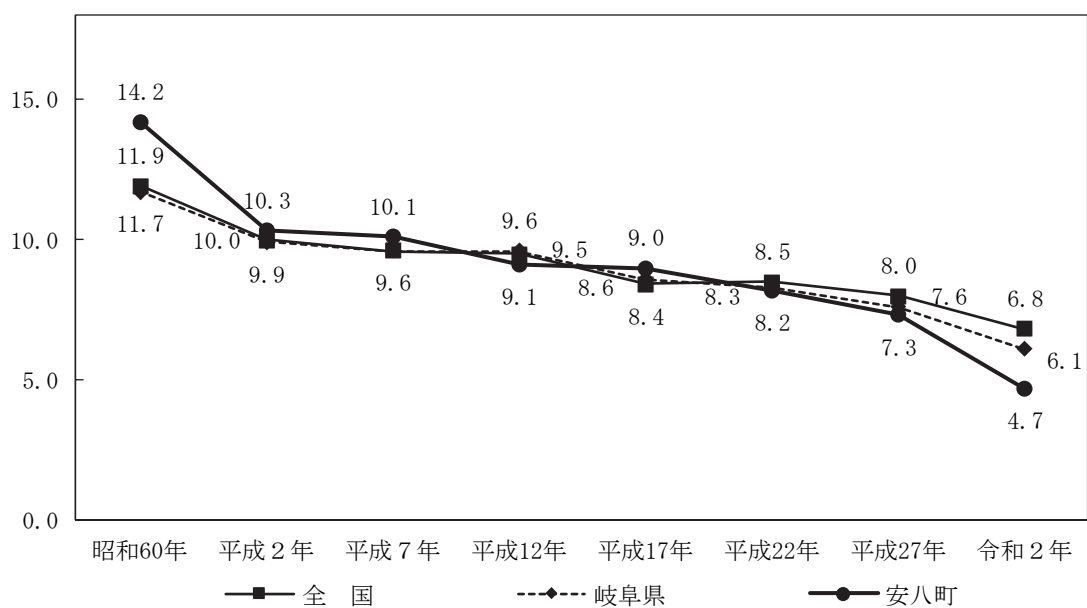
資料：「人口動態統計」

(2) 出生率の推移

人口1,000人あたりの出生率は、全国、岐阜県とも低下傾向にあります。

本町は、平成の間は、おおむね全国、岐阜県と同程度となっていました。令和に入り、全国や岐阜県より低くなっています。

図表2-4 出生率の推移（人口1,000対）



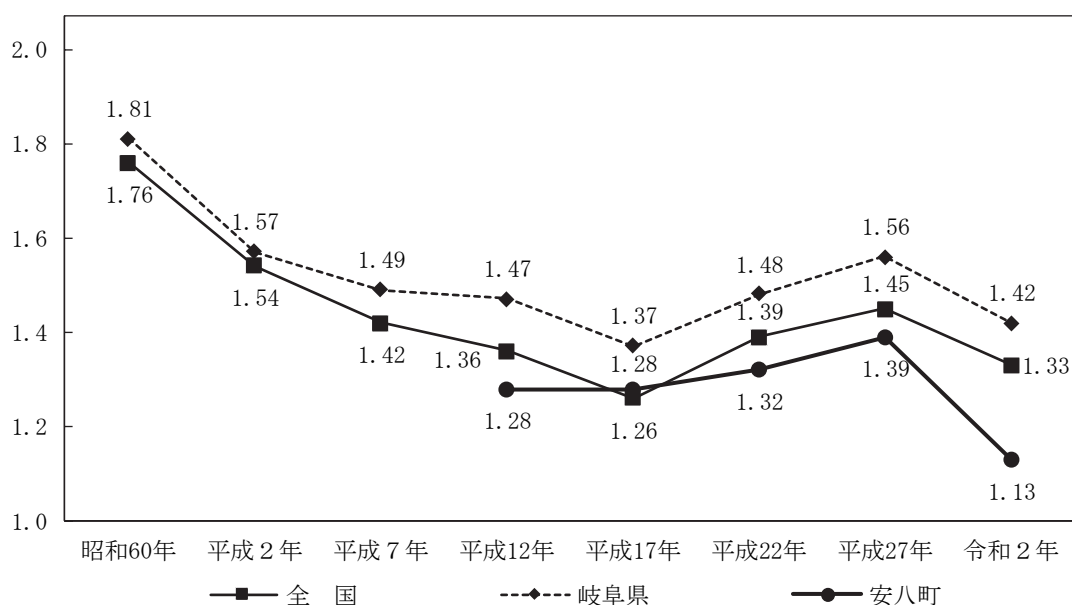
資料：「人口動態統計」

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数を計算した率で、近年は、人口1,000人あたりの出生率より合計特殊出生率を用いることが多くなっています。昭和24年の全国の合計特殊出生率は4.32でしたが、年々低下し、昭和60年には1.76、さらに、平成17年には1.26になりました。それ以降、徐々に持ち直しつつありましたが、令和2年には1.33と再び低下し、人口が減少しないといわれる2.07を大きく下回っています。

令和2年の本町の合計特殊出生率は、全国よりさらに低い1.13となっています。

図表2-5 合計特殊出生率の推移

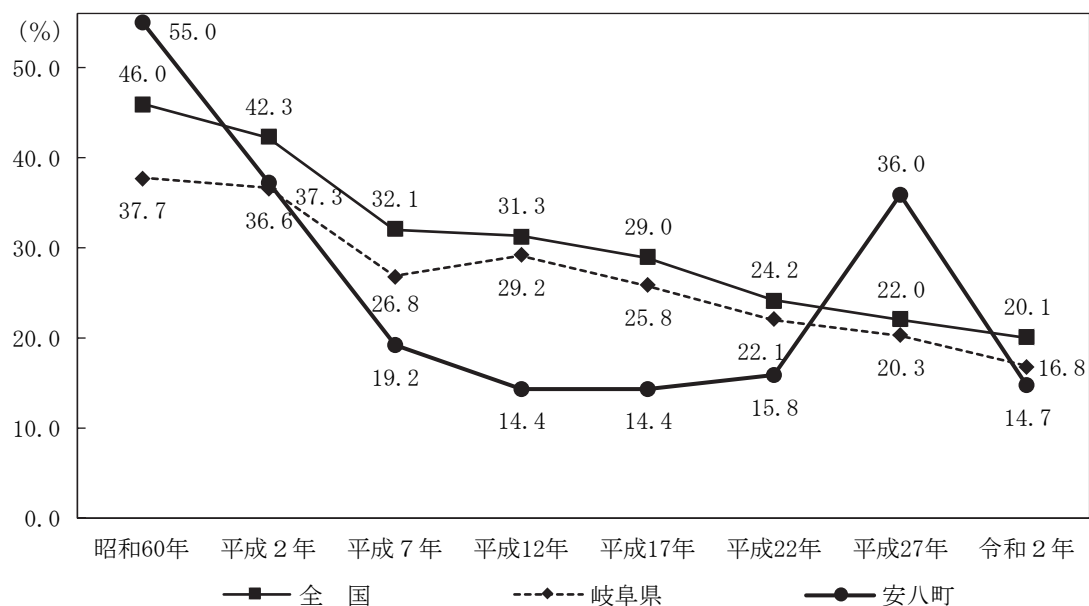


資料：「人口動態統計」

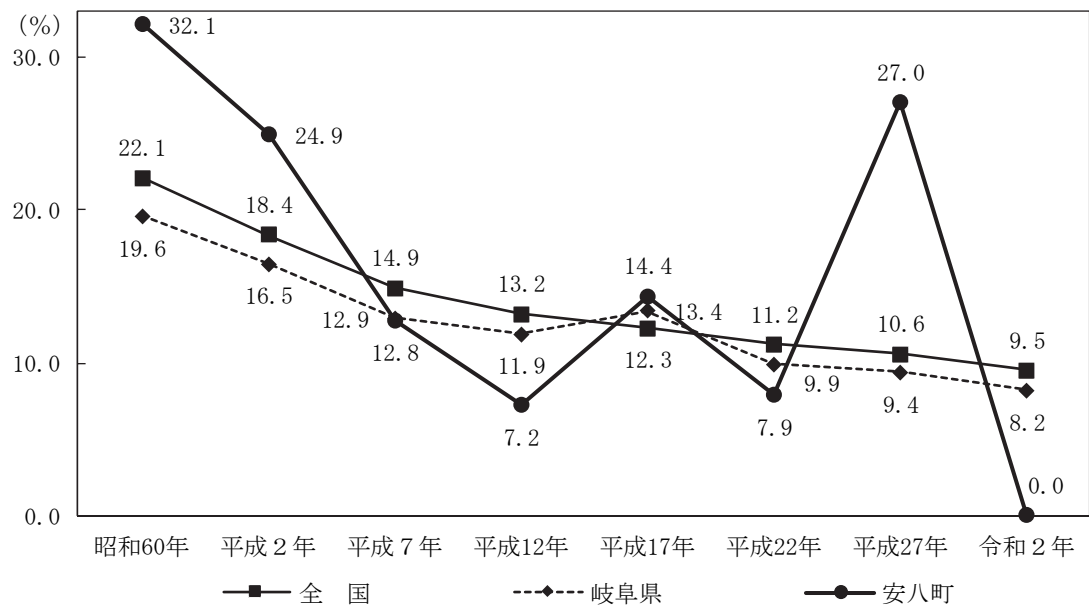
(4) 死産率の推移

図表2-6～8は出産数に対する妊娠満12週以後の死産数の比率の推移をみたものです。全国、岐阜県とも死産率は低下傾向にあり、自然死産・人工死産別にみても低下傾向にあります。本町は、出産数がそれほど多くないため、全国や岐阜県を大幅に上回っている年もあれば、大幅に下回っている年、ゼロの年もあります。

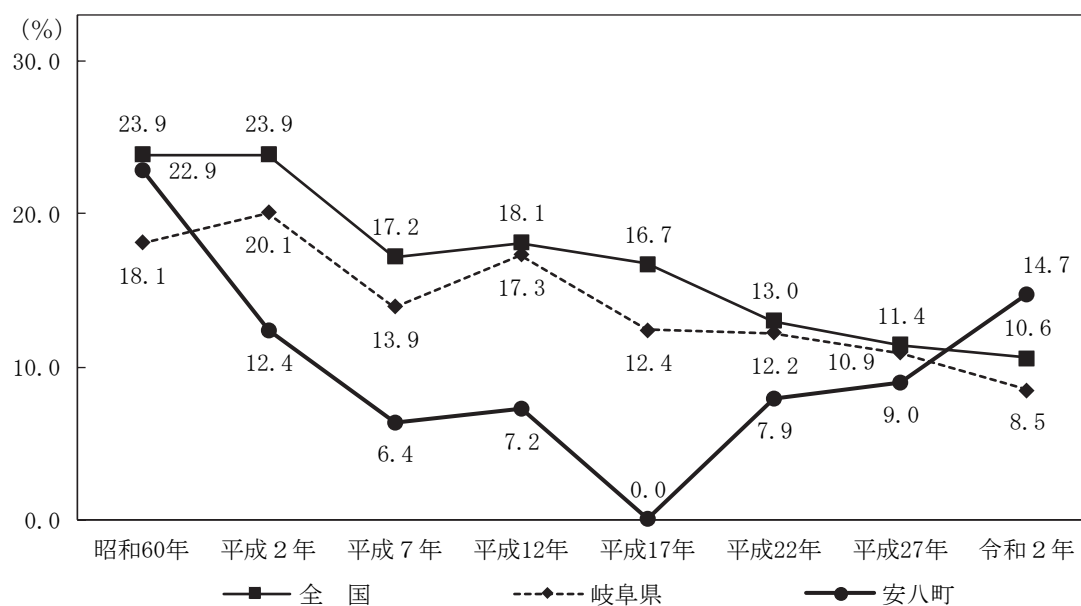
図表2-6 死産率の推移（自然死産＋人工死産）



図表2-7 死産率の推移（自然死産）



図表2-8 死産率の推移（人工死産）

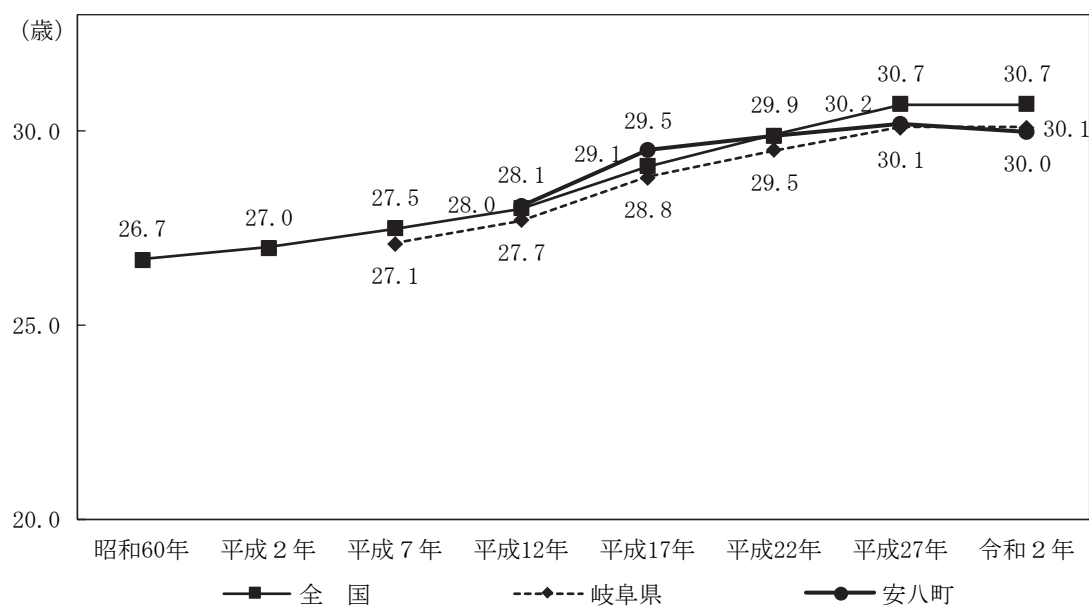


資料：図表2-6～8「西濃地域の公衆衛生」

(5) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

図表2-9は、第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみたものです。全国をみると、昭和60年の26.7歳から令和2年には30.7歳と4歳も上がっています。岐阜県は全国よりやや低い年齢で推移していますが、本町は、全国や岐阜県より高い年もあれば低い年もあります。第1子出生時の母親の平均年齢が高くなっている要因は晩婚化です。

図表2-9 第1子出生時の母親の平均年齢の推移



資料：「人口動態統計」

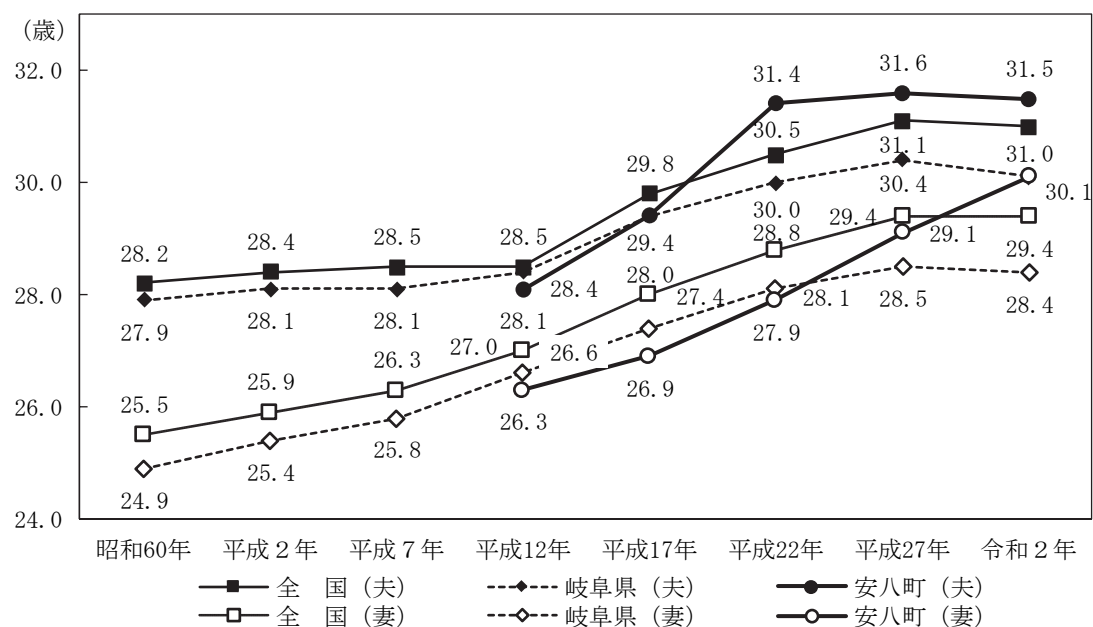
3 結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、年々上昇しています。昭和60年と令和2年を比較すると、全国は妻が3.9歳、夫が2.8歳、岐阜県は妻が3.5歳、夫が2.2歳上昇しています。晩婚化の進行は、少子化の要因の一つです。

本町における平均初婚年齢は、令和2年で妻が30.1歳、夫が31.5歳と、夫婦とも30歳を超え、全国や岐阜県を上回っています。

図表2-10 平均初婚年齢の推移



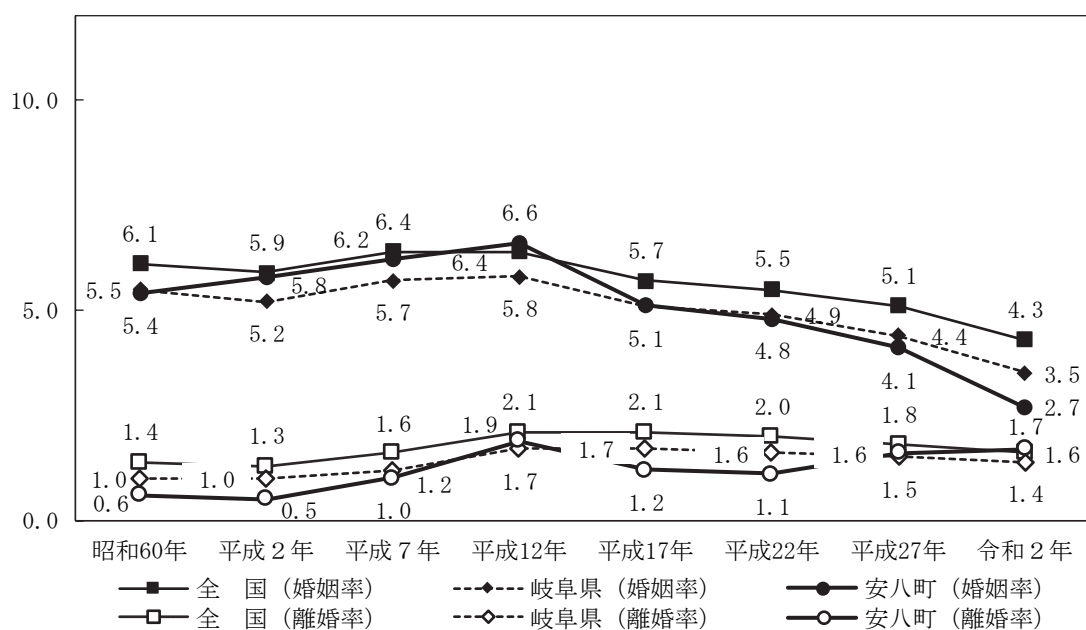
資料：「人口動態統計」

(2) 婚姻率と離婚率の推移

全国の人口1,000人あたりの婚姻率は低下傾向にあり、令和2年は昭和60年より1.8ポイント低くなっています。本町の近年の婚姻率は、全国や岐阜県よりやや低く推移しています。

一方、離婚率は、全国、岐阜県、安八町とも、横ばい傾向にあります。

図表2-11 婚姻率と離婚率の推移（人口1,000対）

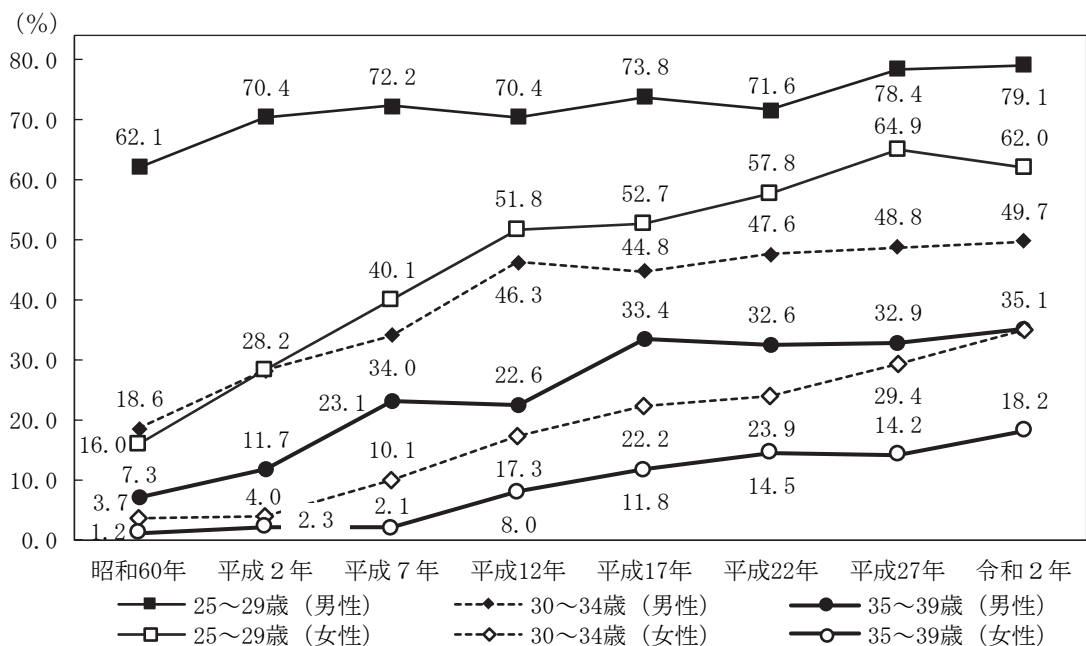


資料：「人口動態統計」

(3) 未婚率の推移

図表2-12は、本町の未婚率の推移を年齢階級別にみたものです。女性の25～29歳の未婚率は、昭和60年の16.0%が令和2年には62.0%、男性の25～29歳は昭和60年62.1%が79.1%に上昇するなど、各年齢階級とも未婚率が上昇しています。未婚率の上昇は、少子化の要因です。

図表2-12 未婚率の推移（安八町）



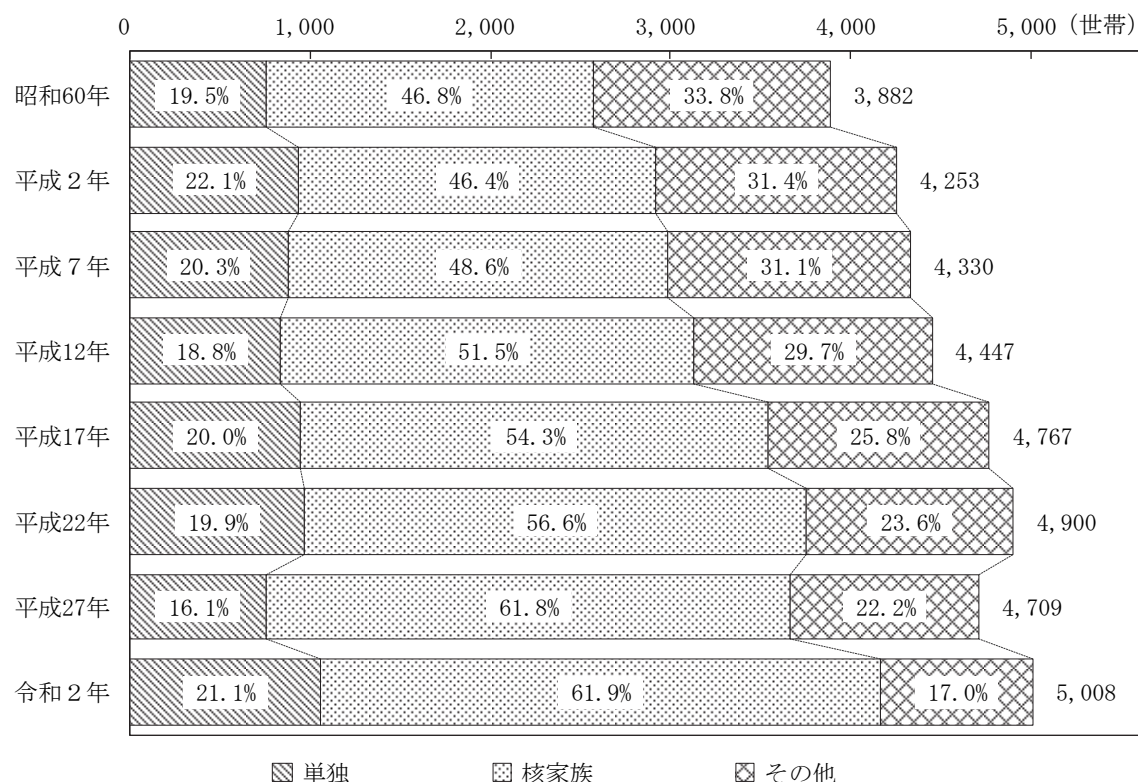
資料：「国勢調査」

4 世 帯

(1) 家族類型別世帯比率の推移

図表2-13は、本町における単独世帯数（ひとり暮らし世帯）、核家族世帯数（夫婦のみの世帯・親と子の世帯）およびその他の世帯数（三世代・四世代世帯等）の比率の推移をみたものです。核家族世帯が上昇し、その他の世帯が低下する傾向がみられますが、総世帯数は増加傾向にあります。

図表2-13 家族類型別世帯比率の推移（安八町）

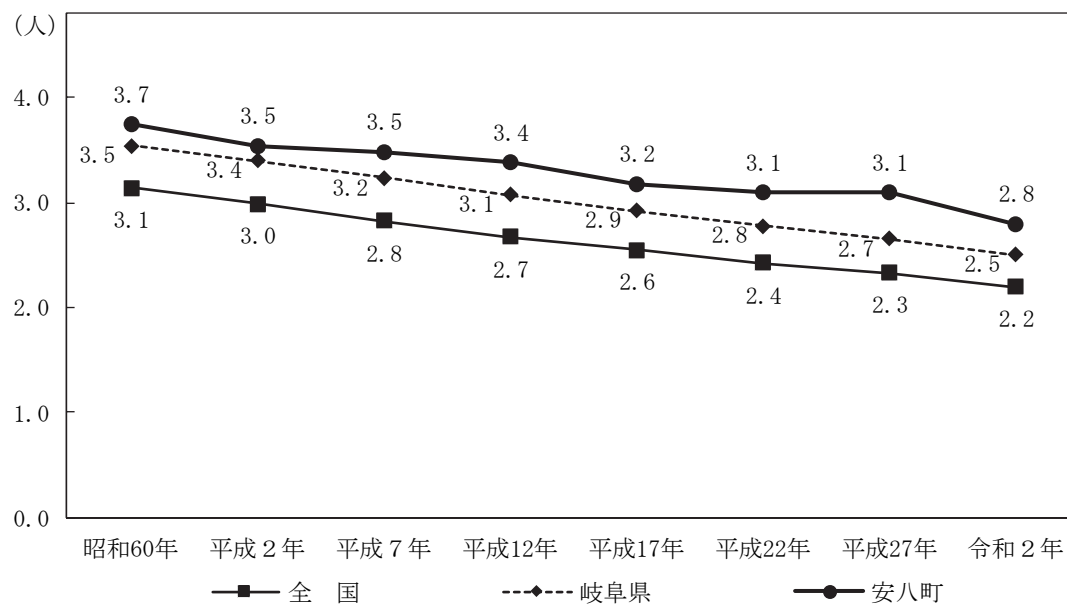


資料「国勢調査」

(2) 平均世帯人員の推移

本町の平均世帯人員は、全国や岐阜県よりもやや高く推移していますが、いずれも減少を続けています。

図表2-14 平均世帯人員の推移



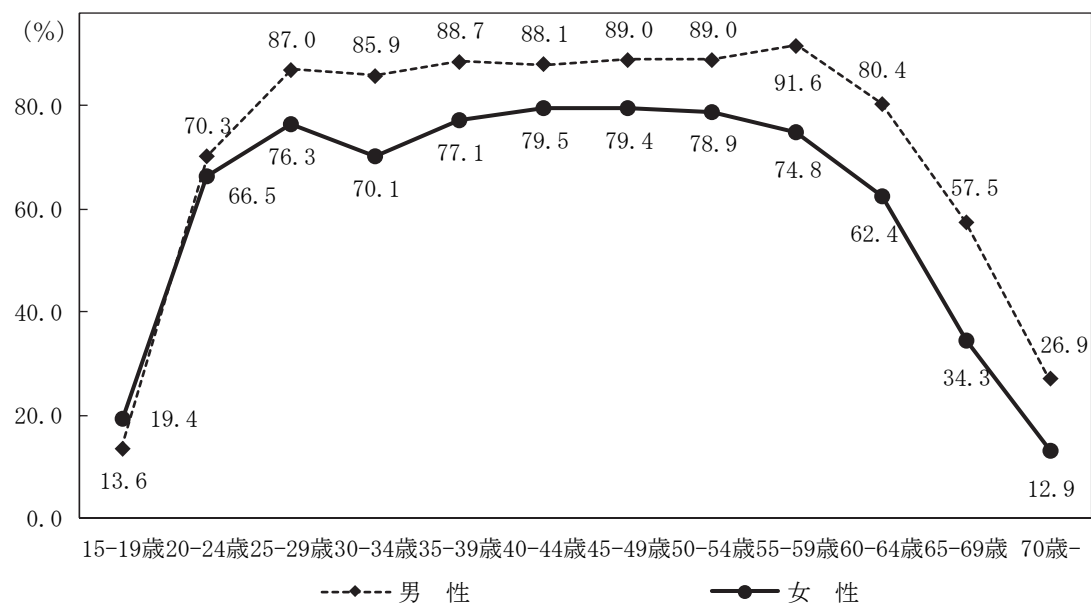
資料：「国勢調査」

5 就 業

(1) 年齢階級別就業率

本町における令和2年の就業率は、25歳以上では、女性が男性に比べて低く、特に出産年齢にあたる30～34歳で低下しています。

図表2-15 年齢階級別就業率（安八町）

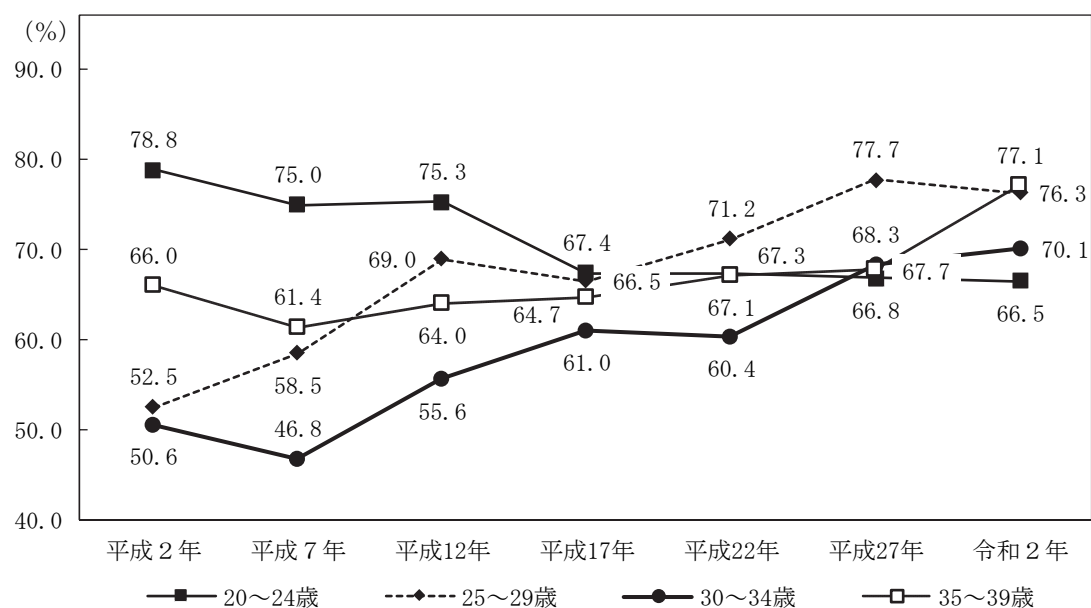


資料：「国勢調査」令和2年

(2) 女性の就業率の推移

図表2-16は、年齢階級別にみた女性の就業率の推移です。20～24歳の就業率が低下し、それ以外の年齢階層の就業率が上昇傾向にあります。その結果、平成17年以降の20～39歳の女性の就業率は、各年齢階級とも60%以上になっています。20～24歳の女性の就業率の低下は高学歴化、25～39歳の上昇傾向は晩婚化あるいは晩産化と女性の就労に対する企業や夫の理解が進んできている影響と考えられます。

図表2-16 女性の就業率の推移（安八町）



資料：「国勢調査」

6 認定こども園・小学校・中学校児童・生徒数

(1) 認定こども園児童数の推移

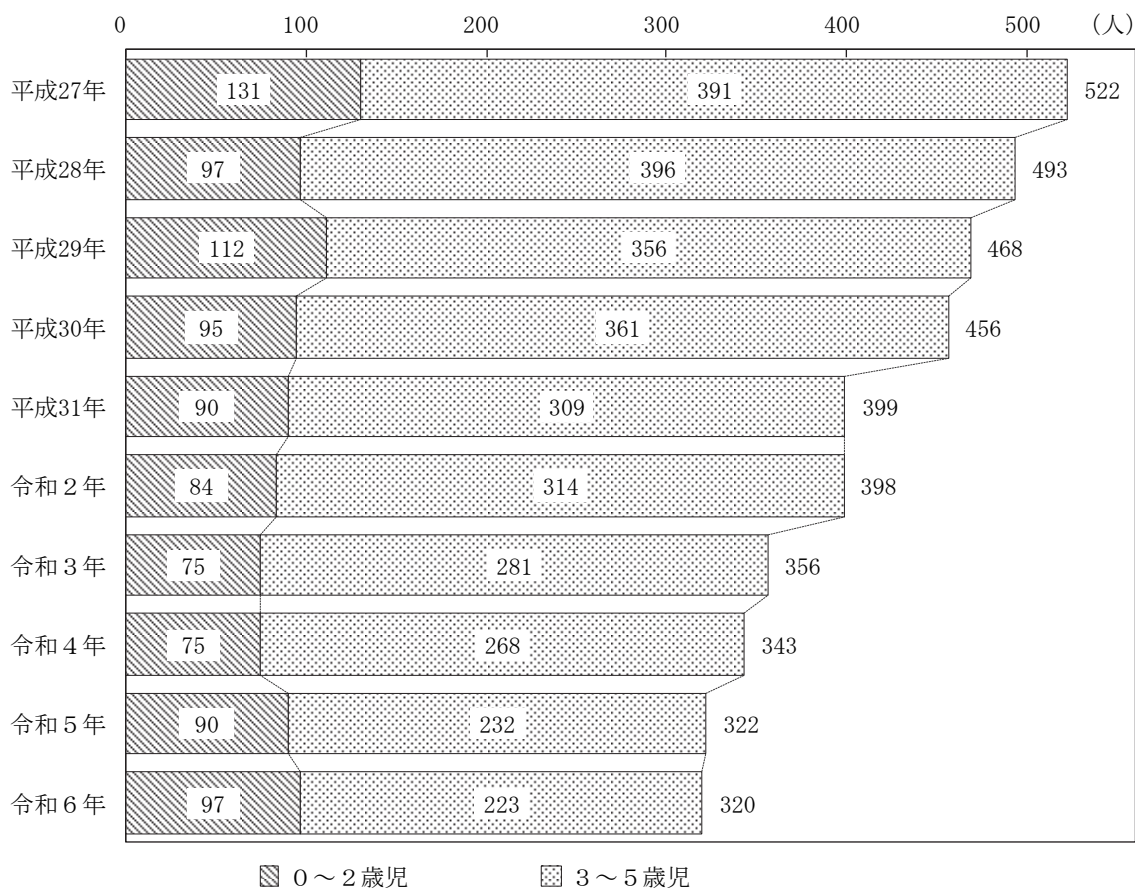
令和6年の認定こども園児童数は320人と、平成27年の522人の61.3%となっています。

図表2-17 認定こども園（保育所）児童数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
平成27年	5	43	83	125	137	129	522
平成28年	2	46	49	130	128	138	493
平成29年	6	34	72	94	137	125	468
平成30年	7	35	53	126	98	137	456
平成31年	3	35	52	83	129	97	399
令和2年	2	30	52	93	91	130	398
令和3年	4	27	44	90	94	97	356
令和4年	3	31	41	84	89	95	343
令和5年	3	39	48	58	87	87	322
令和6年	6	37	54	74	61	88	320

図表2-18 認定こども園（保育所）児童数の推移（各年4月1日現在）



(2) 認定こども園の状況

本町の3か所の認定こども園（保育所型）の定員の合計は450人です。受け入れ年齢は、すべて6か月からで、延長保育や一時保育等も実施しています。

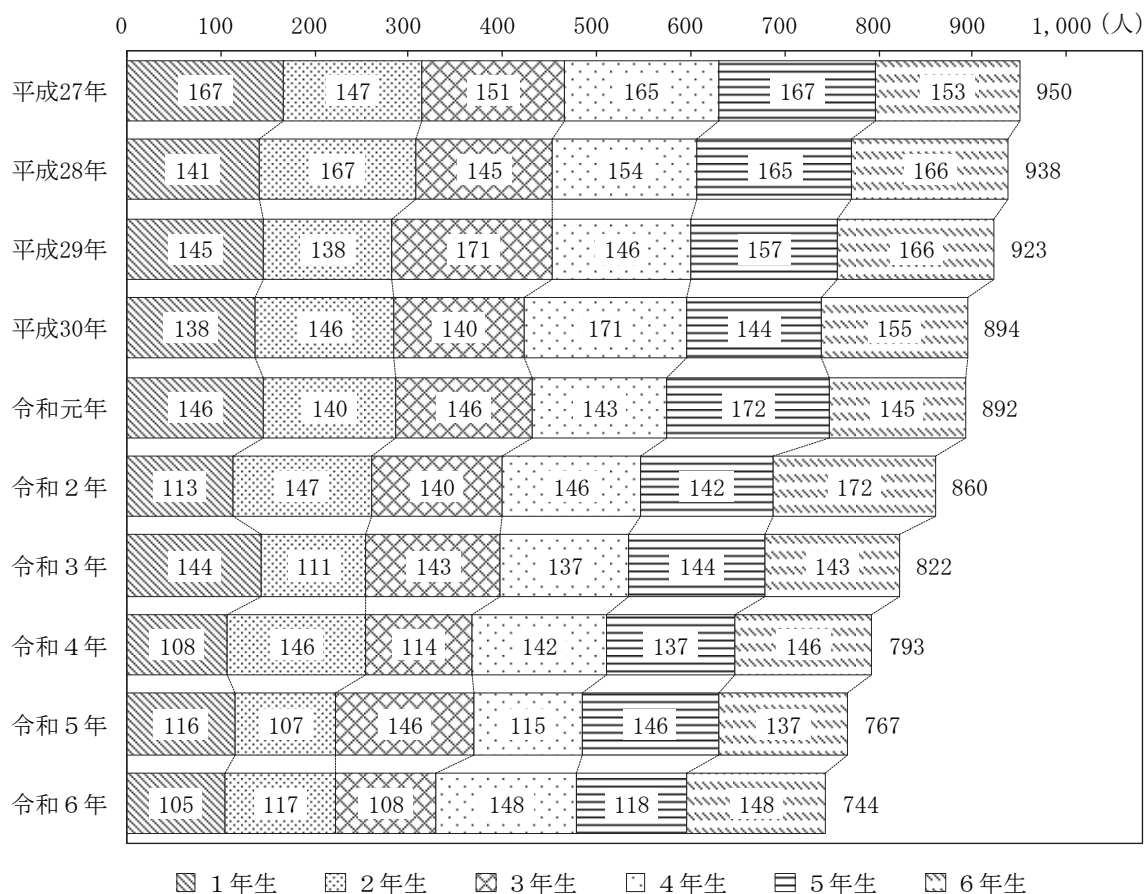
図表2-19 認定こども園の状況（令和6年4月1日現在）

園 名	定 員	園 児 数			受入年 齢	延長保 育	一時保 育	障がい児保 育
		3 歳 未 満	3 歳以上					
			1 号	2 号				
結	167人	27人	9人	57人	6 か月～	○	○	○
ふたば	91人	19人	2人	36人	6 か月～	○	○	○
中 央	192人	51人	13人	106人	6 か月～	○	○	○
合 計	450人	97人	24人	199人	-	3 か所	3 か所	3 か所

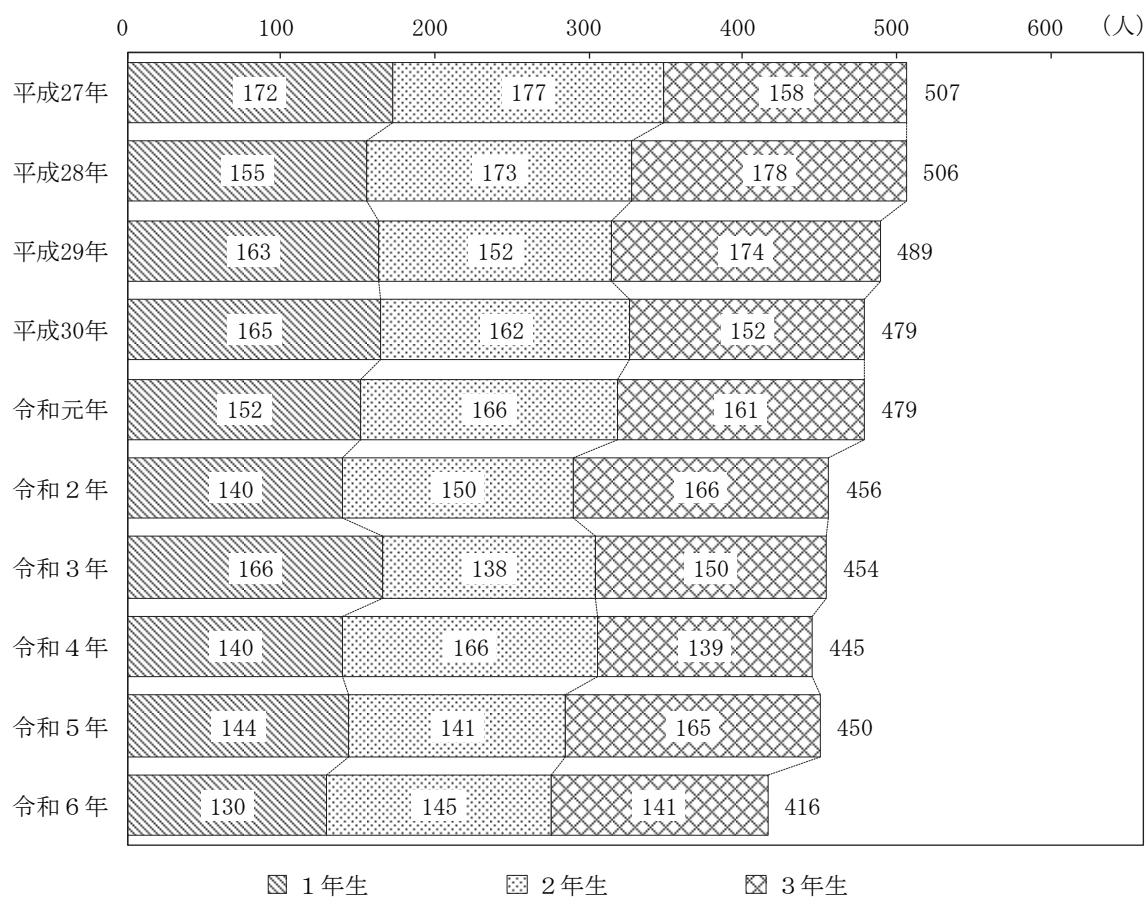
(3) 小中学校児童生徒数の推移

本町には、小学校が結小学校、名森小学校および牧小学校の3校あり、中学校が登龍中学校および東安中学校の2校あります。図表2-20および図表2-21は、小学校児童数および中学校生徒数の推移ですが、いずれも減少傾向にあります。

図表2-20 小学校児童数の推移（各年5月1日現在）



図表 2-21 中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



第2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、「第5期あんばちっ子すくすくプラン」を策定するための基礎資料を得ることを目的とし、小学校6年生以下の子どもを持つ保護者を対象として「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」といいます）を実施しました。

就学前児童の保護者に対しては、保育サービス等の利用状況や利用意向、子育てについての不安や悩み、仕事と子育てなどについて、また、小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、病気・病後の対応などについてもお聞きしました。

(2) 調査方法、回収結果等

就学前児童保護者調査	調査対象者	就学前児童の保護者。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。			
	調査方法	調査依頼状を郵送し、Webにより回答を受信			
	調査期間	令和6年6月17日～令和6年7月7日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		360	191	191	53.1%
小学生保護者調査	調査対象者	小学生の保護者全数。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人とした。			
	調査方法	調査依頼状を郵送し、Webにより回答を受信			
	調査期間	令和6年6月17日～令和6年7月7日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		556	277	277	49.8%

(3) 集計・分析にあたって

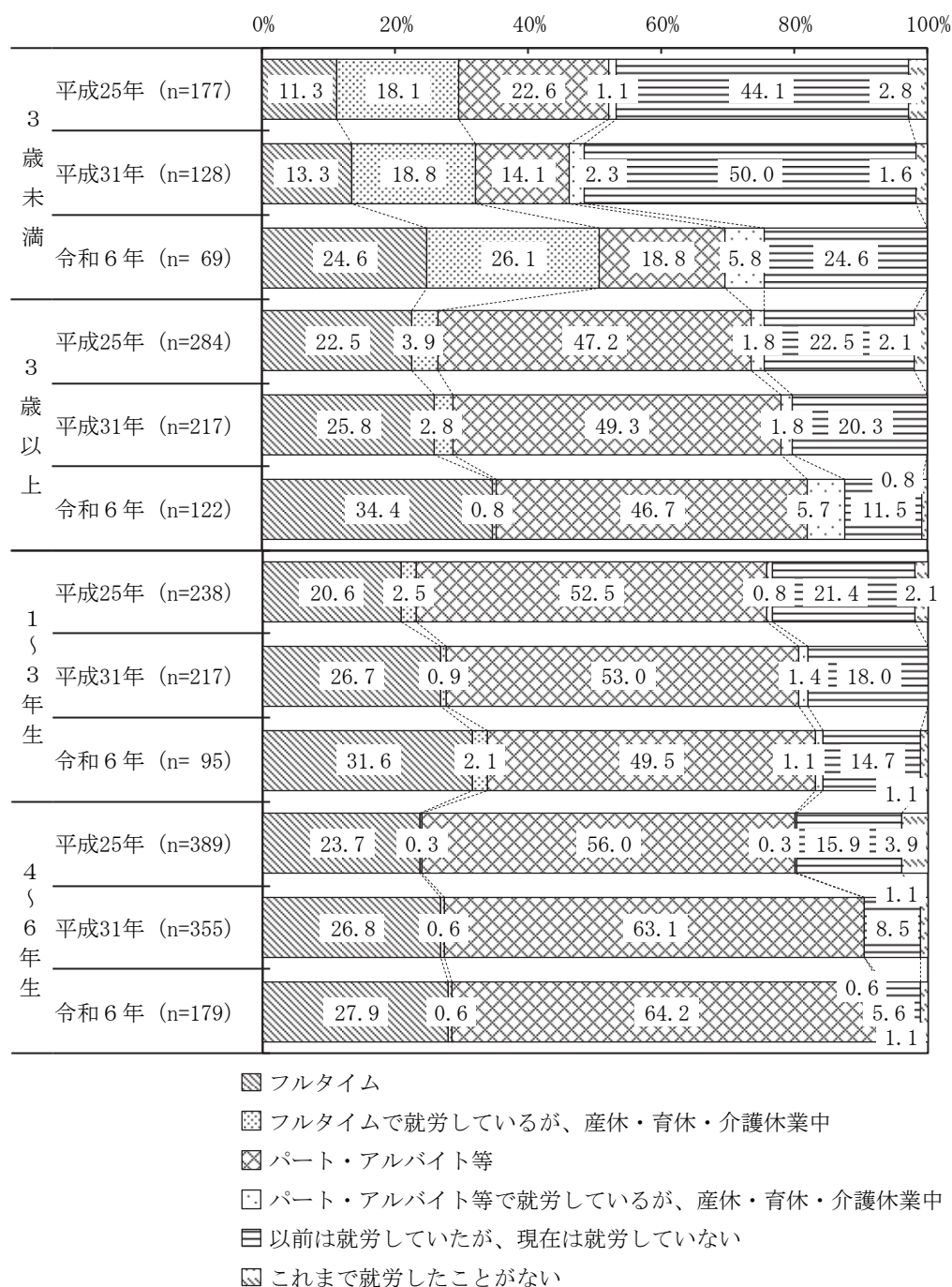
- ・平成25年11月に実施した「安八町次世代育成支援に関するニーズ調査」および平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」と比較分析した項目があります。この場合、「平成25年」および「平成31年」とあるのは上記2調査を指し、「令和6年」とあるのは今回の調査を指します。
- ・ここでは無回答を除いて計算しました。

2 就労状況と就労意向等

(1) 母親の就労状況

母親の「就労」（「フルタイム」と「パート・アルバイト等」の合計）が、いずれも上昇傾向にある一方、「非就労」（「現在は就労していない」と「これまでに就労したことがない」の合計）は低下傾向にあります。また、3歳未満の「休業中」が上昇しており、育児・介護休業法が事業主や労働者に、より浸透してきたと考えられます。

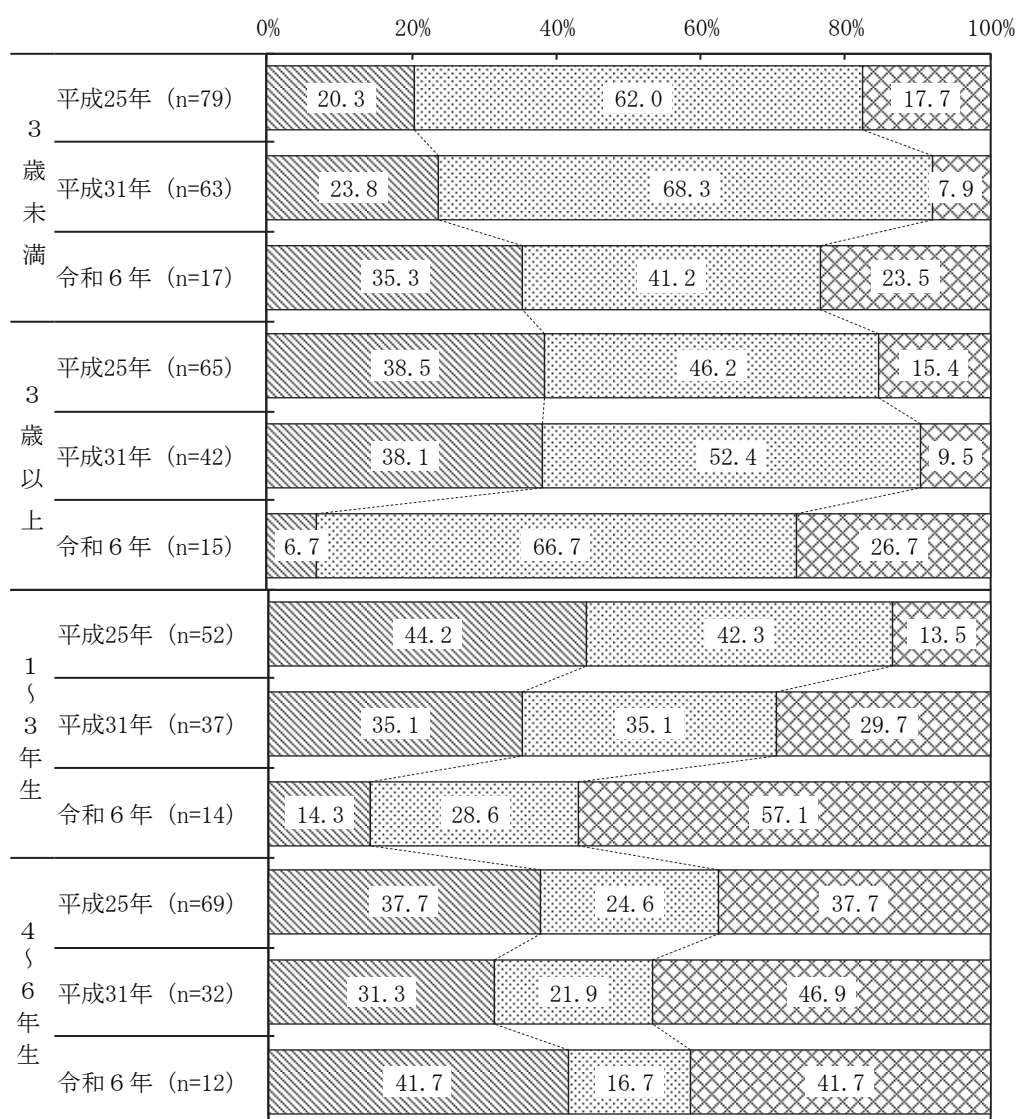
図表2-22 母親の就労状況



(2) 働いていない母親の就労意向

働いていない母親の就労意向をみると、「すぐにでも（１年以内に）就労したい」は３歳未満では上昇しており、３歳以上では低下しています。図表２－２２でみたように、母親の就業や育児休業の取得が進んでいることが要因の一つと考えられます。

図表２－２３ 働いていない母親の就労意向

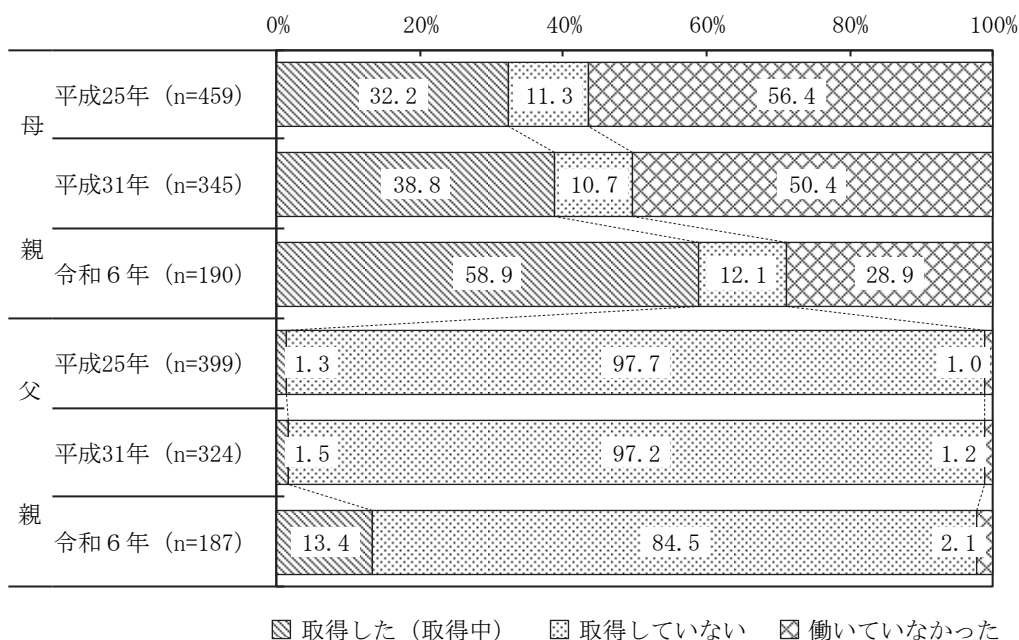


- すぐにでも（１年以内に）就労したい
 ■ 子どもがある程度大きくなったら就労したい
 ■ 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

(3) 育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業の取得率は、母親、父親とも上昇しています。育児・介護休業法の改正により、育児休業の取得が促進されていることから、今後も上昇すると予測されます。

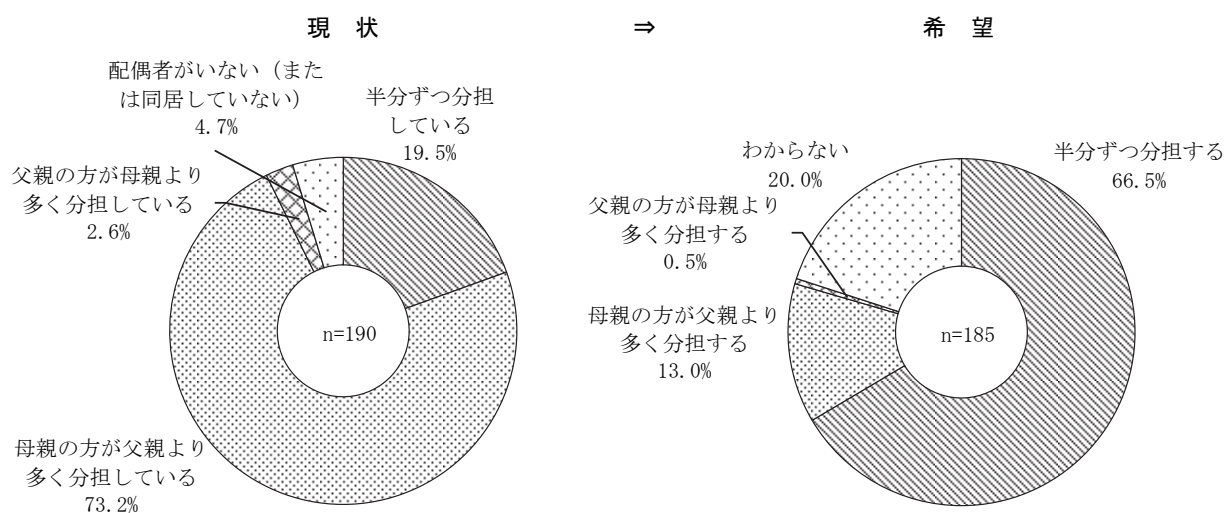
図表2-24 育児休業の取得状況（就学前児童）



(4) 家庭での子育てや家事の分担（就学前児童）

令和6年の調査において、家庭での母親と父親の子育てや家事の分担についてたずねたところ、現状としては、「母親の方が父親より多く分担している」が70%以上を占め、「半分ずつ分担している」は20%程度にとどまっています。しかし、希望としては、「半分ずつ分担する」が60%以上を占めており、父親の子育てや家事への一層の参画が求められています。

図表2-25 家庭での子育てや家事の分担（就学前児童）



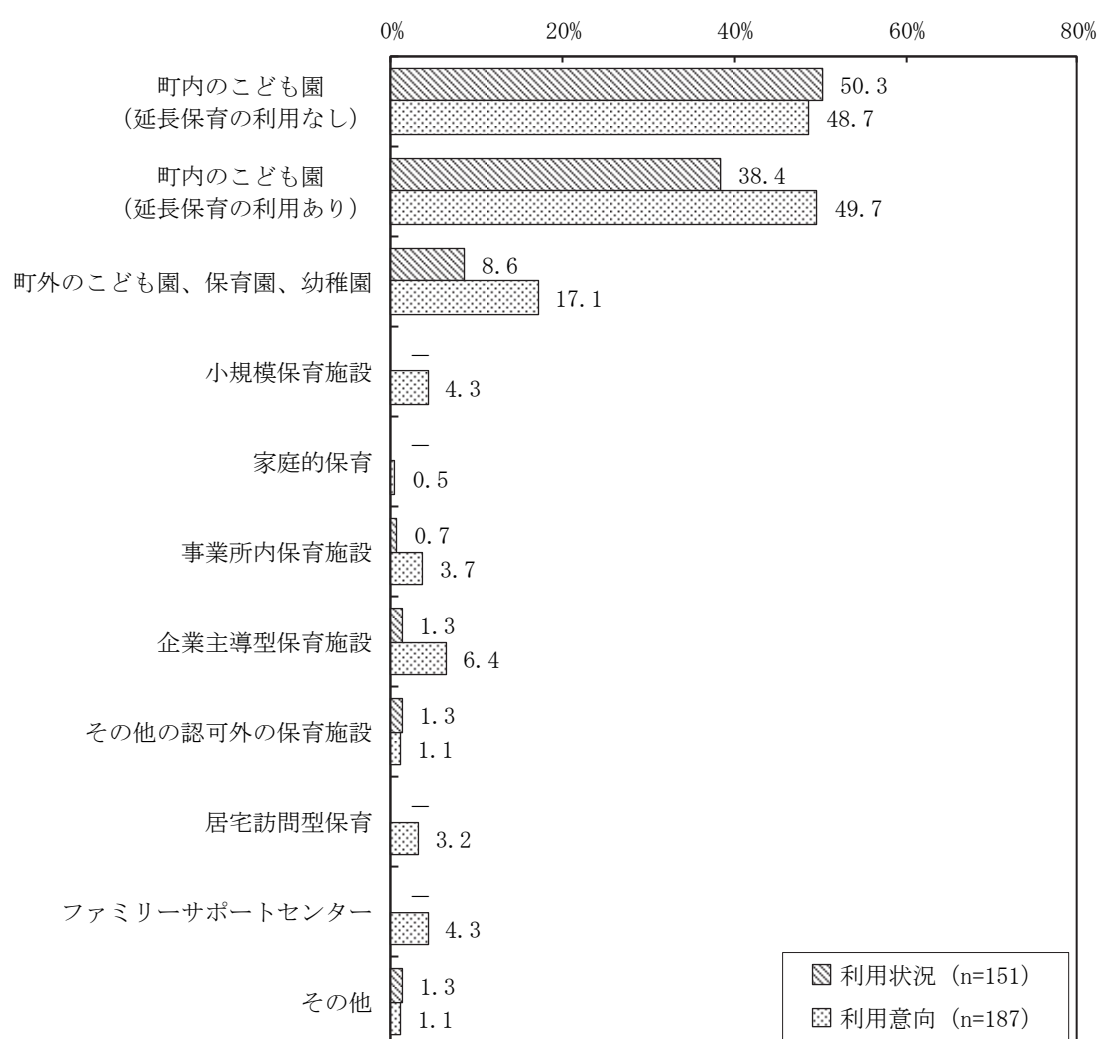
3 教育・保育事業

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

図表2-26の平日の定期的な教育・保育事業は、延長保育なしでの町内のこども園の利用以外において利用状況を利用意向が上回っています。特に、延長保育ありでの町内のこども園の利用意向が利用状況より高いことには留意しなければなりません。

なお、「ファミリーサポートセンター」を設置していますが、利用している調査対象者はいませんでした。

図表2-26 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童・複数回答）

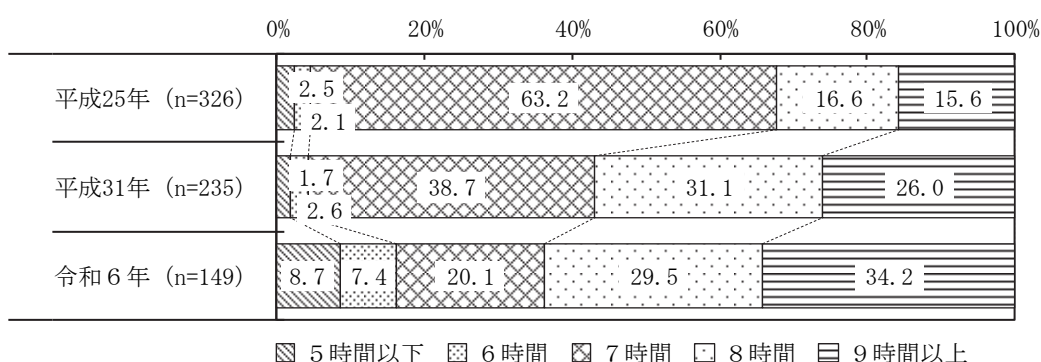


(2) 平日の教育・保育事業の利用日数・利用時間（就学前児童）

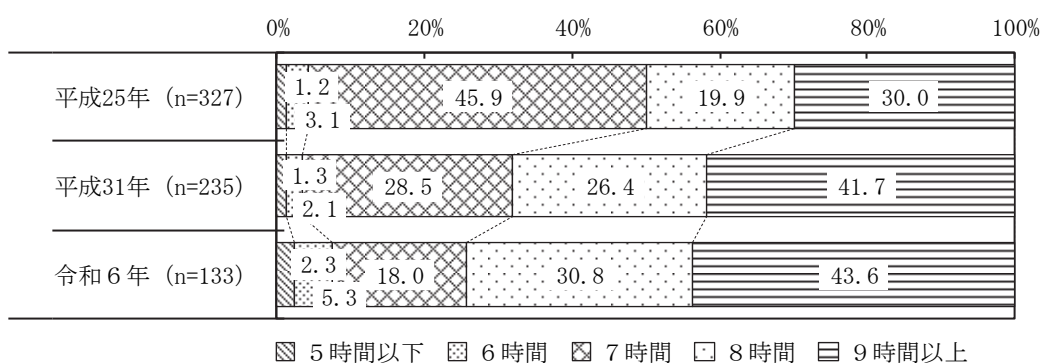
平日の教育・保育事業の利用日数と利用希望日数は、これまでも、ほとんどの人が平日5日を利用しており、また、利用したいと答えています。

そこで、平日の教育・保育事業の1日の利用時間（図表2-27）と利用希望時間（図表2-28）についてみると、いずれも「8時間」と「9時間以上」が上昇傾向にあり、また、利用時間に対して利用希望時間が高いことから、長時間保育に対するニーズが高い状況が続いているといえます。

図表2-27 平日の教育・保育事業の利用時間（就学前児童）



図表2-28 平日の教育・保育事業の利用希望時間（就学前児童）

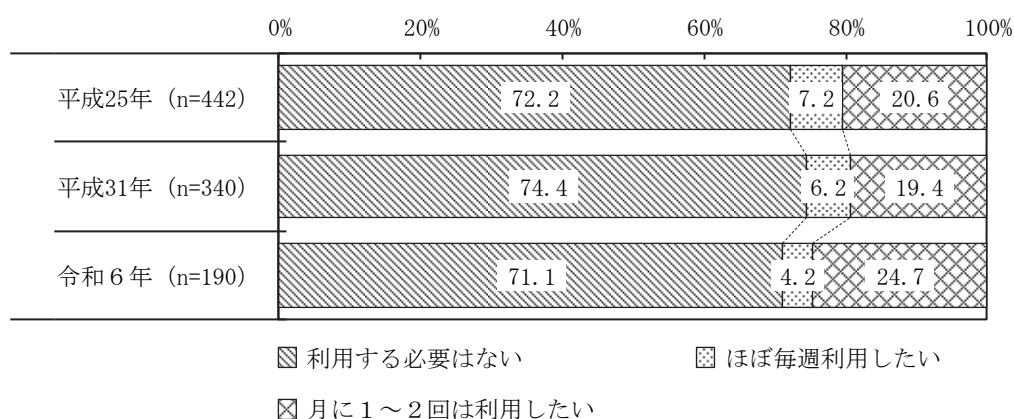


(3) 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

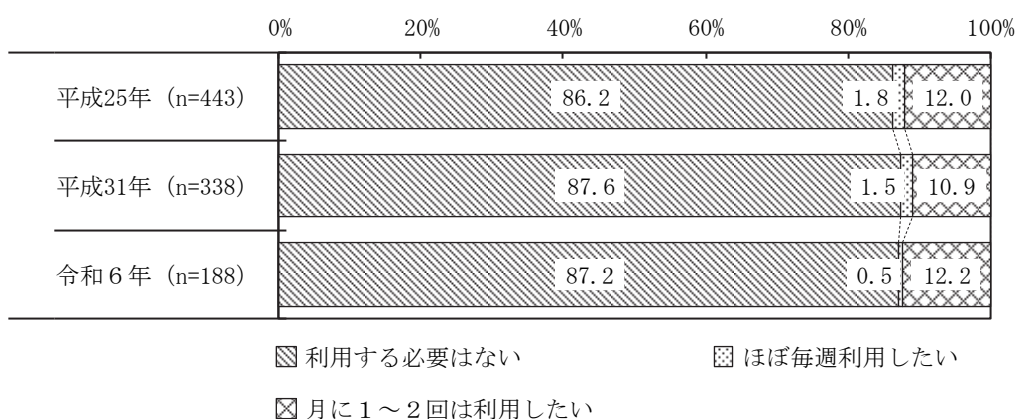
土曜日の定期的な教育・保育事業は、「ほぼ毎週利用したい」がやや低下する一方、「月に1～2回は利用したい」がやや上昇しています（図表2-29）。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業は、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」ともあまり変化はみられず、引き続き「利用する必要はない」が大半を占めています（図表2-30）。

図表2-29 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



図表2-30 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



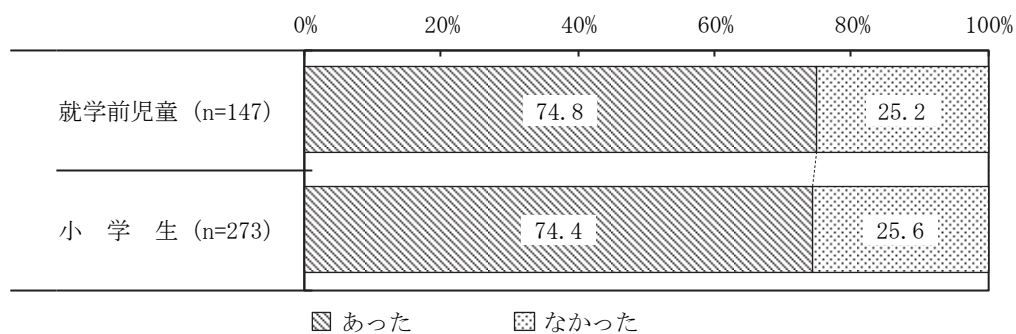
(4) 子どもが病気の時の対応

この1年間に、子どもが病気の時にこども園等を休んだことが「あった」と答えているのは74.8%、小学校等を休んだことが「あった」と答えているのは74.4%です（図表2-31）。

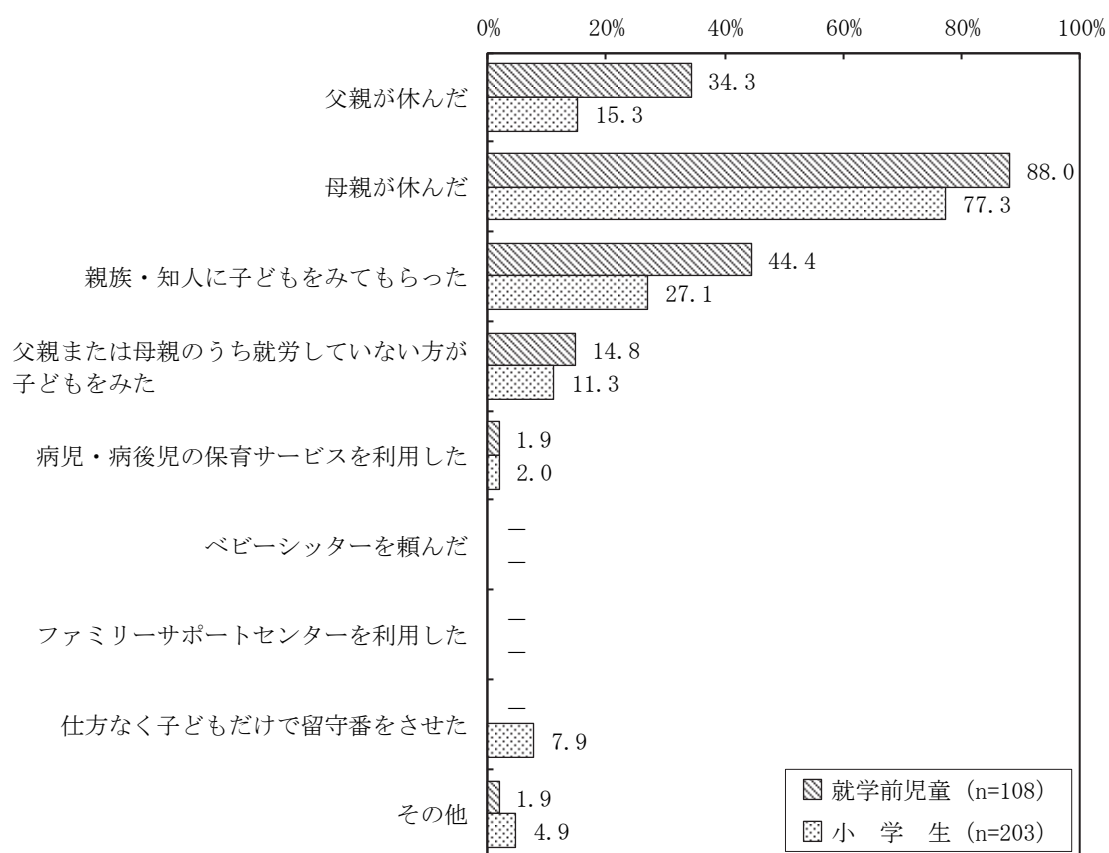
こども園や小学校等を休まなければならなかった時の対処方法としては、「母親が休んだ」「親族・知人にみてもらった」「父親が休んだ」が高い率を示しています（図表2-32）。

就学前児童では「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人の46.3%が、小学生では「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人の22.6%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」としています（図表2-33）。

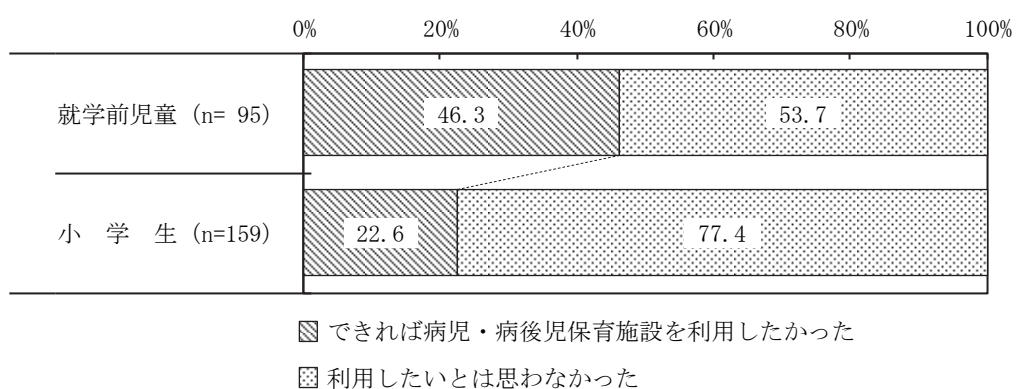
図表2-31 子どもが病気等で認定こども園や学校等が利用できなかったことの有無



図表2-32 子どもが病気等で認定こども園や小学校等を利用できなかった時の対処方法（複数回答）



図表2-33 病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか



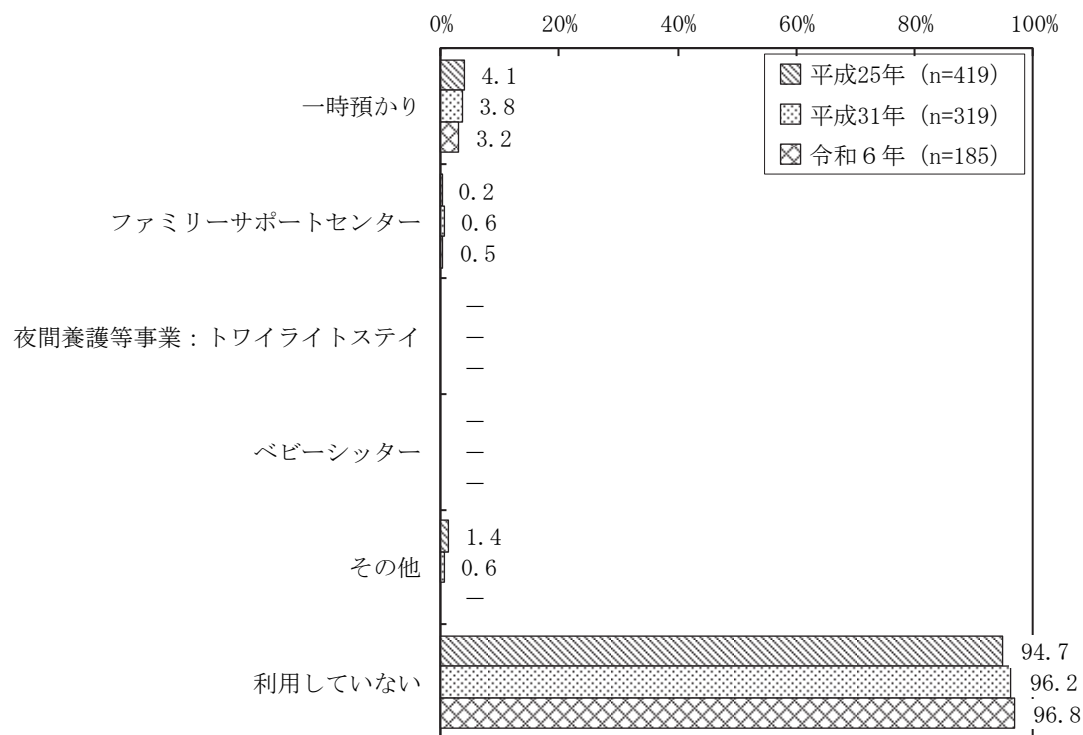
(注) 回答者は、図表2-32で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人。

(5) 不定期の教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

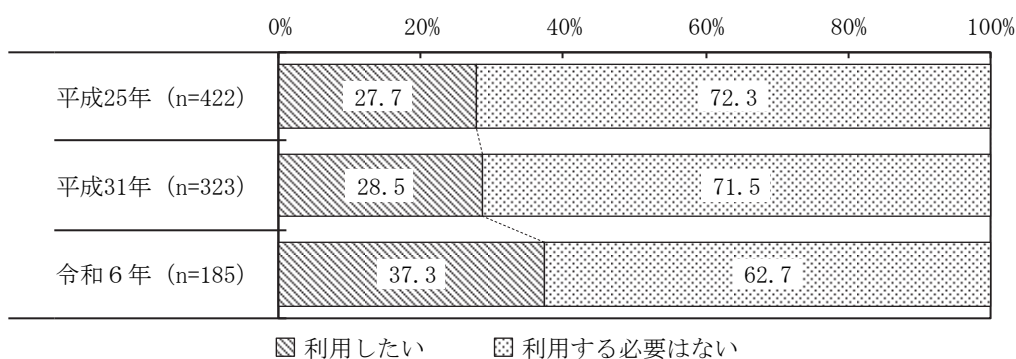
日中の定期的な保育や病気のため以外、私用、親の通院、不定期の就労等の目的での不
定期の教育・保育事業の利用は、依然としてあまり高くはありません（図表2-34）。

しかし、不定期の教育・保育事業の利用希望は上昇しており、令和6年では37.3%と
なっています（図表2-35）。

図表2-34 不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童・複数回答）



図表2-35 不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



4 子育て支援事業

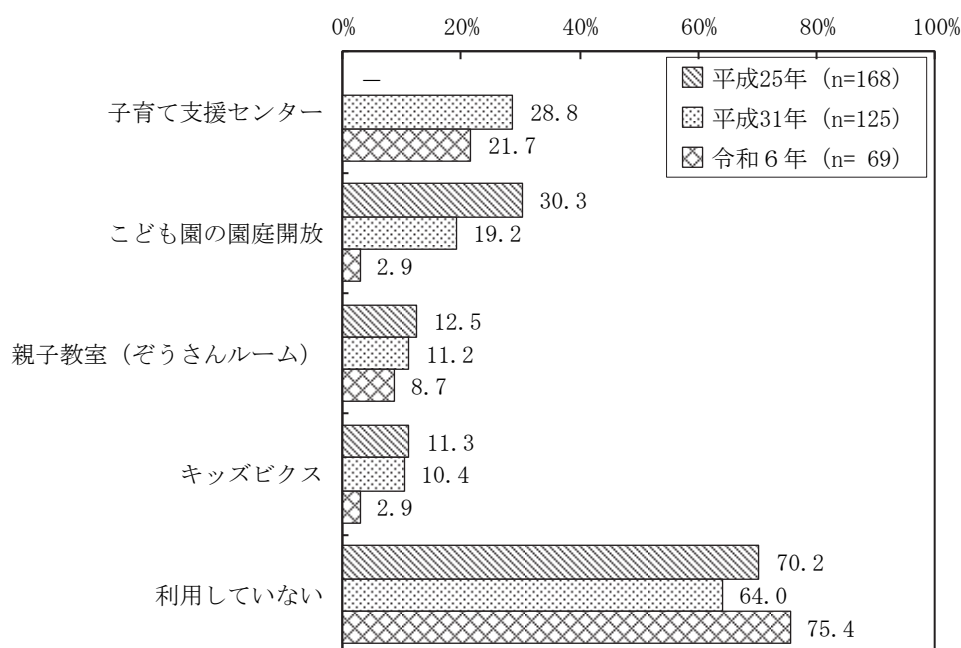
(1) 子育て支援事業の利用状況と利用意向（3歳未満）

主に未就園児を対象とする子育て支援センター、園庭開放、親子教室およびキッズピクスの利用状況をたずねた結果が図表2-36です。

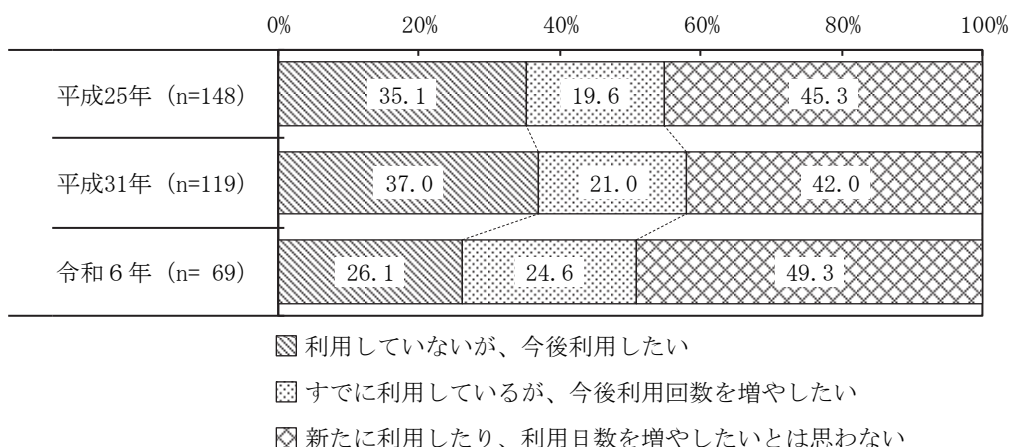
子育て支援センターと園庭開放の利用率が低下していますが、これは各事業の実施箇所を統廃合したためと考えられます。

図表2-37で子育て支援センター・園庭開放の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が低下していますが、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」はやや上昇しています。

図表2-36 子育て支援事業の利用状況（3歳未満・複数回答）



図表2-37 子育て支援センター・園庭開放の利用意向（3歳未満）

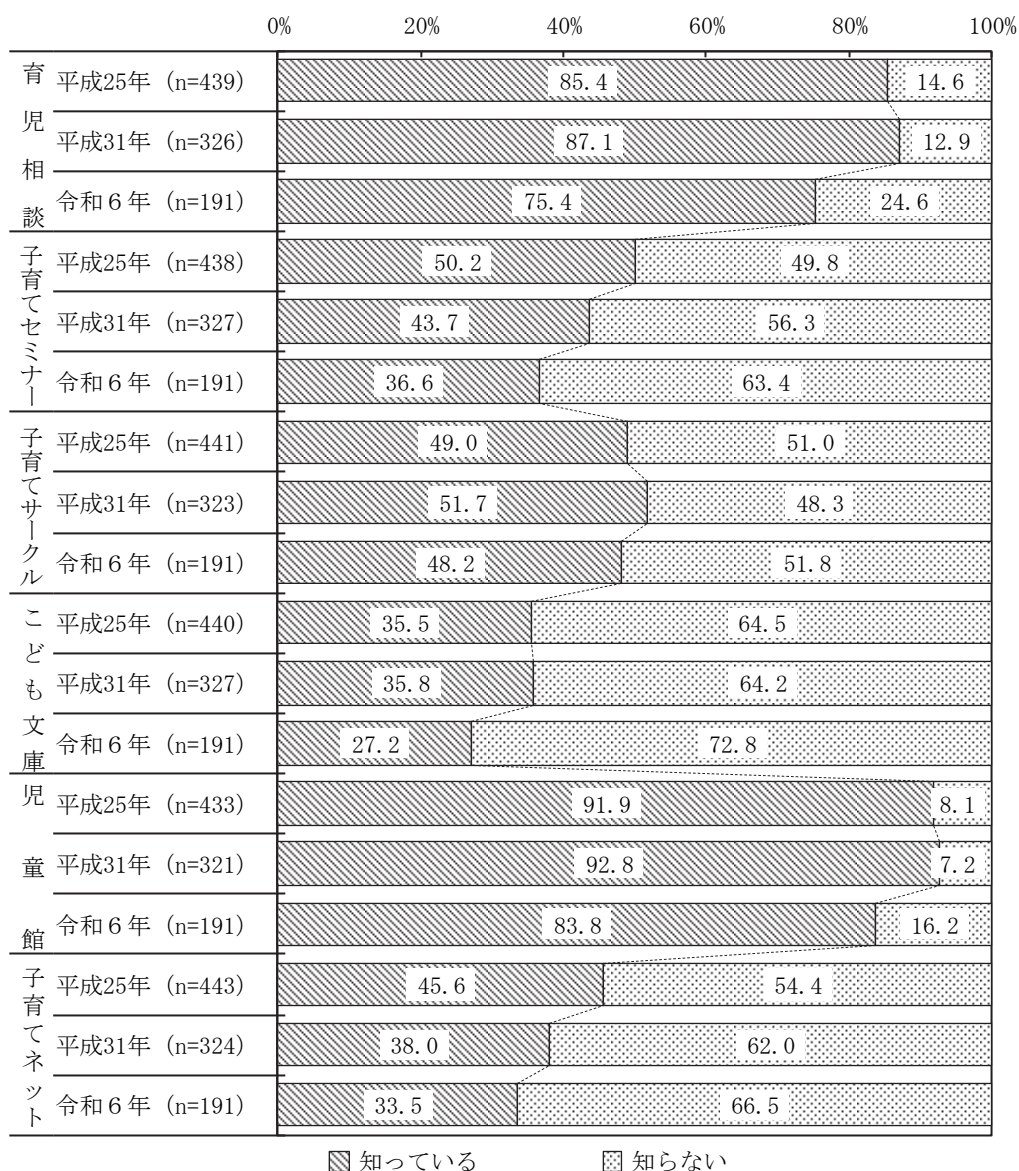


(2) その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）

図表2-38～40は、その他の子育て支援事業6項目の認知度、利用経験、利用意向を比較したものです。

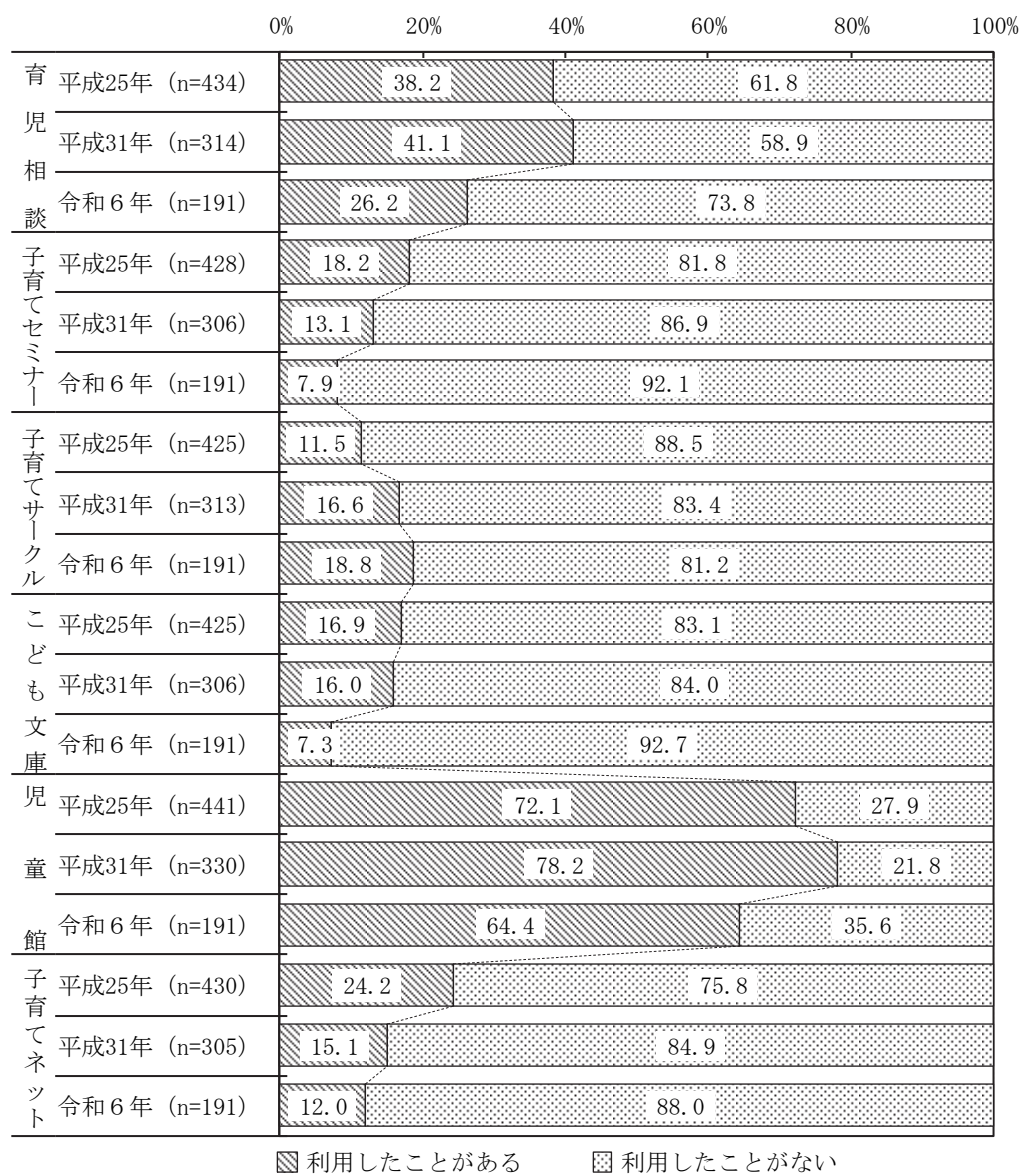
認知度（知っている）は、6項目のいずれも低下傾向にあり、特に、育児相談が平成31年より10ポイント以上低下しています。また、令和6年には安八こども文庫が30%を下回りました。

図表2-38 その他の子育て支援事業の認知度（就学前児童）



利用経験（利用したことがある）は、子育てサークル以外は低下傾向にあり、特に、育児相談および児童館が平成31年より10ポイント以上低下しています。また、令和6年には子育てセミナー（すこやか講座）および安八こども文庫が10%を下回りました。

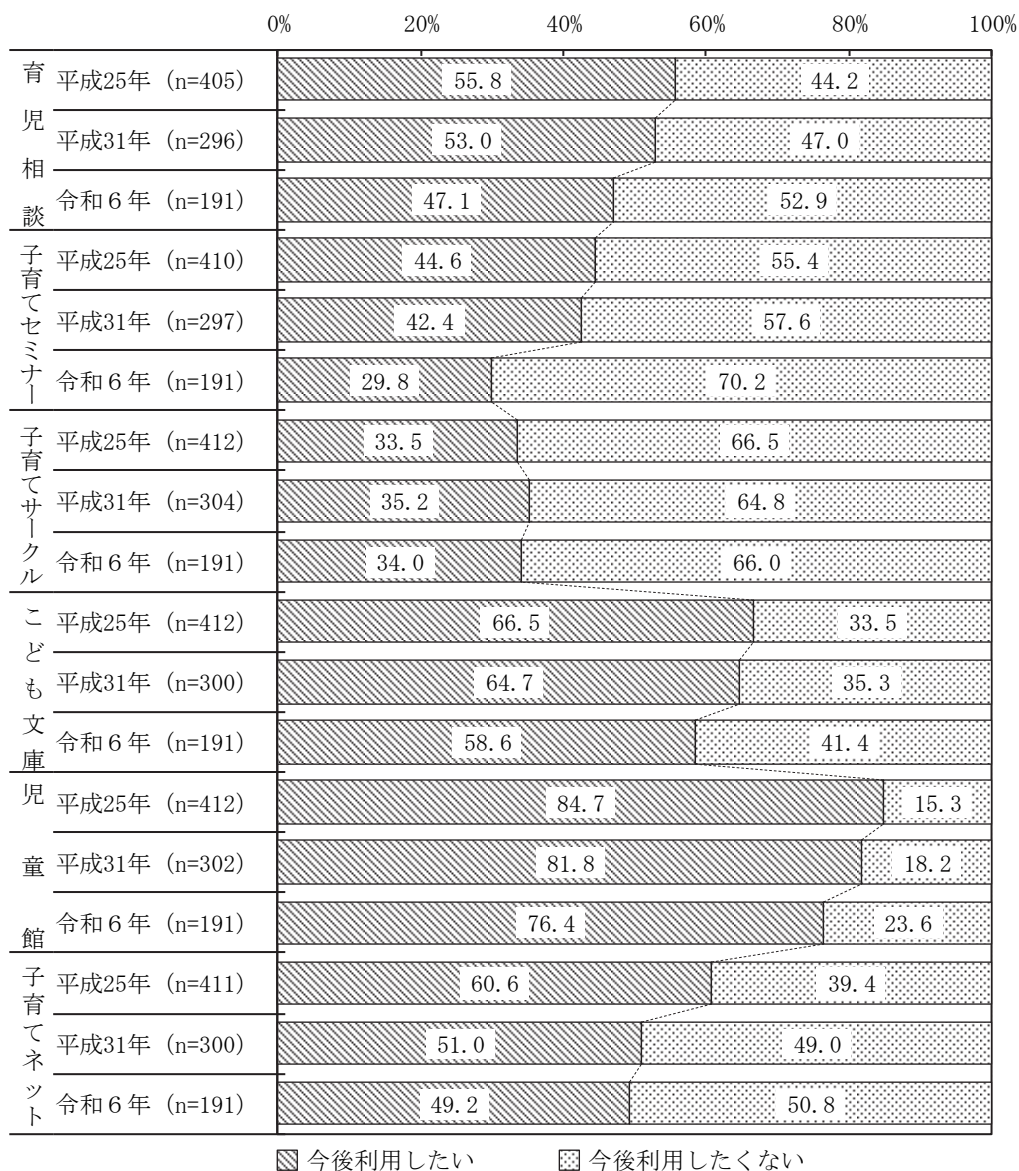
図表2-39 その他の子育て支援事業の利用経験（就学前児童）



利用意向（利用したい）は、子育てサークル以外は低下傾向にあり、特に、子育てセミナー（すこやか講座）は、平成31年より10ポイント以上低下し、30%を下回っています。

安八こども文庫は、認知度、利用経験、利用意向とも低下傾向にありますが、認知度、利用経験に比べて利用意向が特に高いことから、利用の周知や改善に向けた取り組みが必要と考えられます。

図表2-40 その他の子育て支援事業の利用意向（就学前児童）

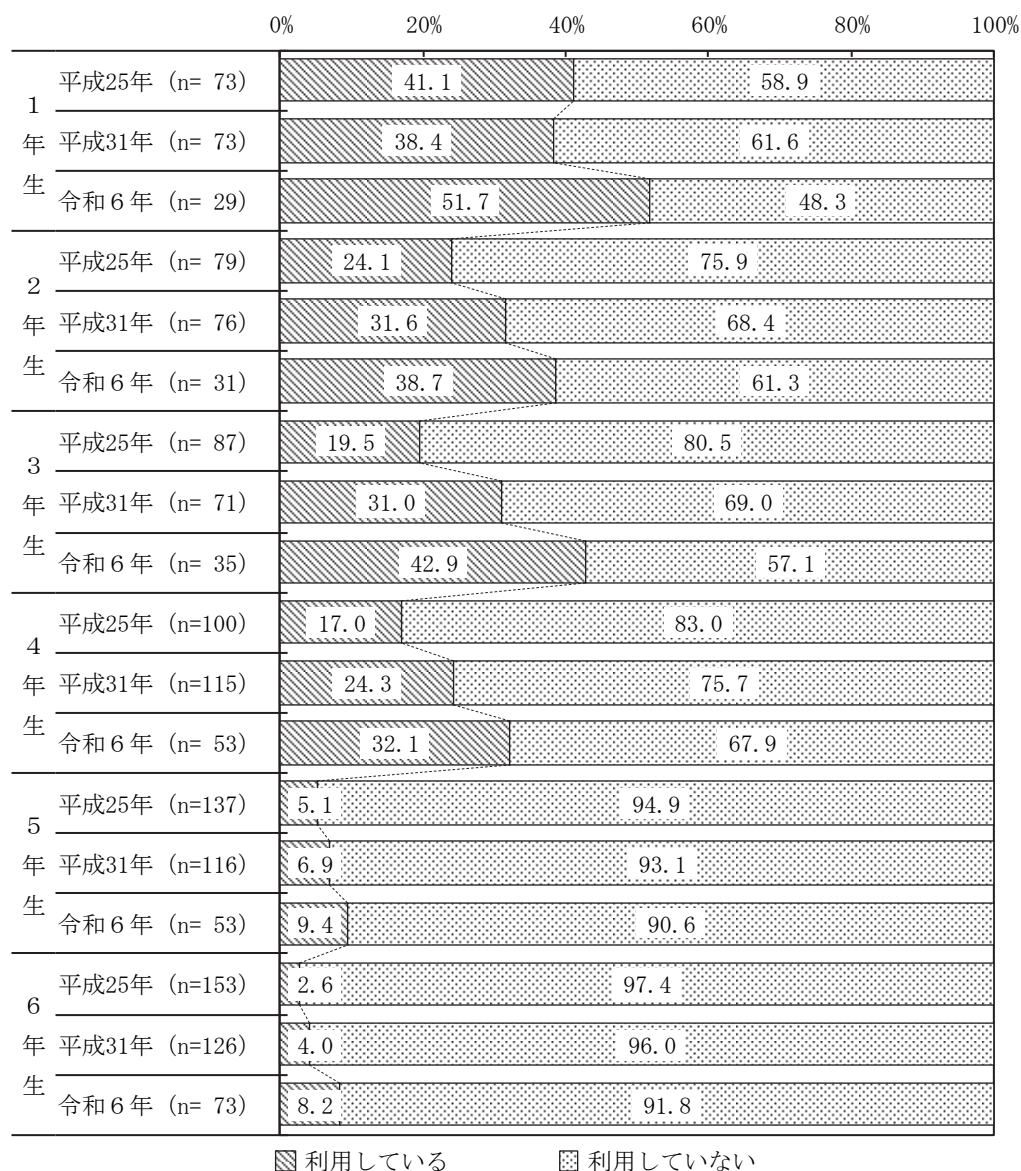


5 放課後児童クラブ

(1) 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）

放課後児童クラブの利用率を比較すると、いずれの学年も上昇傾向にあり、特に、1年生から4年生では、平成31年から5ポイント以上上昇しています。

図表2-41 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）

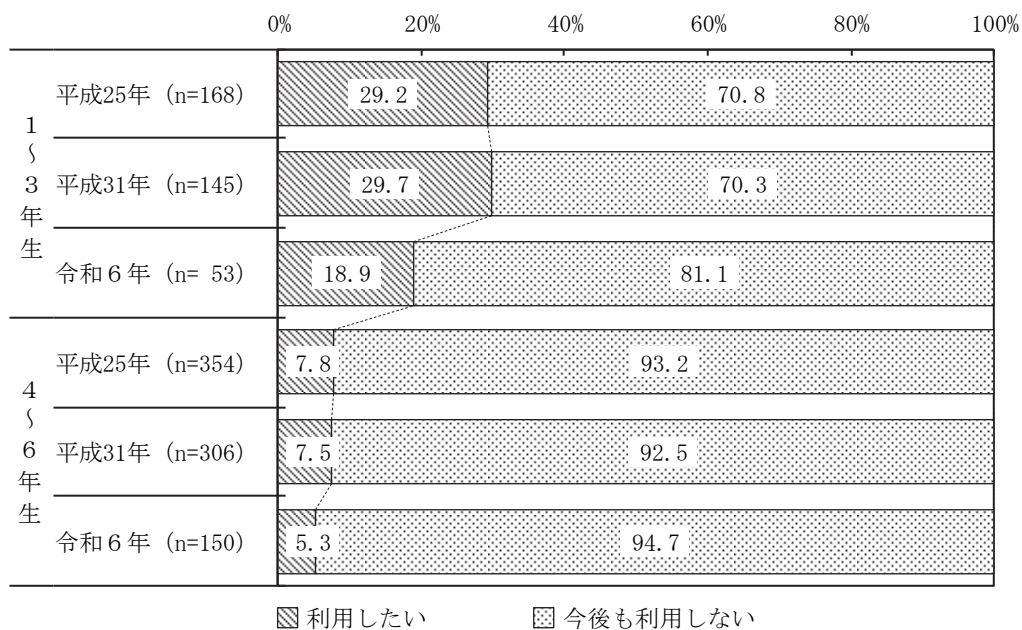


(2) 放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）

図表2-42は、放課後児童クラブ未利用の小学生の保護者の利用意向を比較したものです。

1～3年生の希望は低下傾向にあります。4～6年生は横ばい傾向にあります。したがって、これまでのような利用児数の増加がみられないと考えられます。

図表2-42 放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）



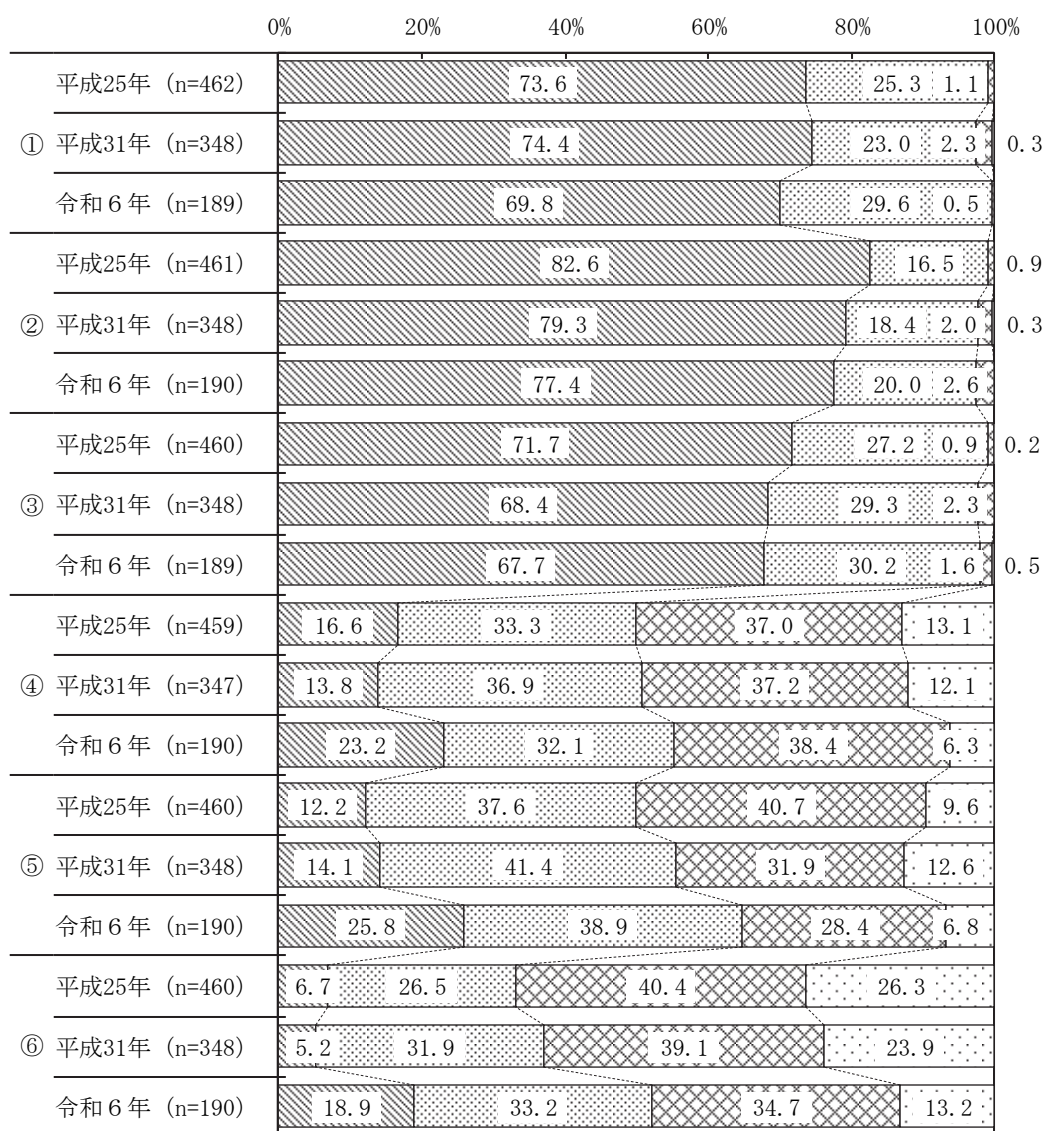
6 子育てについて感じていること

(1) 子育てに関してふだん感じていること

子育てに関してふだん感じていることとして掲げた6項目中、プラス評価の①②③についての「あてはまる」と「ほぼあてはまる」の合計は、就学前児童（図表2-43）、小学生（図表2-44）とも、あまり変化はみられず、97%前後を占めています。

一方、マイナス評価の④⑤⑥の「あてはまる」と「ほぼあてはまる」の合計は、いずれの項目においても、就学前児童、小学生とも、上昇傾向にありますが、就学前児童に比べて小学生が低くなっています。

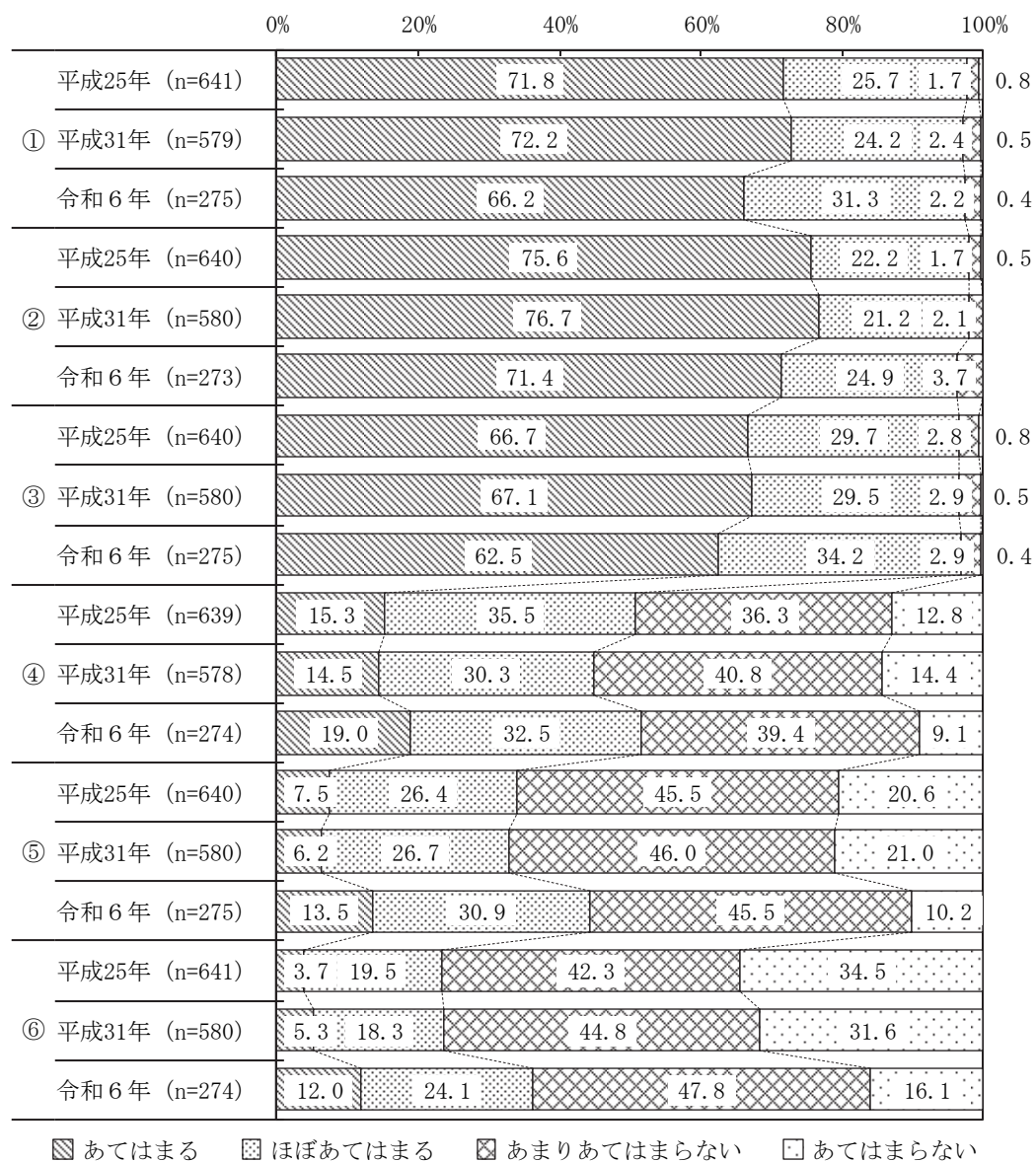
図表2-43 子育てに関してふだん感じていること（就学前児童）



■ あてはまる ▨ ほぼあてはまる ▩ あまりあてはまらない □ あてはまらない

①子どもがいると生活が楽しく豊かになる／②子育てを通じて自分も成長すると思う／
③子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う／④子育てに対して不安を感じている／
⑤仕事や自分のやりたいことができない／⑥子どもがいると生活や気持ちにゆとりがなくなる

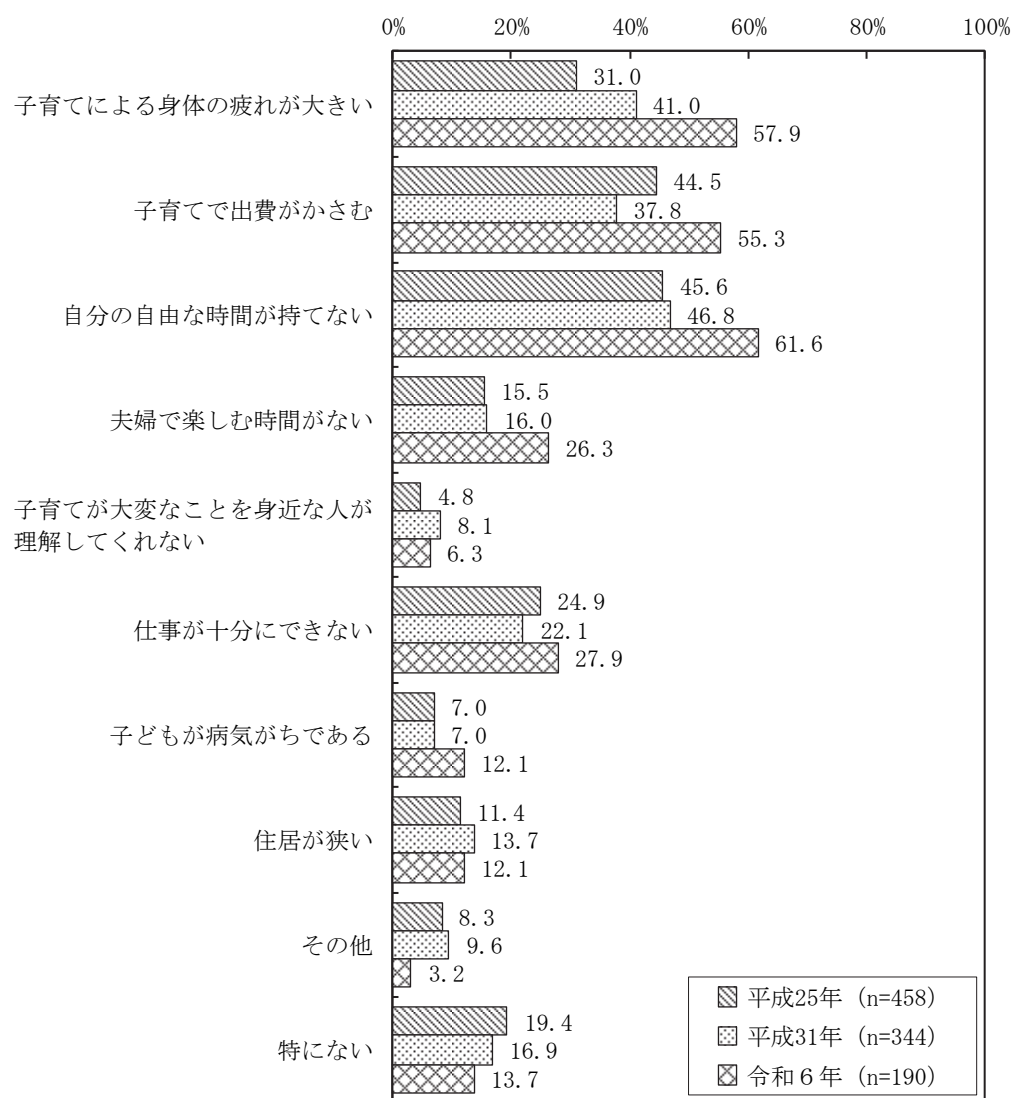
図表2-44 子育てに関してふだん感じていること（小学生）



(2) 子育てをする上での不安や悩み

就学前児童の子育てをする上で不安に思っていることや悩んでいることとして最も高いのが「自分の自由な時間が持てない」です。これをはじめ、令和6年は多くの項目で上昇しており、「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」の上位3項目は特に上昇しています。

図表2-45 子育てをする上での不安や悩み（就学前児童・複数回答）

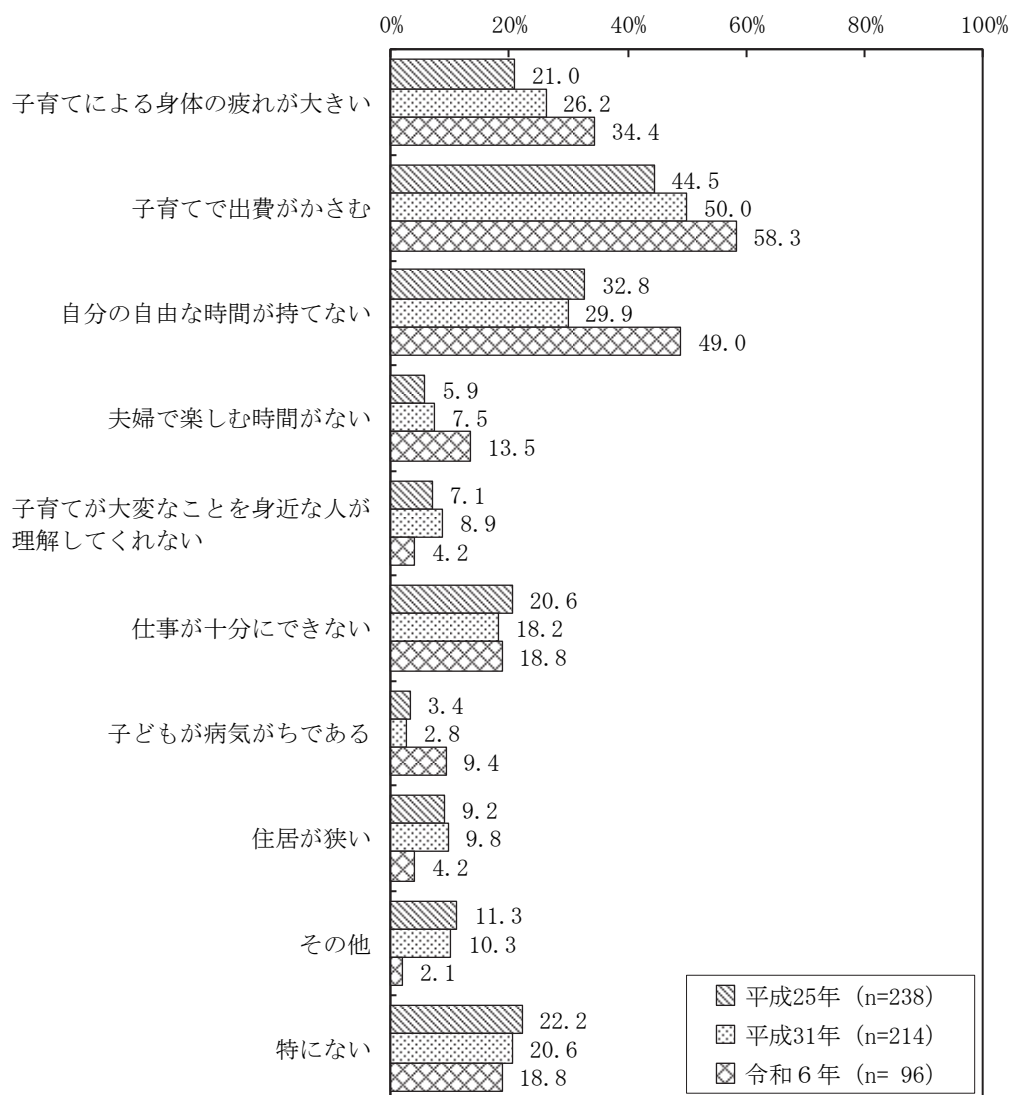


小学校1～3年生で最も高いのは「子育てで出費がかさむ」です。これをはじめ、令和6年は多くの項目で上昇しており、「自分の自由な時間が持てない」は特に上昇しています。

就学前児童、小学校1～3年生とも、「自分の自由な時間が持てない」が特に上昇しているのには、母親の就業が進んでいることが要因の一つと考えられます。

子育てと仕事を両立できる環境づくりがより一層必要と考えられます。

図表2-46 子育てをする上での不安や悩み（小学1～3年生・複数回答）



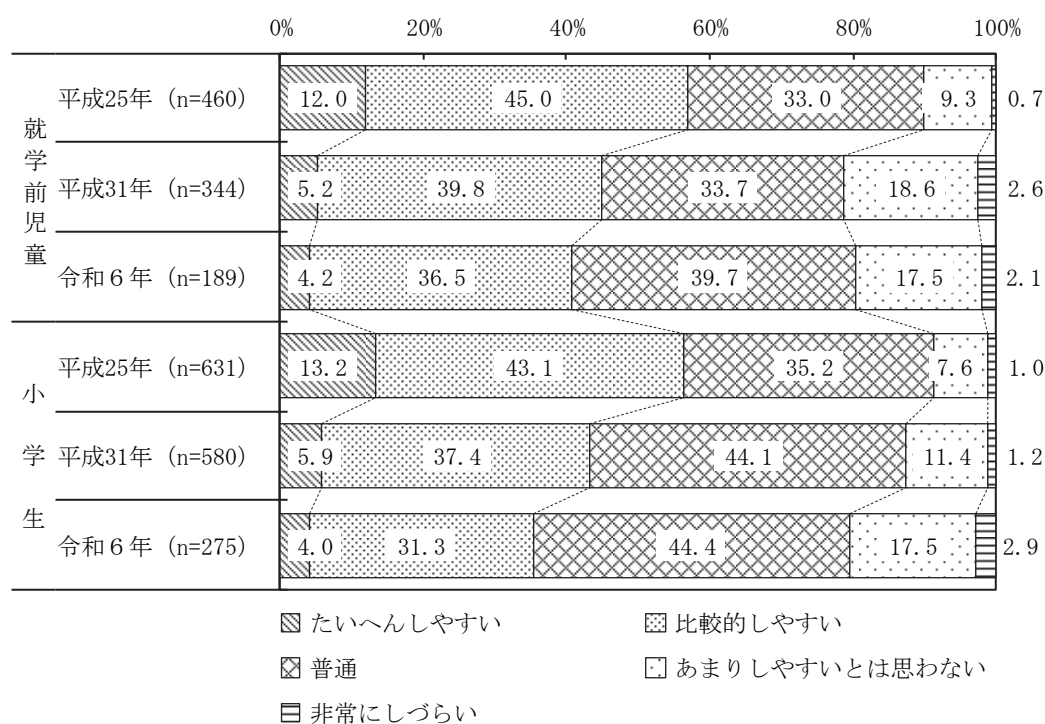
7 安八町の子育て施策等

(1) 子育てしやすいまちか

図表2-47は、「安八町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問に対する回答を比較したものです。就学前児童、小学生とも、「たいへんしやすい」と「比較的しやすい」の合計が低下傾向にあり、「あまりしやすいとは思わない」と「非常にしづらい」の合計がやや上昇傾向にあります。

図表2-48は、「あまりしやすいとは思わない」または「非常にしづらい」と答えた人の「子育てしづらい理由」の上位3項目です。就学前児童、小学生とも、公園等の子どもの遊び場の不足等の記載が多くありました。

図表2-47 安八町は子育てしやすいまちか



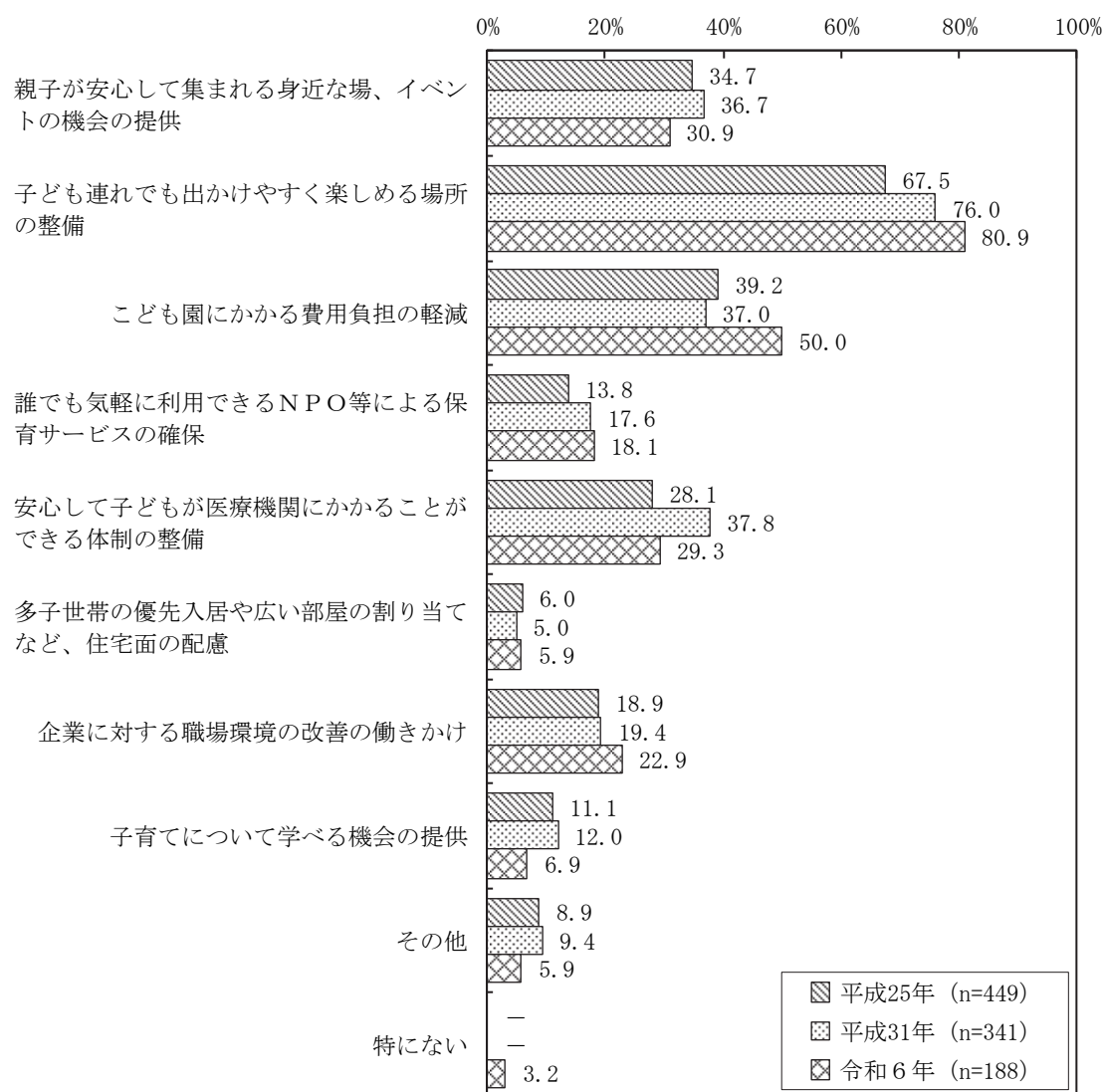
図表2-48 子育てしづらい理由

対象	順位	理由（趣旨）	回答数（件数）
就学前児童	①	公園等の子どもの遊び場の不足等	22
	②	教育・保育サービス等の不足等	12
	③	医療サービスの不足等	4
小学生	①	公園等の子どもの遊び場の不足等	23
	②	学校、放課後児童クラブ等の支援等	7
	③	医療サービスの不足等	4

(2) 町の子育て支援に期待すること

安八町での子育てしやすさの実感が低下する中、就学前児童の保護者が町の子育て支援の充実に期待することとしては、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が依然として最も高くなっています。次いで「こども園にかかる費用負担の軽減」、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」も高い率となっています。特に、「こども園にかかる費用負担の軽減」は10ポイント以上上昇しています。

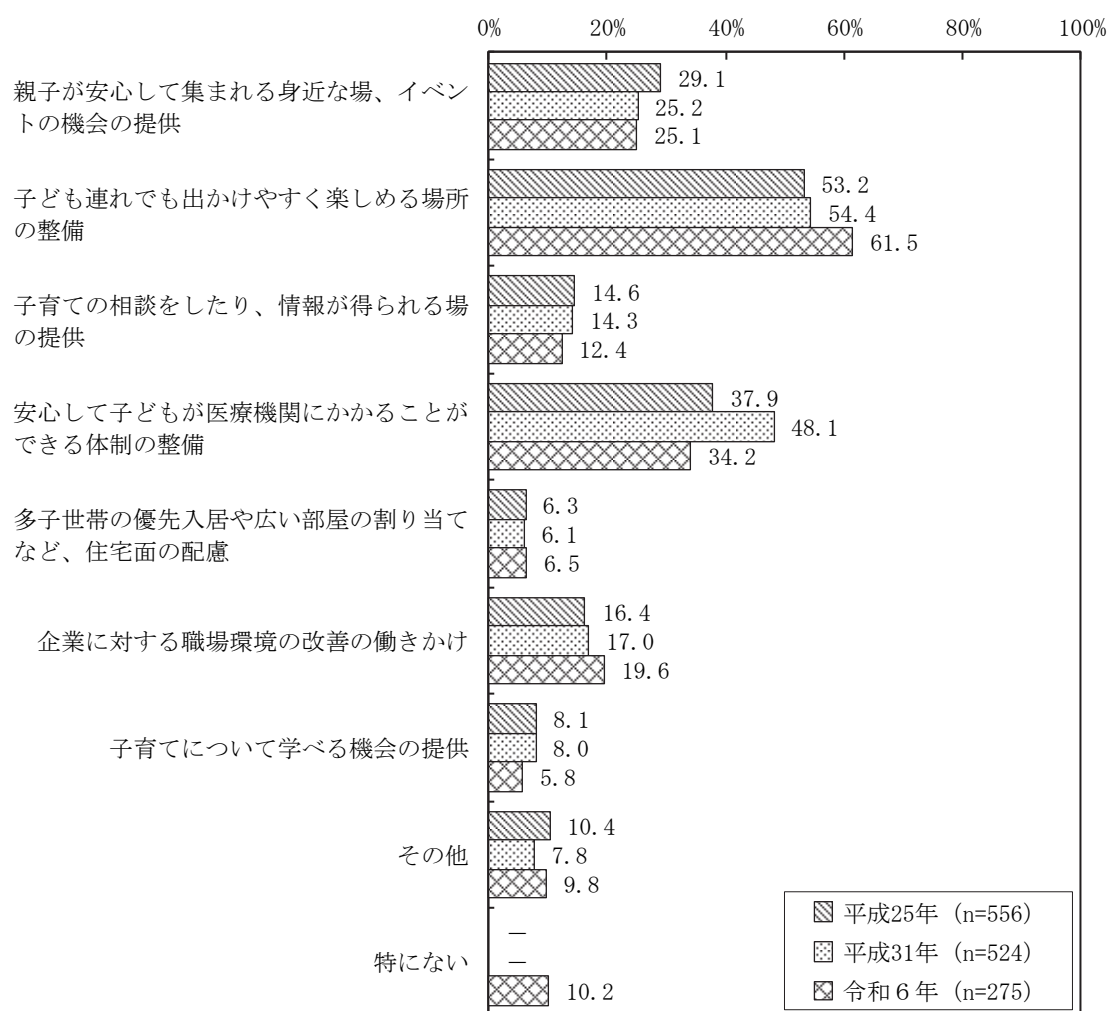
図表2-49 町の子育て支援に期待すること（就学前児童・複数回答）



小学生の保護者が町の子育て支援の充実に期待することとしても、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が依然として最も高くなっています。次いで「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」も高い率となっていますが、10ポイント以上低下しています。

就学前児童、小学生とも、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が依然として最も高く、安八町で子育てしづらい理由としても公園等の子どもの遊び場の不足等が最も多い（45頁参照）ことから、あんばちっ子が元気にのびのび育つための環境づくりが求められています。

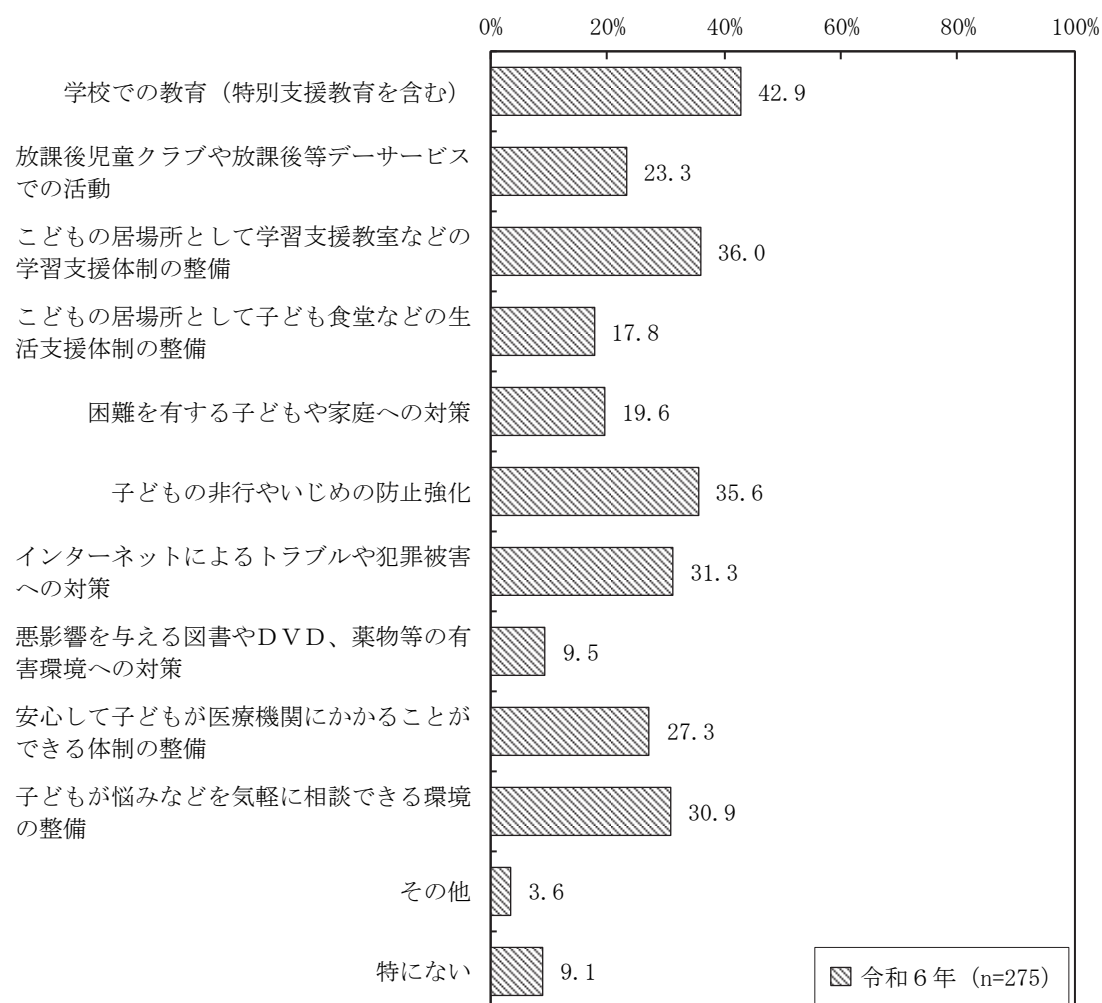
図表2-50 町の子育て支援に期待すること（小学生・複数回答）



(3) 町の子どもの育成支援に期待すること（小学生）

令和6年の調査において、小学生の保護者に対し、町の子どもの育成支援の充実に期待することについてもたずねたところ、「学校での教育（特別支援教育を含む）の充実」が最も高く、次いで「こどもの居場所として学習支援教室などの学習支援体制の整備」「子どもの非行やいじめの防止強化」「インターネットによるトラブルや犯罪被害への対策」「子どもが悩みなどを気軽に相談できる環境の整備」も高い率となっています。

図表2-51 町の子どもの育成支援に期待すること（小学生・複数回答）



第3 子ども意識調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、「第5期あんばちっ子すくすくプラン」を策定するにあたり、こども基本法の規定を踏まえ、子どもの意識、意見等を把握するため、中学生を対象に実施しました。

(2) 調査方法、回収結果等

子 ど も 意 識 調 査	調 査 対 象 者	中学2年生全数。			
	調 査 方 法	中学校を通じて依頼し、Webにより回答を受信			
	調 査 期 間	令和6年7月11日・12日			
	回 収 結 果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		144	133	133	92.4%

(3) 集計・分析にあたって

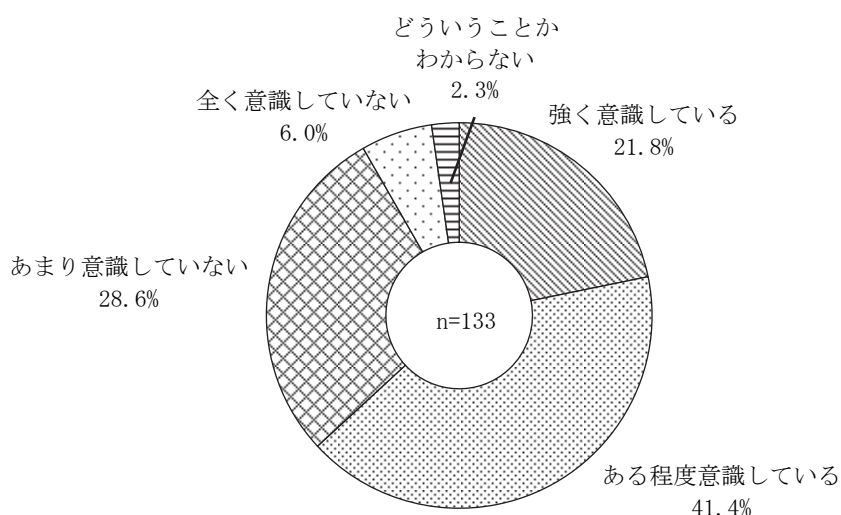
- ・ここでは無回答を除いて計算しました。

2 子どもの意識

(1) 子どもの権利（人権）についての意識

子どもの権利（人権）について、「強く意識している」と「ある程度意識している」の合計は63.2%と、「あまり意識していない」と「全く意識していない」の合計（34.6%）を大きく上回っています。

図表2-52 子どもの権利（人権）についての意識

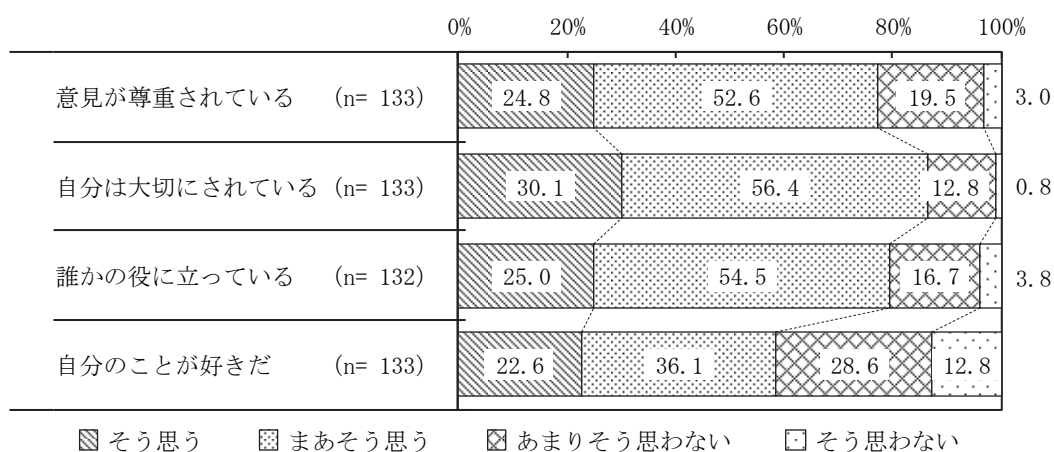


(2) ふだん感じていること

図表2-53は、「自分の意見が周りの人から尊重されている」「自分は周りの人から大切にされている」「自分はだれかの役に立っている」「自分のことが好きだ」という4項目について、ふだんどのように感じているかたずねた結果です。

「そう思う」と「まあそう思う」の合計は、「自分の意見が周りの人から尊重されている」「自分は周りの人から大切にされている」「自分はだれかの役に立っている」が80%前後を占めていますが、「自分のことが好きだ」は60%弱となっています。

図表2-53 ふだん感じていること

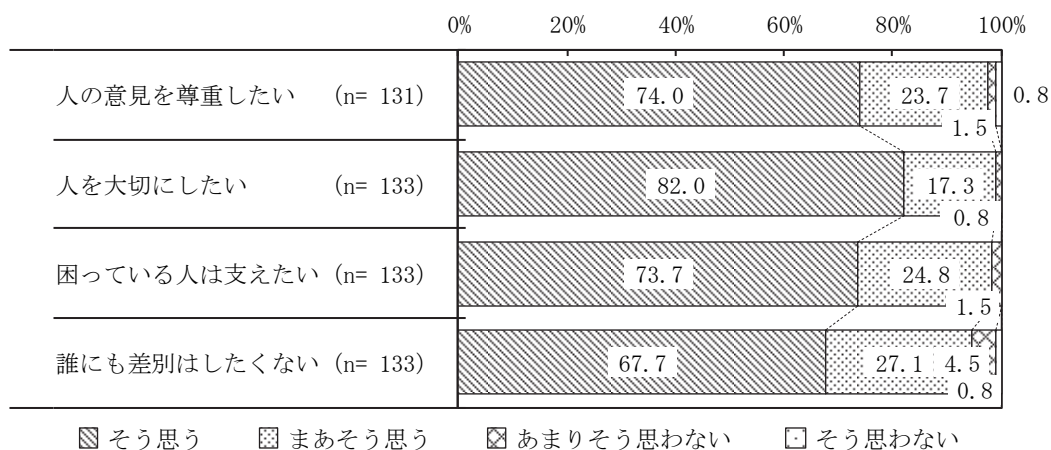


(3) ふだん考えていること

図表2-54は、「周りの人の意見を尊重したい」「周りの人を大切にしたい」「悩んだり困っている人がいたら、支えてあげたい」「どのような立場の人に対しても差別はしたくない」という4項目について、ふだんどのように考えているかたずねた結果です。

「そう思う」と「まあそう思う」の合計はいずれも90%以上を占めています。

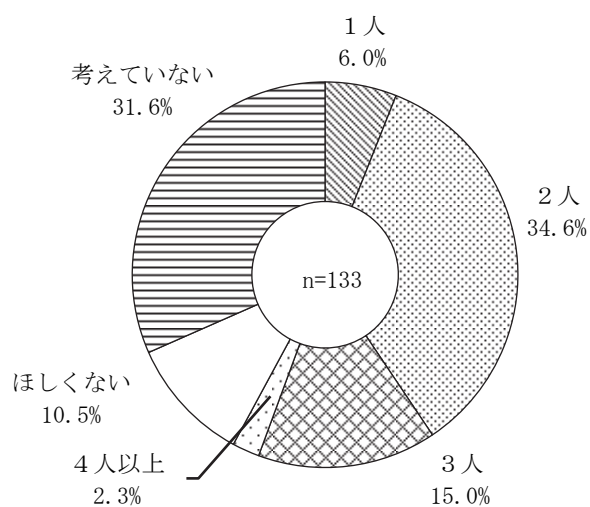
図表2-54 ふだん考えていること



(4) 将来、子どもが何人ほしいか

将来、子どもが何人ほしいかたずねたところ、「2人」(34.6%)が最も高い一方、「考えていない」が31.6%となっています。

図表2-55 将来、子どもが何人ほしいか

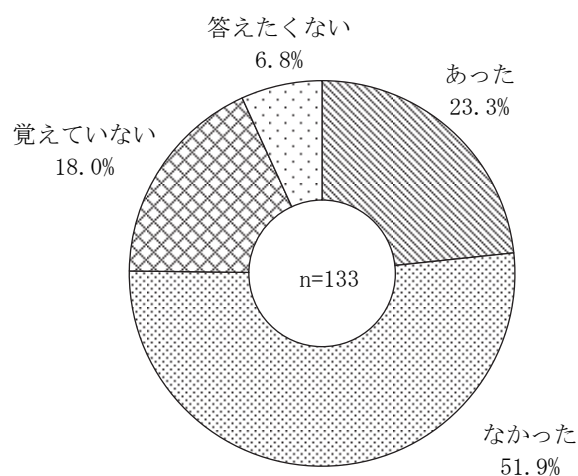


3 悩みや相談ごと

(1) 虐待や暴力等を受けて悩んだ経験

今までに、いじめや身体的、心理的、性的な虐待、暴力等を受けて、悩んだりしたことなどが「あった」は23.3%で、「なかった」が51.9%となっています。「覚えていない」と「答えたくない」の合計が24.8%あり、「あった」はさらに高くなる可能性があると考えられます。

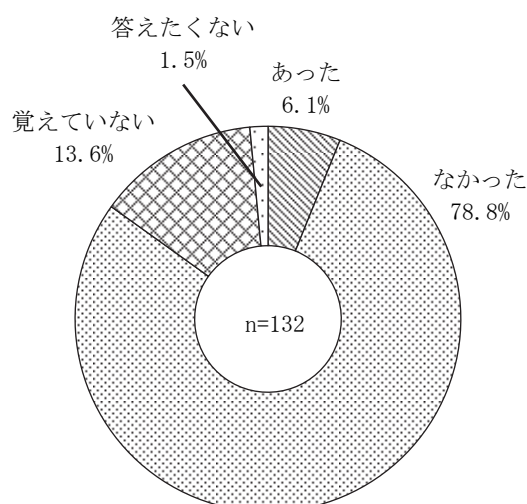
図表2-56 虐待や暴力等を受けて悩んだ経験



(2) ヤングケアラーの経験

本来、大人が担うとものされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のことを「ヤングケアラー」と呼び、その責任や負担の重さから、勉強や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。そこで、今までに、このような状況になったことがあったかたすねたところ、「あった」が6.1%、「なかった」が78.8%でした。

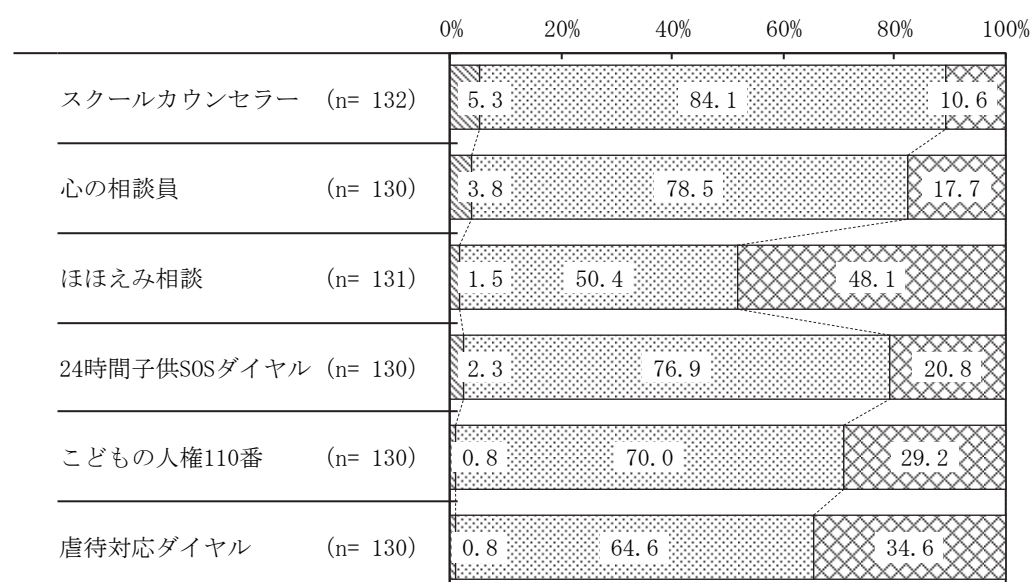
図表2-57 ヤングケアラーの経験



(3) 公的相談機関の認知度

虐待や暴力等を受けた際など、悩み等を相談する主な公的相談機関について、「知っている、相談したことがある」と「知っているが、相談したことはない」に共通する《知っている》は、「ほほえみ相談」（町役場）が比較的低いものの、そのほかは高くなっています。

図表 2-58 公的相談機関の認知度

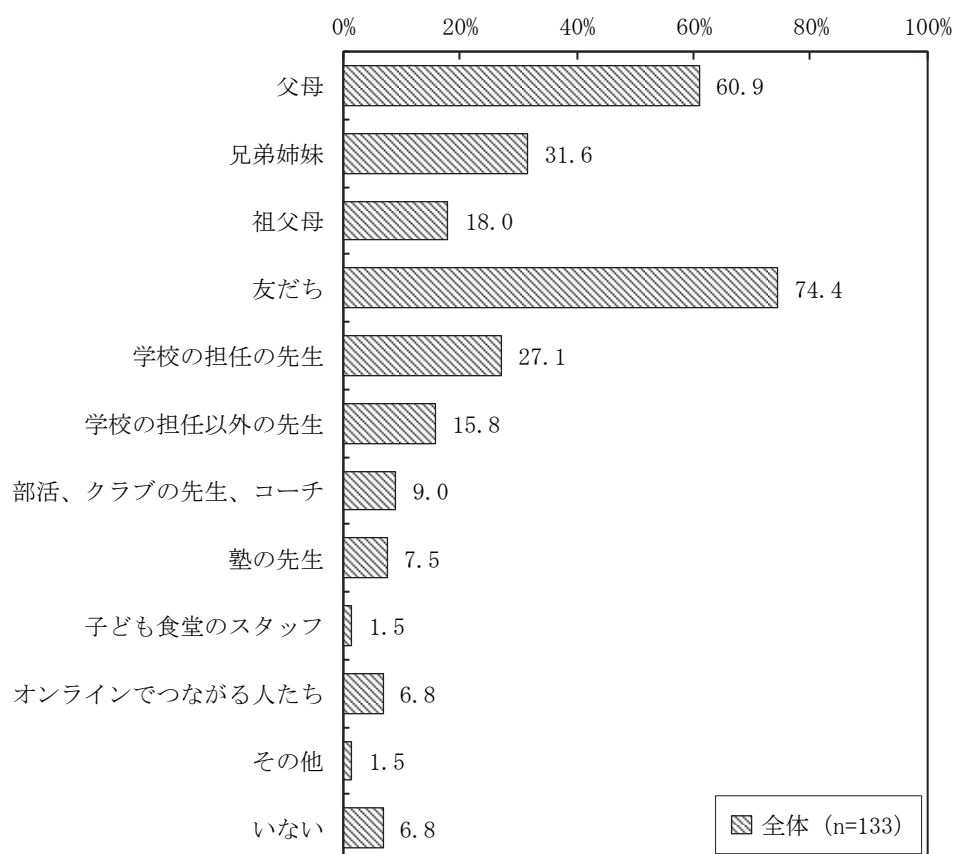


知っている、相談したことがある
 知っているが、相談したことはない
 知らない

(4) 相談相手

悩んだり、困ったりしたとき、相談できる人は、「友だち」が74.4%と最も高く、次いで「父母」(60.9%)、「兄弟姉妹」(31.6%)、「学校の担任の先生」(27.1%)などとなっています。なお、相談相手が「いない」は6.8%となっています。

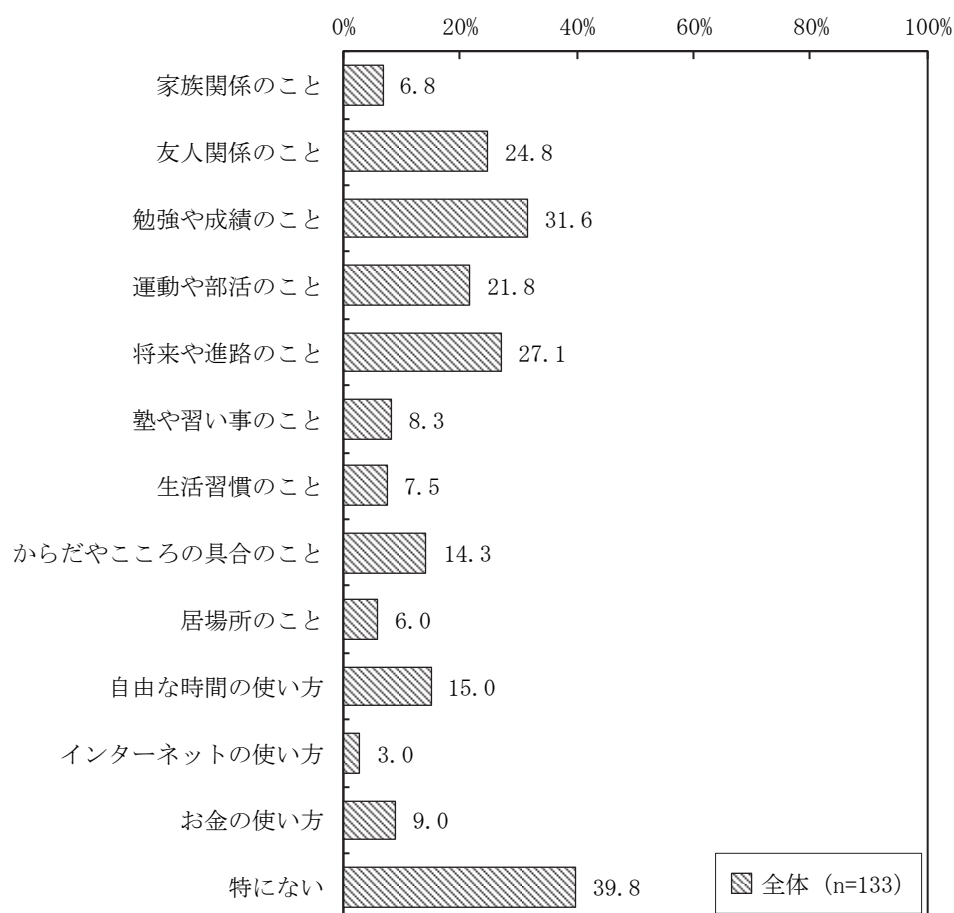
図表2-59 悩んだり、困ったりしたときの相談相手



(5) 聞いてほしいこと

もっと自分の気持ちや意見を聞いてほしいと思うことについては、「特にない」(39.8%)以外では、「勉強や成績のこと」が31.6%と最も高く、次いで「将来や進路のこと」(27.1%)、「友人関係のこと」(24.8%)、「運動や部活のこと」(21.8%) などとなっています。

図表2-60 もっと自分の気持ちや意見を聞いてほしいと思うこと（複数回答）

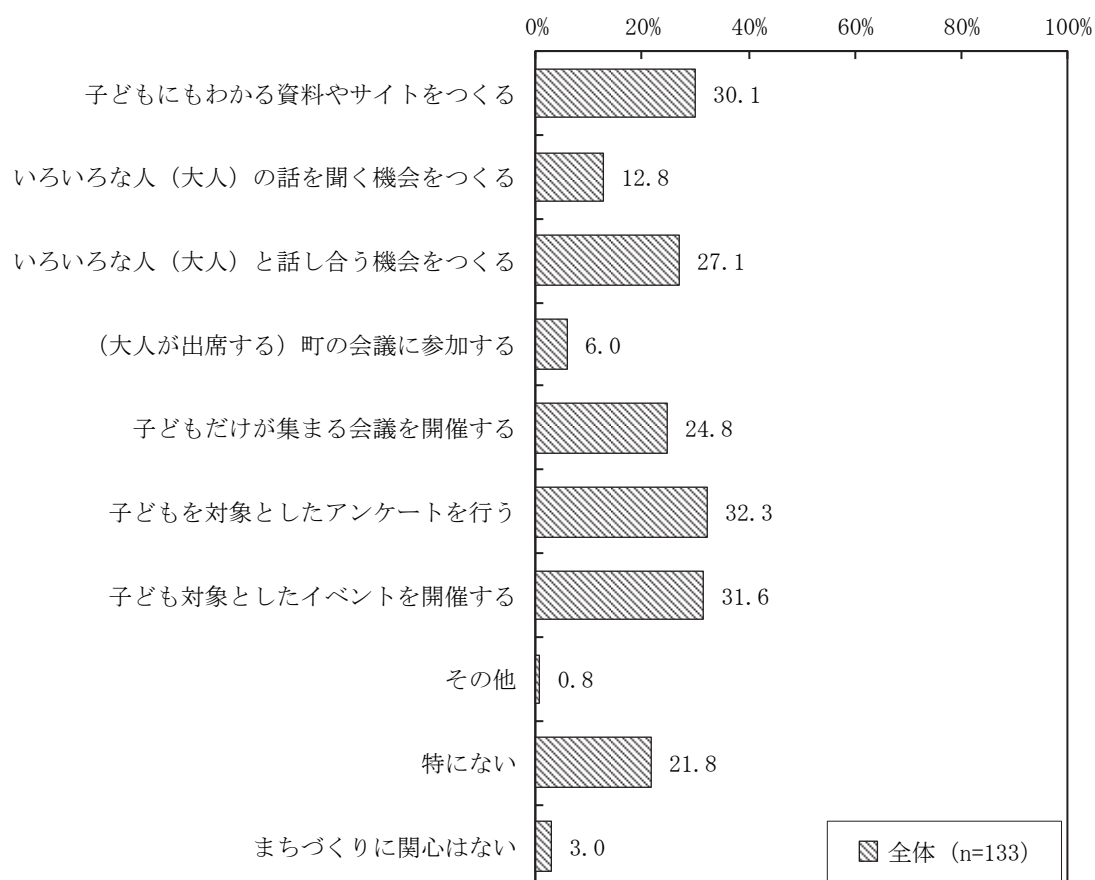


4 子どもの意見等の反映

(1) 子どもの意見を反映するために

子どもの意見をまちづくりに反映するためにすべきことについては、「子どもを対象としたアンケートを行う」「子ども対象としたイベントを開催する」「子どもにもわかる資料やサイトをつくる」が高くなっています。なお、「まちづくりに関心はない」は3.0%にとどまっています。

図表2-61 子どもの意見をまちづくりに反映するためにすべきこと（複数回答）



(2) 子どもの意見（安八町がこうなったらいいと思うこと）

安八町がこうなったらいいと思うことについて、主に以下の記載がありました。

- 子どもが楽しく生きられる町。
- 安八町がいじめのない皆が幸せなまちになってほしい。
- いじめがない町。
- 虐待がない町にしたい。
- 子どもが気を使わないように意見を尊重してほしい。
- 困っている人がいたら、助けあえる安八町になってほしいです。
- 学校の校則をゆるめてほしい。
- 給食を豪華にしてほしい。
- 部活でもっとバスを出してほしい（吹奏楽部）。
- しっかりと設備のある学校にほしい。
- 学校をきれいにしてほしい、もっと遊べる場所をつくってほしい。
- 勉強することも大事だけど、それ以上に息抜きや誰かと思いきり遊んだりすることも大事だと思う。
- もっと勉強できる場所がほしい。
- 遊べる場所がほしい。（3件）
- 遊ぶ場所を増やす。
- 子どもが遊べる公園がもっと増えたらいいと思う。
- 子どもたちが楽しく過ごせるように公園など楽しめるものを増やしていくといい。
- ネットを使うようになってから外で遊ぶことが少なくなっているの、遊べる施設や公園等の子どもたちが遊べる場所を増やして元気に遊ぶ姿を見られるようにしてほしい。子どもたちに地域のことについて興味を持ってもらえるように、安八町で行う行事を増やしてほしい。
- 子どもが自由に遊べる環境が整っているとうれしい。また、そこを大人でも楽しめるようにして、地域での交流が活発になったらいいと思う。
- 子どもも大人も楽しめるイベントがあってほしい。
- イベントや祭りが増える。
- どの世代の人も仲よく暮らせて、地域の関わりが強い町。
- 公共施設が限られているため、もう少し増やしてほしい。
- 遊ぶところや買い物するところが増える。
- 店が増える。
- 活気のあふれる町。
- 人口が増えていろいろなところが発展してほしい。
- 安八町が魅力あふれる町になること。
- 住みたいと思える町。
- 皆が落ち着いて暮らせる町になったらいいと思う。
- 美しく誰もが安心して暮らせる町。
- 安全なまち。
- 街灯が増えて見晴らしよくしてほしい。
- 交通機関を発展させる。
- 無理に街のようなものをつくらなくても、安八町らしく田んぼなどはある程度残しておいてほしい。
- 変わらなくていいです。なぜかという、今のままが自分にとって暮らしやすいから。
- 現状維持が一番よいと思います。

第4 課題の整理

1 子どもの幸せを第一に

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことがみんなの願いです。

子どもの幸せを第一に計画を策定するにあたり、今回、子ども意識調査を実施しました。安八町の中学生「あんぱちっ子」は、互いを尊重し、大切にしようとする意識が高いことや自身（子ども）の権利（人権）についてもある程度意識を持っていることがわかりました。また、今までにいじめや虐待等により悩んだことのある生徒もあり、相談相手がいない生徒もいることもわかりました。まちへの希望としても、いじめや虐待の防止、子どもや若者の居場所づくりがあげられたほか、まちの魅力づくり、安全・安心なまちづくりなど、様々な具体的な意見等をいただきました。こうした子どもの意見や悩みに耳を傾け、寄り添っていくことが、子ども施策の実施等にあたって課題となります。

2 子育てのしやすいまちに

ニーズ調査の「安八町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問の回答を過去の調査と比較すると、「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が低下傾向にあり、「あまりしやすいとは思わない」「非常にしづらい」がやや上昇傾向にあります。「あまりしやすいとは思わない」「非常にしづらい」と答えた人の理由として、主に、公園等の子どもの遊び場の不足、子育て支援等の不足、医療サービスの不足があげられています（45頁参照）。

期待する子育て支援策としても、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」があげられ、子どもたちが元気にのびのび育つための環境づくりが求められています（46・47頁参照）。

また、子育てをする上での不安や悩みについては、「自分の自由な時間が持てない」と「子育てで出費がかさむ」などがあげられ、「自分の自由な時間が持てない」は、過去の調査より上昇しており、母親の就業が進んでいることが要因の一つと考えられ、子育てと仕事を両立で

きる環境づくりが求められています（43・44頁）。

このように、子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安や負担の解消が課題となっています。また、そうした状況等を背景とした貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題などから子どもを守る権利擁護も重要な課題となっています。

子育てを支えていくことは、これから生まれてくる子どもや今を生きる子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことにつながり、少子化の流れを変えていくきっかけにもなります。

3 少子化に歯止めを

人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、自然増と自然減の境目となる2.07とされています。全国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26まで低下し、それ以降、徐々に持ち直しつつありましたが、令和5年には1.20と、これまでで最も低くなりました。本町の合計特殊出生率は、この全国の数よりもさらに低くなっています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、合計特殊出生率の上昇が期待されましたが、その後発生した新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、合計特殊出生率は、改善には至らず、今後、大幅に上昇するとも考えられません。

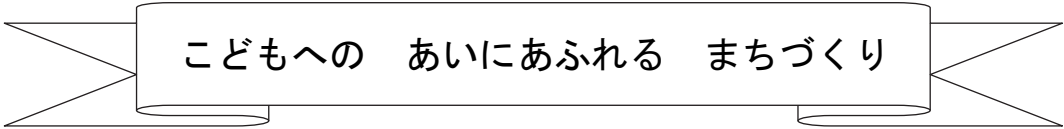
このほかに、少子化の要因として、晩婚化の進行や未婚率の上昇などもあげられています。

少子化に歯止めをかけるためには、子育ての楽しさを実感できるような施策を講じていくことが課題となっています。ニーズ調査から、ほとんどの保護者が「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」「子育てを通じて自分も成長する」「子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれる」と実感していることがわかっています（41・42頁参照）。

第
3
章

基 本 計 画

1 計画の基本理念と基本的視点



こどもへの あいにあふれる まちづくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、自然と愛情に満ちた環境の中で、笑顔でのびのび育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体がつながって、みんなで子どもたちを育むまちづくりを目指します。また、親となる人たちが安心して子どもを生み、子育ての楽しさを実感できる環境を築き上げ、期待あふれる光かがやくまちづくりを目指します。

そこで、次のように8つの基本的視点を掲げました。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、子どもの意見等の把握と施策への反映に努めます。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めるとともに、若者に結婚の意義の浸透と機会の提供に努めます。

③ サービス利用者の視点

核家族や共働き家庭の増加など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化していることから、これらの個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った取り組みを進めます。

④ 地域全体による支援の視点

子育ては、本来父母等保護者が担うものですが、子どもは地域の「宝」でもあるという認識のもと、地域社会でできる子育て支援の取り組みを進めます。また、「こどもを中心においた地域づくり」を推進するために、つながり懇談会の開催を安八町全体に広げます。

⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点

就労形態の多様化や母親の就労が進む中で、「働くこと」と「子育てをすること」の両立

が求められており、働き方の見直しや共育てを進め、仕事と生活の調和の実現を目指します。

⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての負担や不安、孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭へ支援する取り組みを進めます。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待、貧困、ヤングケアラーなど、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援の強化という観点も十分踏まえて取り組みを進めます。

⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保護者会や子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や民生委員・児童委員とともに、社会資源を十分かつ効果的に活用できる取り組みを進めます。

⑧ サービスの質の視点

妊娠・出産期から切れ目ないサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの量と質を確保すべく人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の8項目の基本目標を定め、それを達成するための施策を推進します。

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全の確保

未来を担う子どもたちが、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られるよう、人権意識の向上に取り組み、児童虐待等を防止するとともに、子どもの意見等の把握と施策への反映に努めます。

子ども意識調査において、公園等でのびのびと遊べる環境づくりや居場所づくりが求められていますが、一方で、交通事故や犯罪に巻き込まれる心配があります。子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、学校、児童館および関係団体との連携を図り、交通事故防止の意識を持つための教育や犯罪から子どもを守るためのパトロール等地域住民の協力を得ながら総合的な交通事故防止対策、防犯対策を推進します。

(1) 子どもの人権の尊重

児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止など、子どもの人権を守る体制づくりに努め、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促進していきます。

また、アンケート等を定期的実施するなど、子どもが自分の言葉で考えや意見を表明することができる機会の創出に努めます。

(2) こどもの居場所づくり

子どもや家族が遊び、憩える場の整備について検討を進め、安心して出かけ、利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備を推進します。また、認定こども園では、「ちびっこ自然の森」の再整備に取り組み、自然の中での体験や子ども同士のかかわりを通じ、子どもたちの「感性」「創造性」「生きる力」を育みます。

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察や関係団体と連携を図り、交通事故防止策を推進します。また、事故の危険性の高い通学路の歩道等の整備を推進し、安全・安心な歩行空間の創出に努めます。

(4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、関係機関との情報交換や地域住民による防犯パトロール活動等を推進します。

基本目標2 困難な状況にある子どもへの支援

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、児童虐待のほかにも、社会的に困難な状況にある子どもとその家庭の早期発見・支援が重要となっています。障がいのある子どもについては、地域でいきいきと生活できるよう、その根幹となるサービスの充実を図り、ひとり親家庭等に対しては、自立と就業の支援に重点をおいた取り組みの推進に努めます。

(1) 障がい児施策の充実

関係機関と連携を図りながら、障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもの健全な発達の支援や適切な教育を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、子育て・生活支援策、就業支援策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握し、総合的な対策を適切に推進します。

(3) こどもの貧困解消対策

こどもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に取り組めます。

基本目標3 結婚・出産へのインセンティブ

令和2年10月現在、本町の30歳～34歳の男性の49.7%、女性の35.1%、35歳～39歳の男性の35.1%、女性の18.2%が未婚で、年々上昇しています（17頁参照）。

未婚率の上昇と晩婚化は、少子化の要因となります。子どもを生み育てることへの意識の醸成とともに、この町で結婚し、複数の子どもを生むことができる環境を整えていきます。

(1) 子育て意識の醸成

子ども意識調査において、「将来、子どもが何人ほしいか」という設問に対し、「2人」が34.6%と最も高い一方、「考えていない」も31.6%ありました。

結婚をするしない、子どもを持つ持たない、あるいはどのように子どもを育てるかなどは、個人の、またそれぞれの家庭の自由な考え方、選択に委ねられるのは当然です。それを前提とした上で、次代の親となる若い世代に、子育てのすばらしさや家庭を築くことの大切さへの意識を醸成していきます。

(2) 結婚しやすい環境づくり

未婚や晩婚の要因としては、経済的な問題や出会いの機会がないなどがあります。町や安八町社会福祉協議会は、連携してこれらの課題の解消に努めていきます。

(3) 出産への支援

ニーズ調査において、小学生の保護者の理想の子ども数「3人以上」の39.4%に対し、実際の子ども数「3人以上」は22.8%でした。「子どもを生みたい」「子どもが多くほしい」という人に対する支援を推進していきます。

基本目標 4 子育て支援サービスの充実

子育てをしながら仕事を続けることを選択するためには、多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が一層必要になってきます。また、仕事を中断して子育てをすることを選択した場合でも、子育ての孤立化や緊急時への対応などの支援が求められています。保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場、経済的支援などの充実を図るとともに、地域、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけ、すべての子育て家庭が安心して子育てのできるまちを目指します。

(1) 教育・保育サービス等の充実

仕事と子育ての両立を支援する教育・保育サービス（認定こども園・幼稚園・保育園等のサービスをいいます）や放課後児童クラブの充実はもちろん、ふだんは家庭で子どもをみている保護者でも利用できる「こども誰でも通園制度」の導入や保護者の病気の時などに利用する一時預かり事業の充実などを推進し、すべての子育て家庭への支援とサービスの質の向上に努めるとともに、子育てに関して気軽に相談できる体制の整備を推進します。

(2) ネットワークづくりと情報提供

乳児を持つ親が家庭内に閉じこもりがちにならないよう、地域で親同士の交流を図る機会を設け、育児不安の解消等を図っていきます。また、これらのサービスを利用していただけよう、より一層の情報提供に努めます。

(3) 地域交流の推進

小学校や認定こども園において、地域の高齢者と季節の行事や伝承遊びなどを通じた交流を図るとともに、「こどもを中心においた地域づくり」を推進し、人とのつながりを深めます。

(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減

子育て家庭においては、教育費や医療費などが大きな負担となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育てや教育、医療にかかる費用について支援していきます。

基本目標 5 母と子の健康の保持・増進

母子健康手帳をもらったよろこびは、子育てのスタートです。よろこびと不安が交錯した妊娠中の母親を応援し、安心して出産、育児ができ、すべての子どもが健やかに成長できるように、保健、医療、福祉等の分野が連携して一貫した支援に取り組みます。

また、大人への旅立ちとしての思春期の大切さを認識し、性を尊重した未来の親の育成に努めます。

(1) 母子保健サービスの充実

安全な妊娠・出産、乳幼児の成長を支援するため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、産後ケアなど保健サービスの内容や相談体制の充実に努めるとともに、利用しやすいよう開催方法等の工夫に努めます。健診結果などから必要な妊婦や子どもに対しては、継続的な支援を行います。

(2) 食育の充実

少子化や核家族化が進む中、子どもを取り巻く食の環境は大きく変わり、子どもたちのこころとからだの発達に大きく影響しています。保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が互いに連携し、乳児期から望ましい食習慣を身につけるための食育を推進します。

(3) 思春期における保健対策の充実

思春期はからだが急速に変化し、成長するときです。情緒的には自立と依存を繰り返し、心理的に激しく動揺します。性と命の大切さや性感染症予防に関する正しい知識・予防行動の重要性など、思春期におけるこころとからだの健康づくりや喫煙・薬物等に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 小児医療の充実

地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関・団体の協力を得ながら、小児医療体制の充実を図ります。また、救急医療の充実や予防接種の実施、感染症情報の把握と感染拡大防止に努めます。

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいやよろこびをもたらすものですが、家事、育児、近隣のつきあいなどの生活も、暮らしに欠かすことのできないものです。この職業生活と家庭生活の調和がとれていなければ、人生の生きがいやよろこびは薄らぎます。

職業生活と家庭生活の両立は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

(1) 仕事と家庭の調和

子どもを持ち夫婦共働きをする核家族世帯が増加しています。しかし、依然として、家事や育児は女性が担当するという固定的な役割分担意識や無意識の思い込みがあります。仕事と生活の調和の実現は、世帯単独でできるものではありません。そのため、男性・父親の育児休業の取得や家事、育児に参加する「共育て」に関する広報・啓発活動等を推進します。

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

子育てしながら働き続けることができるよう企業等に働きかけるとともに、出産・子育て等を理由に退職した女性が再就職あるいは職場復帰ができるよう支援します。

基本目標 7 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの学力や学習意欲の低下、基礎体力の低下などが指摘されています。また、子どもが関わる事件やいじめ・不登校など、こころの問題がクローズアップされています。これらの問題は、学校や認定こども園だけで解決できるものではありません。本来、子どもは豊かな感性や想像力（創造力）など成長する力を持っており、その力を引き出す教育環境をつくっていくことが重要です。学校や認定こども園、家庭、地域が協力して、子どもの豊かなこころとたくましく生きる力を育んでいきます。

(1) 親育ち教育の推進

家庭における教育力の低下が危惧されていることから、子育てに関する講座、家庭教育学級など、親育ちのための学習機会の提供に努めます。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

認定こども園の活動内容の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズや地域の子育て支援に対応できるよう機能強化を図っていきます。

また、ボランティア活動や職場体験など、子どもに必要な生きる力と思いやりのこころを育む学校教育の充実、いじめ・不登校などに対応する教育と相談体制の充実に努めます。

基本目標 8 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりを目指していきます。

障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリーのまちづくりは着実に進んでいます。さらに一歩進めた、あらかじめだれもが使いやすい設計とするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

近年、子育て期にある家庭の要望に見合う賃貸住宅が充足しているため、今後は空き家等の活用を促進します。また、子どもが利用する認定こども園等において、安全性を確保するなどのため、子育て関連施設の環境改善を推進します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

子ども、子ども連れ、妊婦などが安心して出かけられるよう、公共建築物や歩道等、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備を推進します。

3 施策の体系

基本目標	行動目標	行動項目
1 子どもの人権の尊重と安全の確保	(1) 子どもの人権の尊重	○子どもの権利の普及啓発 ○子どもの意見等表明機会の確保 ○相談体制の充実 ○児童虐待の防止 ○養育支援訪問事業等
	(2) こどもの居場所づくり	○遊び場の確保 ○児童館の活発な利用 ○ジュニア文化サークル事業 ○子ども食堂運営支援事業
	(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	○交通安全教育の推進 ○小学校入学準備支援事業 ○通学路歩道拡張事業 ○安全マップ作成事業
	(4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	○校区内パトロール事業 ○夜間街頭パトロール事業 ○下校時地域巡回パトロール事業 ○登下校時見守り事業 ○子ども110番の家設置事業 ○監視カメラおよび刺股の設置事業 ○安八安心メール（すぐーる） ○防犯ブザー配布事業 ○防犯灯の整備事業 ○情報モラル教育の推進
2 困難な状況にある子どもへの支援	(1) 障がい児施策の充実	○乳幼児健康診査 ○児童発達支援事業 ○障がい児保育の充実 ○学習障がい児等への教育的支援事業 ○放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ ○放課後等デイサービス ○経済的支援
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	○相談体制や情報提供の充実 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等の就業促進事業
	(3) こどもの貧困解消対策	○教育支援 ○経済的支援

基本目標	行動目標	行動項目
3 結婚・出産へのインセンティブ	(1) 子育て意識の醸成	○中学生と乳幼児の交流事業 ○結婚・出産の意義に関する教育 ○学校教育における男女共同参画の推進
	(2) 結婚しやすい環境づくり	○しあわせ相談サロン事業（結婚相談） ○しあわせ発見事業 ○結婚新生活支援事業
	(3) 出産への支援	○出産祝金
4 子育て支援サービスの充実	(1) 教育・保育サービス等の充実	○平日昼間の教育・保育サービス ・英語保育事業 ・広域入所 ・障がい児保育 ・合同研修 ・地域型保育 ○時間外保育（延長保育） ○病児・病後児保育 ○一時預かり事業（一時保育） ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ○子育て短期支援事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○放課後児童クラブ事業 ○ホリデー・サポート・スクール事業 ○放課後子ども教室 ○こども家庭センター事業 ○子育て支援センターにおける育児相談 ○児童相談事業 ○認定こども園のあり方についての検討 ○小学校のあり方についての検討
	(2) ネットワークづくりと情報提供	○園庭開放事業（ちびっこ広場） ○キッズビクス（親子体操） ○子育てセミナー（すこやか講座） ○親子教室 ○安八こども文庫 ○子育てサークル活動の支援 ○保育ボランティアの育成 ○子育てに関する情報提供 ○地域子育て支援拠点事業

基 本 目 標	行 動 目 標	行 動 項 目
4 子育て支援サービスの充実	(3) 地域交流の推進	○地域でのふれあい事業
	(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減	○保育料の軽減 ○乳幼児等医療費助成制度 ○学校給食費助成制度 ○小学校入学準備支援事業 ○児童手当
5 母と子の健康の保持・増進	(1) 母子保健サービスの充実	○利用者支援事業 ○こども家庭センター事業（妊婦等包括相談支援事業を含む） ○母子健康手帳の交付 ○父子手帳 ○妊婦健康診査事業 ○ハッピープレママ会 ○乳幼児訪問事業 ○産後ケア事業 ○0歳児紙おむつ等お届け事業 ○新生児聴覚検査 ○乳幼児健康診査事業
	(2) 食育の充実	○離乳食教室 ○認定こども園における食育 ○園庭栽培事業 ○管理栄養士による食育講座 ○食生活改善協議会の食育講座 ○学校給食を通じた食育 ○体験農園事業 ○親子料理教室
	(3) 思春期における保健対策の充実	○性に関する正しい知識の普及 ○喫煙の防止 ○飲酒の防止 ○薬物乱用の防止 ○青少年の健全育成 ○いのちの教育 ○スクールカウンセラーの配置 ○不登校児童生徒への支援

基本目標	行動目標	行動項目
5 母と子の健康の 保持・増進	(4) 小児医療の充実	○小児科医の確保 ○予防接種事業 ○感染症予防対策 ○救急医療体制の充実 ○子どもの事故防止啓発
6 職業生活と家庭生活との両立の 推進	(1) 仕事と家庭の調和	○男女共同参画社会の意識啓発 ○共育での推進 ○父親プログラムの普及 ○両親学級の開催 ○小中学校の学校行事 ○家庭の日の推進 ○家族の日・家族の週間の推進 ○子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発
	(2) 子育てと仕事が両立 できる環境づくり	○看護・育児・介護休暇制度等のPR ○シンポジウムの開催 ○一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ ○事業主への啓発 ○「早く家庭に帰る日」の普及促進 ○企業における子ども参観日事業 ○母性健康管理指導事項連絡カードのPR ○再就職等のための情報提供 ○子育て世代の女性の就業率の向上
7 心身の健やかな 成長に資する教育環境の整備	(1) 親育ち教育の推進	○親育ちへの学習機会の提供 ○家庭教育の充実 ○地域の教育力の向上 ○奉仕体験事業
	(2) 幼児教育・学校教育の 充実	○ブックスタートの充実 ○認定こども園における幼児教育推進事業 ○幼児教育の充実 ○学校教育の充実（確かな学力の向上） ○豊かなこころの育成 ○健やかなからだの育成 ○信頼される学校づくり ○いじめや不登校などへの対応

基 本 目 標	行 動 目 標	行 動 項 目
8 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保	○空き家等を活用する事業 ○シックハウス対策 ○加湿・空気清浄機の設置 ○子育て関連施設の環境改善等
	(2) 安心して外出できる環境の整備	○公共施設等のバリアフリー化 ○子どもトイレの整備 ○歩道の整備事業 ○路側帯の設置およびカラー舗装

4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域

基本指針では教育・保育提供区域を定めることとされていますが、本町は町域がさほど広くなく、小中学校以外は必ずしも区域を定めて利用されているわけではありません。教育・保育サービスは、区域にとらわれなくて、保護者の就労状況等に合わせて提供しているため、本町の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域は、町全体とします。

5 計画期間の子ども数

目標年度である令和11年度の子ども数（18歳未満人口）は、次表のとおり1,784人と推計しました。令和6年5月31日現在の子ども数2,131人からは17.3%減少するとみています。なお、「第4期あんばちっ子すくすくプラン」では、目標年度である令和6年度（令和6年度）の子ども数を2,250人と見込んでいましたが、実際の子ども数は100人以上下回りました。

区 分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～2歳	208	199	211	211	213	213
0歳	64	62	62	64	64	62
1歳	60	74	72	72	74	74
2歳	84	63	77	75	75	77
3～5歳	252	249	235	233	223	235
3歳	81	87	65	79	77	77
4歳	79	81	87	65	79	77
5歳	92	81	83	89	67	81
6～8歳	350	330	287	261	258	244
6歳	111	94	83	85	91	69
7歳	125	110	93	82	84	90
8歳	114	126	111	94	83	85
9～11歳	414	383	388	352	332	289
9歳	146	114	126	111	94	83
10歳	121	147	114	126	111	94
11歳	147	122	148	115	127	112
12～14歳	436	434	415	417	385	390
15～17歳	471	463	445	434	432	413
合 計	2,131	2,058	1,981	1,908	1,843	1,784

（注）令和6年は、令和6年5月31日現在の住民基本台帳および外国人登録人口。

第
4
章

行 動 計 画

第1 子どもの人権の尊重と安全の確保

1 子どもの人権の尊重

(1) 子どもの権利の普及啓発

① 現 状

わが国は、平成6年4月に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。しかし、その後20年以上を経た平成28年6月の児童福祉法の改正により、ようやく子どもの権利が明文化されました。令和4年6月に制定された「こども基本法」においては、すべての子どもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が定められました。

今後、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「こども基本法」等の趣旨について周知を図るとともに、子どもも地域社会を形成するひとりの町民として、ひとしくその人格や主体性が尊重されるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

② ニーズ・課題等

中学生を対象とした子ども意識調査では、子どもの権利（人権）について、《意識している》が63.2%と、《意識していない》（34.6%）を大きく上回っていますが、さらなる意識の向上に取り組む必要があります。

③ 目 標

- ・子どもの権利などの人権について、広報あんぱちや町のホームページ、Instagram、Facebook等のSNS、出前講座等のほか、「人権週間」（12月4～10日）等を通じ、啓発活動の推進に努めます。
- ・子どもが、自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう、人権教育の推進に努めます。
- ・子どもの権利についての町民の共通認識を深めることが、子どもへの虐待や暴力、差別的取り扱いなどの防止につながると期待されます。

(2) 子どもの意見等表明機会の確保

① 現 状

令和4年6月に制定された「こども基本法」においては、こども施策を策定し、実施等するにあたっては、その対象となる子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。子どもが、自分の考えや意見を表明できるよう機会を確保する必要があります。

② ニーズ・課題等

この計画を策定するにあたり、中学生を対象とした子ども意識調査を実施しました。その中で、子どもの意見をまちづくりに反映するためにすべきことについてたずねたところ、「子どもを対象としたアンケートを行う」「子ども対象としたイベントを開催する」「子どもにもわかる資料やサイトをつくる」が比較的高い率となっています。

③ 目 標

- ・子どもへのアンケート等を定期的に実施するなど、子どもの意見表明の機会の確保に努めます。
- ・子どもの意見等を関係課等と共有し、まちづくりに反映するように努めます。

(3) 相談体制の充実

① 現 状

令和4年の児童福祉法の改正により、市町村は子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能等を統合した「こども家庭センター」を整備することとされました。こども家庭センターは、妊産婦、子ども、子育て世帯に一体的な相談支援を行う機能を有する機関です。

本町では、こども家庭センターをこども家庭課内に開設し、関係機関等と連携しながら様々な相談に応じています。

② ニーズ・課題等

子ども意識調査では、相談相手が「いない」と答えた中学生もいました。

③ 目 標

- ・こども家庭センターの職員の資質向上に努めます。
- ・プライバシーの保護を図りつつ、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

(4) 児童虐待の防止

① 現 状

令和4年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は215,710件と、5年前の平成29年度の1.6倍となっています。また、全国の市町村における対応件数も年々増加傾向にあり、平成29年度は164,978件となっています。

本町では、虐待の未然防止、進行防止などについて関係機関との連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、県の子ども相談センターをはじめ認定こども園、小中学校、民生委員・児童委員等と連携を図りつつ、虐待等の疑いの発見から支援までを一体的に実施しています。

② ニーズ・課題等

子ども意識調査では、回答した中学生の23.3%が、これまでに、いじめや身体的、心理的、性的な虐待、暴力等を受けて、悩んだりしたことなどが「あった」と答えています。

③ 目 標

- ・要保護児童対策地域協議会等における情報交換を定期的の実施し、ケース検討会で情報共有を図り、迅速な対応ができるよう、ネットワークの強化に努めます。
- ・全乳児を家庭訪問する乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- ・こども家庭センターや地域子育て支援センターで実施している育児相談の充実を図ります。
- ・町民に対し、児童虐待についての認識を深めるとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。
- ・医療機関、民間の支援団体との連携を図ります。

(5) 養育支援訪問事業等

① 現 状

養育に関する指導を必要とする家庭へ保健師が訪問し、適切な助言に努めています。

なお、令和4年の児童福祉法の改正により、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行う「子育て世帯訪問支援事業」、養育環境等の課題を抱え

る主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに、児童や保護者に対しての相談等の支援を行う「児童育成支援拠点事業」、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う「親子関係形成支援事業」の3事業が創設され、養育支援訪問事業とともに「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。

② 目 標

- ・民生委員・児童委員や関係機関と連携を図り、養育が必要と思われる家庭に対し、引き続き、訪問による援助・指導が図れるよう努めます。
- ・子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、必要に応じて実施を検討します。

2 こどもの居場所づくり

(1) 遊び場の確保

① 現 状

子どもやその家族が安心して遊び、憩える場として、町で管理している総合公園が3か所、地区で管理している地区公園が約30か所あります。また、認定こども園の園庭や小中学校の校庭を土・日曜日に開放しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査では、安八町が子育てしづらい理由に「公園等の子どもの遊び場の不足」が最も多くあげられるとともに、町の子育て支援としても、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が求められています。また、子ども意識調査でも、遊び場の確保に関する意見等を多くいただきました。

③ 目 標

総合公園については、子どもや子育て家庭をはじめ、町民が安心して遊び、憩える場となるよう、再整備に向けた検討を進めます。地区公園については、点検管理を定期的に行うよう地区へ働きかけるとともに、地区公園整備に対する補助制度の活用を促進します。小さい子どもに対しては、認定こども園の園庭「ちびっこ自然の森」の再整備に取り組むとともに、園庭開放について広く周知し、子どもの親同士がコミュニケーションを図ることのできる環境づくりを推進します。

(2) 児童館の活発な利用

① 現 状

児童館の事業としては、親子参加で工作や運動などを行う子ども講座、未就園児の親子を対象に遊びや運動を行う幼児教室、子ども対象のイベントなどがあります。子どものこころの安定を図り、社会性づくりにプラスとなる年齢に合った質の高いおもちゃを提供するとともに、おもちゃに頼りすぎない遊びを推奨しています。児童館事業利用状況および児童館入館者は、図表4-1のとおりです。

図表4-1 児童館事業利用状況

単位：延人数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子 ども 講 座	275	205	87	143	170
幼 児 教 室	1324	589	773	785	648
児童館入館者	27,280	7,754	7,900	11,173	10,287

② ニーズ・課題等

児童館や図書館があるハートピア安八は、子どもたちが安心して過ごせるため、利用する親子が多くいます。しかし、子ども意識調査で安心できたり、ほっとできたりする場所としてハートピア安八をあげた中学生は10%もないことから、子どもの年齢にあわせた居場所づくりが課題です。

③ 目 標

利用する子どもやその家族が満足できるよう、年齢にあわせた事業を計画し、講座の充実等を図ります。おもちゃについては、他市町の児童館を参考に、児童館を利用する子どもや保護者のニーズと安全を満たすおもちゃを検討していきます。また、おもちゃをなかだちとしないコミュニケーションづくりも検討していきます。

(3) ジュニア文化サークル事業

① 現 状

町内を中心とした経験者を講師に、小中学生対象のレクリエーション・文化のサークルを土曜日に開催しています。

図表4-2 ジュニア文化サークル参加状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サークル数（数）	12	12	12	12	12
参 加 児 数（人）	191	151	114	109	120

② ニーズ・課題等

土曜日を有効に活用できる講座の開催は、子どもの意識を高め、好評です。スポーツ少年団への加入もあり、いずれかで多くの児童が土曜日を有効に過ごしています。

③ 目 標

興味あるジュニア文化サークルの講座や内容のさらなる充実に努め、参加者の増加を図ります。

(4) 子ども食堂運営支援事業

① 現 状

子どもの健やかな成長を育むとともに、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、子ども食堂を実施する団体に対し、運営費の一部を補助しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査では、町の子どもの育成支援に期待することとして、「こどもの居場所として子ども食堂などの生活支援体制の整備」と答えたのは20%弱でした。

③ 目 標

子ども食堂は、様々な困難を抱える子どもにとっても安心して過ごすことができる居場所であることから、今後も継続して事業を実施します。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

① 現 状

認定こども園、小学校および中学校では、次のような交通安全教室を実施しています。

- ・認定こども園：安八交番による交通教室
- ・小学校：交通指導（自転車等）
- ・中学校：交通安全に係る講演・指導

② ニーズ・課題等

家庭での交通安全教育を推進する必要があります。

③ 目 標

子どもだけでなく、親の意識改革を含めた体験型の交通安全教室を充実し、交通事故ゼロを目指します。

(2) 小学校入学準備支援事業

① 現 状

交通事故防止のため、小学校新1年生に通学かばん（ランバック）と交通安全帽子を無償で配布しています。

② 目 標

交通事故防止につながるため、黄色のランバック等の支援を継続します。

(3) 通学路歩道拡張事業

① 現 状

登下校時の交通事故防止のため、通学路の歩道拡張工事等を継続的に行っています。

② ニーズ・課題等

農道などでは、歩道がない通学路があります。

③ 目 標

地域住民の意見を聞きながら、危険な箇所から歩道整備を進めます。また、危険な箇所にはカラー舗装などの対応を検討します。

(4) 安全マップ作成事業

① 現 状

各小中学校において、交通事故の危険箇所、「子ども110番の家」および不審者情報が寄せられた箇所を記した安全マップを作成し、配布しています。

② 目 標

危険箇所を周知するために有効活用し、安全・安心の確保に努めます。

4 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 校区内パトロール事業

① 現 状

児童の安全を確保するため、昼間、学校安全サポーターによる校区内パトロールを3小学校で実施しています。

② ニーズ・課題等

学校安全サポーターによる巡視は、午前7時～9時の2時間と午後2時30分～4時30分の2時間以外は実施していません。

③ 目 標

学校安全サポーターの増員を図るべく、時間限定から常勤化による配置の見直しなどの拡充を検討します。

(2) 夜間街頭パトロール事業

① 現 状

「地域ぐるみで児童を犯罪から守ろう」というスローガンのもと、青少年育成町民会議等による夏休み期間の夜間街頭パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

夏休み以外の期間には、夜間街頭パトロールがありません。

③ 目 標

夏休み以外の期間での夜間街頭パトロールの実施を検討します。

(3) 下校時地域巡回パトロール事業

① 現 状

毎週2回、教育委員会、学校関係者が下校時間に地域巡回パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

月・木曜日以外は、巡回がありません。

③ 目 標

より安全に下校ができるように、巡回の回数増加を検討します。

(4) 登下校時見守り事業

① 現 状

結小学校区では、保護者、老人クラブ、交通安全協会の協力を得て、「結見守り隊」を結成し、登下校時に通学路に立ち、子どもたちを見守っています。また、登龍中学校区においても、「登龍校区サポート隊」を結成し、同校区内の児童生徒を見守っています。

② 目 標

核家族で共働き世帯が多い中、少しでも協力してもらえる人が減らないよう必要性を呼びかけます。

(5) 子ども110番の家設置事業

① 現 状

町民の協力を得て、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所として、事業所・企業や民家など約250か所に「子ども110番の家」を設置しています。

② 目 標

子どもたちに「子ども110番の家」の役割を伝え、場所を周知します。

(6) 監視カメラおよび刺股の設置事業

① 現 状

不審者の侵入と犯罪防止のため、全認定こども園と小中学校に監視カメラ、刺股を配置しています。また、不審者侵入を想定した避難訓練や刺股の使用講習会を定期的に実施しています。

② 目 標

監視カメラの活用と定期的な訓練を通し、園児および児童生徒が凶悪な犯罪の巻き添えにならないよう努めます。

(7) 安八安心メール（すぐる）

① 現 状

小中学生の保護者を対象に、不審者情報、気象警報等をいち早く知らせるため、携帯電話へメール配信を実施しています。

② 目 標

認定こども園の保護者へのメール配信システムの拡充を図るとともに、加入促進を図ります。

(8) 防犯ブザー配布事業

① 現 状

変質者や不審者から児童を守るため、小学校就学時に防犯ブザーを配布しています。

② ニーズ・課題等

配布されていながら防犯ブザーをおもちゃと思いこんでしまい、携帯していない児童がいます。

③ 目 標

ランバッグ等に携帯するなど、いつでも使用できるように指導します。

(9) 防犯灯の整備事業

① 現 状

主要公園（アンヒルパーク、キャッスルパーク、北部公園等）のほか、町内約1,000か所に、防犯灯を設置しています。

② ニーズ・課題等

通学路や集落内で防犯灯の設置がされていない場所もあります。

③ 目 標

緊急性の高い場所から優先的、計画的に防犯灯の設置を推進します。

(10) 情報モラル教育の推進

① 現 状

中学校就学時に、保護者に対して情報モラルにかかわる「子育て講話」を実施しています。

② ニーズ・課題等

SNSや通信型ゲーム機の利用の仕方によって、いじめに発展する事案が懸念されています。

③ 目 標

学校と連携し、児童生徒や保護者に対して情報モラルにかかわる啓発活動を継続して実施します。

第2 困難な状況にある子どもへの支援

1 障がい児施策の充実

(1) 乳幼児健康診査

① 現 状

保健師による乳幼児相談や健康診査時に、発達の遅れを早期に発見し、相談支援を行うとともに、児童発達相談員として、臨床心理士等が健康診査時に出向き、早期発見と対策を講じています。

② ニーズ・課題等

乳幼児健康診査の受診率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児家庭全戸訪問事業などを展開し、乳幼児健康診査の受診率100%を目指します。

(2) 児童発達支援事業

① 現 状

児童発達支援事業とは、身体や知的の障がい、発達に遅れのある就学前の児童が親子で通所して指導等を受けることにより、その発達を促し、社会生活への適応を図ることを目的としており、町立の「あすなろの園」のほか、「キッズbond安八」と「げんき」があります。「あすなろの園」の定員は30人で、令和5年度は30人が利用しています。

図表4-3 あすなろの園利用状況

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 児 数	28	30	29	30	30

② ニーズ・課題等

フォローが必要な子どもに対し、継続的な支援が必要です。

③ 目 標

児童発達支援が必要と認められる場合、保護者のケアをしつつ、早期通園を促し、早期療育を図るとともに、一人ひとりに合わせた療育サービスの充実に努めます。なお、必要に応じて、医療的ケアを必要とする子どもの支援について、安八郡各町等との連携や調整に努めます。

(3) 障がい児保育の充実

① 現 状

認定こども園において軽・中程度の障がいのある子どもを受け入れており、障がいの程度に応じて、保育士を加配しています。

② ニーズ・課題等

障がいのある子どもの就園や就学についての支援が求められています。

③ 目 標

引き続き、認定こども園の利用を希望される障がいのある子どもの受け入れ体制を維持し、地域におけるインクルージョン（障がいのある人の包容）を推進します。

(4) 学習障がい児、多動性障がい児への教育的支援事業

① 現 状

小中学校に特別支援学級を設置しています。令和6年度の特別支援学級数は、小学校では、結小学校3クラス、名森小学校4クラスの計7クラス、中学校では、東安中学校3クラス、登龍中学校2クラスの計5クラスです。

また、各小中学校とも通級指導教室（LD／ADHD等）が開級され、町事業として、通常学級に児童生徒支援アシスタントを24人派遣しています。

② ニーズ・課題等

保護者の理解・認識が困難なケースがあります。

③ 目 標

専門的人材の確保を図り、児童生徒一人ひとりに合わせたきめ細かな指導を実施します。

(5) 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ

① 現 状

集団生活ができる中・軽度の児童の受け入れは可能となっています。

② ニーズ・課題等

障がいに関する専門的な支援員がいないので、養成が望まれます。

③ 目 標

専門的な支援員の確保と受け入れ態勢の整備について検討します。

(6) 放課後等デイサービス

① 現 状

放課後等デイサービスは、障がいのある学齢期の子どもが学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたいわゆる「障がい児の放課後児童クラブ」です。町内には、「キッズボンド安八」と「げんき」があり、町外の施設を含め、放課後等デイサービス事業所を利用しているのは、令和5年度で38人です。

② 目 標

県と連携し、障がいのある学齢期の子どもに適切なサービスが提供されるよう、事業所に指導等していきます。

(7) 経済的支援

① 現 状

・ 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある子を養育する親に支給される特別児童扶養手当は、令和5年度に21人が受給しました。

・ 重度心身障がい者医療費の公費負担

重度の障がいのある人で一定の所得以下の人は、県の制度である重度心身障がい者医療の公費負担が受けられます。令和5年度の本町のこの事業の対象児童は16人です。

図表 4－4 経済的支援受給状況（障がい児）

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別児童扶養手当受給者数	33	29	28	23	21
重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数	25	20	16	13	16

（注）「重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数」は18歳未満。

② 目 標

・ 特別児童扶養手当

本制度の継続と増額を国に要望していきます。

・ 重度心身障がい者医療費の公費負担

重度心身障がい者医療費の公費負担は、今後も継続するよう県に要望していきます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 相談体制や情報提供の充実

① 現 状

民生委員・児童委員は、各種相談事業の実施や担当地域の母子父子家庭等の実情の把握とその対応に努めています。

② ニーズ・課題等

相談事業や母子父子家庭等の把握については、プライバシーに関わることが多く、対応が難しい場合があります。

③ 目 標

プライバシーに配慮し、気軽に相談できる体制を維持します。

(2) 経済的支援

① 現 状

・生活資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度があります。

・児童扶養手当

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に支給される児童扶養手当は、令和5年度に75人が受給しました。

・母子父子医療制度

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に、医療保険の自己負担分を助成しています（県事業）。

図表4-5 経済的支援受給状況（ひとり親家庭）

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給者数	94	88	81	78	75
母子父子医療制度対象者数	94	88	81	78	75

② 目 標

引き続き、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度や各種手当等の広報に努めます。

(3) ひとり親家庭等の就業促進事業

① 現 状

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、ひとり親家庭の父または母の雇用の促進を図るための各種事業が定められています。

② 目 標

県や公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の父または母の就業を促進します。

3 こどもの貧困解消対策

(1) 教育支援

① 現 状

子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという指摘があります。

② 目 標

貧困家庭の子どもに対する宿題の見守りなどの学習サポートや読書活動などを、子どもの年齢に応じて、学校、図書館、ボランティアなどと協働して取り組みます。また、生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行う要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の利用を促進します。

(2) 経済的支援

① 現 状

現在、わが国の9人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。この「こどもの貧困」とは「相対的貧困」であり、大まかにいえば平均所得の半分に満たない世帯を指します。

② 目 標

県と連携し、生活保護制度、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や家計改善支援事業等をこどもの貧困世帯に紹介し、利用を促進していきます。

第3 結婚・出産へのインセンティブ

1 子育て意識の醸成

(1) 中学生と乳幼児の交流事業

① 現 状

中学生が認定こども園や保健センターでの職場体験などを通じて、乳幼児とのふれあいを実施しています。

図表4-6 乳幼児との交流事業への参加中学生数

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男 子	0	—	—	—	1
女 子	20	—	—	—	17
合 計	20	—	—	—	18

(注) 令和2～4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止。

② ニーズ・課題等

男子生徒の参加がほぼありません。

③ 目 標

学校と連携しながら、年間を通じて事業を展開することにより、より多くの生徒が体験できるよう検討します。また、将来親となる中学生と乳幼児とのふれあいを通じて健全な親育ちを支援していきます。

(2) 結婚・出産の意義に関する教育

① 現 状

未婚率の上昇や晩婚化等を要因として、少子化が進行しています。

② 目 標

学校教育等を通じ、大人になったときに配偶者や子どもの存在がいかに重要であるか、配偶者や子どもを持つ、つまり、命をつなぐことの大切さを伝えていきます。

(3) 学校教育における男女共同参画の推進

① 現 状

小中学校で男女共同参画の意識を高めるための授業を実施しています。

② 目 標

家事や育児は女性の役割といった性による固定的な役割分担の意識や無意識の思い込みを解消し、子育てをはじめとした家庭における男女共同参画の意識を高めるための教育を推進します。

2 結婚しやすい環境づくり

(1) しあわせ相談サロン事業（結婚相談）

① 現 状

結婚相談員（民生委員・児童委員）が親身になり相談に応じます。この事業は、安八町社会福祉協議会が毎月第2土曜日に開催しています。

図表4-7 しあわせ相談サロン相談件数

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 件 数	42	49	35	28	21

② ニーズ・課題等

晩婚化や生涯独身という生き方が社会現象化しており、親の悩みとして子の結婚相談に来られることがあります。

③ 目 標

今後も継続します。

(2) しあわせ発見事業

① 現 状

安八町社会福祉協議会が結婚を希望する独身男女を対象に、年1回「しあわせ発見事業婚活パーティー」を開催しています。

② ニーズ・課題等

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、しばらくの間中止していましたが、令和5年度に再開したところ、町内外から男女各9人が参加し、引き続き好評です。

③ 目 標

今後も継続します。また、「ぎふマリッジサポートセンター」などの岐阜県結婚支援事業の情報も提供します。

(3) 結婚新生活支援事業

① 現 状

若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であることから、新婚世帯に生活支援事業費を給付する補助事業があります。

② ニーズ・課題等

国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」（令和3年）によると、早期に結婚に踏み切れない主な要因として、「結婚資金」「住居」「職業や仕事上の問題」などがあるとされています。

③ 目 標

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援します。

- ・対象世帯：夫婦の合計所得金額が500万円未満で、申請時において夫婦とも町内に住所を有し、居住している世帯
- ・給付対象：婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引っ越し費用
- ・給付上限額：夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり60万円、夫婦ともに30歳以上39以下の場合は1世帯あたり30万円を上限

3 出産への支援

(1) 出産祝金

① 現 状

- ・町の制度

令和5年度から、1年以上在住している人が子どもを出産した場合、子ども1人あたり5万円をお祝い金として支給しています。令和5年度は、43人に支給しました。

- ・医療保険の制度

被保険者が出産した場合は、出産一時金として50万円（令和4年度までは42万円）が支給されます。

② ニーズ・課題等

出産祝金の支給は、経済的支援にもなると考えられます。

③ 目 標

町の出産祝金制度を継続します。

第4 子育て支援サービスの充実

1 教育・保育サービス等の充実

(1) 平日昼間の教育・保育サービス

① 現 状

直近5年間の認定こども園、幼稚園および保育園の通園児数は、図表4-8のとおりです。本町には幼稚園がないため、図表4-8の幼稚園通園児数は本町から町外の幼稚園へ通園している幼児数です。令和6年4月1日現在、0～2歳児の半数程度、3～5歳児のほとんどが平日昼間の教育・保育サービスを利用しています。町内には、結こども園、ふたばこども園、中央こども園の3園があり、6か月児から受け入れており、待機児童はいません。

図表4-8 平日昼間の教育・保育サービスの利用状況（各年4月1日現在）

単位：人

区 分			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保 育 園	0 歳		—	—	—	1	—
	1 ～ 2 歳		—	—	1	—	—
	3 ～ 5 歳		—	—	—	—	—
	小 計		—	—	1	1	—
認 定 こ ど も 園	保 育 園 部 分	0 歳	3	4	3	3	6
		1 ～ 2 歳	82	73	73	87	92
		3 ～ 5 歳	295	259	236	214	199
	幼 稚 園 部 分	3 ～ 5 歳	19	22	32	19	25
		小 計	399	358	344	323	322
幼 稚 園	3 ～ 5 歳		66	63	56	49	38
年 齢 別 計	0 歳		3	4	3	4	6
	1 ～ 2 歳		82	73	74	87	92
	3 ～ 5 歳		380	344	324	282	262
合 計			465	421	401	373	360

（注）利用児数は、図表4-10の広域入所の他市町への委託児数を含む。

② ニーズ・課題等

0～2歳児は、全体数が低下傾向にあるものの、平日昼間の教育・保育サービスの利用児数はやや増加傾向にあります。

③ 目標量

利用実績と76頁の計画期間の子ども数を勘案して、目標量を図表4-9のとおり定め、平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることとします。なお、母親の就労状況から、0～2歳児数が横ばいで推移すると見込まれるなど、保育サービス全体の利用児数は横ばいで推移と考えられます。

図表4-9 平日昼間の教育・保育サービスの目標量

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号	0 歳	5	5	6	6	5
	1 歳	42	41	41	42	42
	2 歳	40	48	47	47	48
3～5歳	1 号	62	59	58	56	58
	2 号	194	184	183	174	183
合 計		343	337	335	325	336

(注) 1 利用児数は、他市町の幼稚園利用児数、広域入所の他市町の保育所への委託児数を含む。
 2 「3号」は0～2歳児、「1号」は3～5歳の幼稚園・認定こども園の幼稚園部分利用児、「2号」は3～5歳の保育所・認定こども園の保育園部分利用児。

④ 目標量の確保策

本町の平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることができると考えられるので、特色ある教育・保育サービスの提供に努めます。

⑤ その他

○英語保育事業

保護者に好評の英語保育事業は、これからの国際化社会にあわせ、内容の充実に努めます。

○広域入所

保護者のいずれかが受け入れ市町村に勤務し、住所地の保育時間内に帰ることが困難な場合、他の市町村への受け入れが可能です。就労する保護者にはよい制度であり、今後も継続して実施します。なお、計画期間内に他市町から受け入れる園児と他市町に委託する園児は、ともに各年度3人程度と見込んでいます。

図表4-10 保育園の広域入所実施状況

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受 け 入 れ	0	3	6	2	2
委 託	4	4	3	3	4

○障がい児保育

すべての認定こども園で集団保育になじめる中軽度の障がいのある児童を受け入れています。今後も障がいのある児童一人ひとりにあった保育を充実していきます。

図表 4-11 障がい児保育実施状況

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 児 数	20	24	22	28	26

○合同研修

子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な教育・保育サービスを提供する必要があります。その共通意識の保持とサービスの向上のため、各認定こども園の合同研修を行います。

○地域型保育

地域型保育とは、0歳から2歳の子どもを少人数の単位で預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育および居宅訪問型保育の4事業があります。家庭的保育とは保育ママともいわれ、家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下を預かる保育、小規模保育とは定員6～19人を対象にした保育、事業所内保育とは会社等が従業員の子どもの等を対象にした保育、居宅訪問型保育とは保護者の自宅で1対1で行う保育をいいます。地域型保育は、待機児童の多い都市部や子どもが減少している過疎地などを対象とした事業であり、過疎地でもなく、待機児童もいない本町においては、あまり必要のない事業と考えます。

(2) 時間外保育（延長保育）

① 現 状

時間外保育とは、通常の保育利用時間を超えた保育のことで、延長保育ともいいます。結こども園・ふたばこども園・中央こども園において、午後6時から午後7時までの時間外保育を実施しています。

図表 4-12 時間外保育（延長保育）実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利 用 児 数（人月）	26	28	27	22	47

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、平日の教育・保育事業の1日の利用希望時間を過去の調査と比較しても、長時間保育に対するニーズは高まっています。

③ 目標量

過去5年間の利用状況およびニーズ調査から次表のとおりとしました。

図表4-13 時間外保育（延長保育）の目標量

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人月）	50	50	50	50	50

④ 目標量の確保策

時間外保育（延長保育）は、現在実施している3園で受け入れ可能と考えています。

(3) 病児・病後児保育

① 現 状

病気やその回復期にある児童が集団や家庭で保育できないときに医療機関等で預かる病児・病後児保育は、町内に実施施設がないため、岐阜市、羽島市および北方町の実施施設と協定により利用できることとなっています。

図表4-14 病児・病後児保育実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（日）	9	2	14	22	32

② ニーズ・課題等

病児・病後児保育の実際の利用児数は、新型コロナウイルスの感染拡大以降、増加しています。病児・病後児保育を推進するのは当然ですが、子どもが病気のときには、仕事を休んで、父親あるいは母親がみてあげるのがあたり前という考え方を企業等に普及する必要があります。

③ 目標量

過去5年間の利用実績から、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者については、その費用を公費負担とします。

図表4-15 病児・病後児保育の目標量

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（日）	25	25	25	25	25

④ 目標量の確保策

目標量の確保は、現在の3か所の委託施設によって可能と考えられますが、今後、町内の委託施設について検討し、医療機関等に協力を要請していきます。また、病児・病後児保育やその実施施設を知らない保護者もいると考えられることから、その周知に努めます。

(4) 一時預かり事業（一時保育）

① 現 状

一時預かり事業は、家庭での育児が困難な場合等に子どもを認定こども園等に預ける事業で一時保育ともいい、利用対象は認定こども園等を利用していない児童です。結こども園・ふたばこども園・中央こども園において実施しています。

図表4-16 一時預かり事業（一時保育）実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	21	14	24	16	19
利用延回数（回）	332	170	172	74	83

② ニーズ・課題等

利用児数の推移と異なり、利用延回数は令和4年度に大きく減少しています。

③ 目標量

5年間の実績とニーズ調査の利用意向を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-17 一時預かり事業（一時保育）の目標量

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	20	20	20	20	20
利用延回数（回）	80	80	80	80	80

④ 目標量の確保策

現在実施している3か所の認定こども園で対応できると考えます。

(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度で、令和8年度から開始予定となっています。したがって、今後明らかになる事業内容の詳細な情報を収集し、利用希望等に応じて、実施を検討することとします。

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが困難になった児童を児童保護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）をいいます。今後、事業の実施を検討します。

(7) ファミリーサポートセンター事業

① 現 状

ファミリーサポートセンター事業とは、子育ての手助けがほしい人とお手伝いしたい人が会員登録する相互援助活動です。ファミリーサポートセンターは、平成25年7月に開設し、子どもの送迎に利用されています。

図表 4-18 ファミリーサポートセンター事業実施状況

単位：回

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延回数	2	0	11	0	24

② ニーズ・課題等

ファミリーサポートセンター事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、利用が少なかったものの、令和5年度は24回となっています。なお、定年退職者等の増加により、サービスを提供したい人は増加していると考えられます。

③ 目標量

ニーズ調査による利用者意向により、次のとおりとしました。

図表4-19 ファミリーサポートセンター事業の目標量

単位：回

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用延回数	10	10	10	10	10

④ 目標量の確保策

ファミリーサポートセンター事業の広報活動に努め、援助会員、利用会員の増加を図っていきます。

(8) 放課後児童クラブ事業

① 現 状

放課後児童クラブは、結教室（結の郷）と名森教室（名森小学校）、牧教室（牧小学校）の3か所で開設しています。これらの利用児数は、横ばいで推移しています。

図表4-20 放課後児童クラブ実施状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）		3	3	3	3	3
利用児数（人）	1～3年	157	157	146	153	143
	4～6年	71	59	58	54	76
	計	228	216	204	207	219

② ニーズ・課題等

3教室とも手狭になってきています。

③ 目標量

目標量は、過去5年間の利用状況、今後の小学生数の減少等を勘案して、図表4-21のとおりとしました。

図表4-21 放課後児童クラブの目標量

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数（か所）		3	3	3	3	3
利用児数（人）	1～3年	140	135	135	135	135
	4～6年	75	75	70	70	65
	計	215	210	205	205	200

④ 目標量の確保策

名森教室においては、小学校の空き教室の活用では手狭であることから、今後、小学校の近くでの開設なども検討していきます。

(9) ホリデー・サポート・スクール事業

① 現 状

ホリデー・サポート・スクール事業は、小学生を夏休み、冬休み、春休みに預る事業で、放課後児童クラブの各教室において実施しています。開所時間は、月曜日から土曜日の8時30分から18時30分（延長利用 7時30分から19時）です。

図表4-22 ホリデー・サポート・スクール実施状況

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 児 数	111	91	91	100	110

② ニーズ・課題等

ホリデー・サポート・スクールの利用は、横ばいで推移しています。

③ 目標量

平成28年度から開設されているホリデー・サポート・スクールの利用状況、今後の小学生数、放課後児童クラブの利用状況・見込量を勘案して、次のとおり見込みました。

図表4-23 ホリデー・サポート・スクールの目標量

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利 用 児 数	100	100	100	95	95

④ 目標量の確保策

現在の3か所の実施施設で対応できると考えられます。

(10) 放課後子ども教室

放課後子ども教室とは、地域住民の協力を得て、すべての子どもを対象として、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を放課後に行う事業です。この事業は実施していません。ニーズ調査においては一定の利用が見込まれるものの、体制が整わないことから、今後の状況に応じて、実施を検討することとします。

(11) こども家庭センター事業

① 現 状

令和6年4月、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能等を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」をこども家庭課内に設置しました。子育てや子ども

に関する相談を受けて支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等も行っています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査においても、育児相談の利用経験および利用意向は、過去の調査と比較して低下してきています。

③ 目 標

- ・育児相談の充実に努め、保護者の育児不安の解消等を図ります。
- ・プライバシーの保護を図りつつ、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

(12) 子育て支援センターにおける育児相談

① 現 状

中央子育て支援センターおよび結子子育て支援センターで育児相談を受けてきましたが、図表4-24のとおり育児相談件数が減少してきたことから、令和6年4月から結子子育て支援センターに一元化し、実施しています。

図表4-24 子育て支援センターにおける育児相談件数

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 件 数	73	58	36	36	17

② ニーズ・課題等

ニーズ調査においても、育児相談の利用経験および利用意向は、過去の調査と比較して低下してきています。

③ 目 標

育児相談の充実に努め、保護者の育児不安の解消等を図ります。

(13) 児童相談事業

① 現 状

中央公民館において、主任児童委員による児童相談所を毎月1回開催しています。

図表4-25 児童相談事業件数

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 件 数	—	—	—	—	1

② ニーズ・課題等

心配ごと相談所とあわせて開催していますが、児童の相談はほとんどない状況です。

③ 目 標

気軽に相談しやすい相談所づくりを目指し、児童虐待の防止を図ります。

(14) 認定こども園のあり方についての検討

① 現 状

町内に認定こども園は3園あり、どの認定こども園にも入園可能です。

② ニーズ・課題等

3歳未満児の保育ニーズが高まってはいますが、少子化により全体の園児数は減少傾向にあります。令和6年4月の認定こども園全体の通所児童数320人は、平成27年の522人の3分の2以下となっています（22頁参照）。

③ 検 討

保育の質の向上や保育施設の効率的運営の観点から認定こども園のあり方について、引き続き、検討していきます。

(15) 小学校のあり方についての検討

① 現 状

町内に小学校は3校あり、校区ごとに通学しています。

② ニーズ・課題等

利用児数の減少に伴い牧こども園が廃園になったことにより、牧小学校区の子どもは、就学前には名森小学校区の子どもとともに中央こども園に通園し、小学生になると各学校に通学するものの、中学生になると再び名森小学校区の子どもと登龍中学校に通学するという状況が生じているため、牧小学校と名森小学校の統合を求める声も高まっています。

③ 検 討

小学校のあり方について検討を進めていきます。

2 ネットワークづくりと情報提供

(1) 園庭開放事業（ちびっこ広場）

① 現 状

子育て中の保護者の交流の場として未就園児の親子を対象に、認定こども園3園で毎週月曜日から木曜日に園庭開放を実施しています。月に1回民生委員・児童委員が話し相手や育児相談者として参加します。

図表4-26 園庭開放事業利用状況

単位：組

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結こども園	628	335	289	218	174
ふたばこども園	54	6	19	5	0
森部こども園	10	23	—	—	—
中央こども園	1,189	953	712	570	739
牧こども園	23	3	—	—	—
南條こども園	4	5	—	—	—
合 計	1,908	1,325	1,020	793	913

(注) 森部・牧・南條こども園は、令和2年度末で廃止。

② ニーズ・課題等

園庭開放は、利用者からは高い評価を受けていますが、就学前児童保護者のニーズ調査においては7割程度の人々が「利用していない」と答えています。

③ 目標量

現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案し、令和6年4月の結子育て支援センターへの一元化による結こども園での利用を見込み、次のとおりとしました。

図表4-27 園庭開放事業の目標量

単位：組

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
結こども園	500	500	500	500	500
ふたばこども園	10	10	10	10	10
中央こども園	200	200	200	200	200
合 計	710	710	710	710	710

④ 目標量の確保策

より一層利用しやすい事業の展開をめざすとともに、ハートピア安八の児童館で行っているすくすく広場と連携を取りながら、事業のPRに努めます。

(2) キッズビクス（親子体操）

① 現 状

未就園児の親子を対象に、年5回、結こども園または中央こども園で専門講師の指導のもと体操を行っています。

図表4-28 キッズビクス利用状況

単位：組

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 組 数	90	27	28	29	21

② ニーズ・課題等

キッズビクスの令和5年度の利用は21組で、新型コロナウイルスの感染拡大以降、大きく減少しています。就学前児童保護者のニーズ調査においても、キッズビクスの3歳未満児の利用者は2.9%とわずかです。

③ 目標量

過去5年間の利用状況、現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-29 キッズビクスの目標量

単位：組

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利 用 組 数	25	25	25	25	25

④ 目標量の確保策

3歳未満児の保護者に事業を知ってもらうための広報活動に努めます。

(3) 子育てセミナー（すこやか講座）

① 現 状

地域子育て支援センターにおいて、年3回、すこやか講座を開催しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、子育てセミナーを「知っている」人は、3歳未満児の保護者が27.5%、3～5歳児の保護者が41.8%でした。

③ 目 標

乳幼児の保護者の興味を持てるようなテーマの講演会を開催するとともに、広報活動に努めます。

(4) 親子教室

① 現 状

親子教室は、そうさんルーム（地域子育て支援センターたんぽぽ）で行う親子の遊びです。なお、くまさんルーム（地域子育て支援センターひまわり）は令和5年度をもって廃止しています。1歳児コースと2歳児コースがあり、月2回、3か月間（5回コース）で、親子でいろいろな遊びをします。

図表4-30 親子教室利用状況

単位：組

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
くまさん ルーム	1歳児	45	85	55	35	55
	2歳児	85	70	65	25	30
ぞうさん ルーム	1歳児	110	15	35	20	0
	2歳児	35	30	45	30	10
合 計		275	200	200	110	95

② ニーズ・課題等

ニーズ調査では、1歳児の23.1%、2歳児の10.0%が「利用している」と答えています。

③ 目標量

④の目標量の確保策を講じることを前提に、次のとおりとしました。

図表4-31 親子教室の目標量

単位：組

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ぞうさん ルーム	1歳児	40	40	40	40	40
	2歳児	50	50	50	50	50
合 計		90	90	90	90	90

④ 目標量の確保策

3歳未満の乳幼児のいる家庭に対して、あらゆるPR活動をするよう努めます。

(5) 安八こども文庫

① 現 状

3か所の認定こども園において、妊婦や子ども連れ親子に本の貸し出しを行っています。児童館では、「子育て文庫」として館内で閲覧ができます。また、ボランティアの自宅にも文庫が開設されています。なお、保健センターにおいては、健診の待ち時間などに親子で本を読みながらゆっくり過ごすことができるように本を設置しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査において、安八こども文庫は「利用したことがある」は7.3%でしたが、「利用したい」は58.6%と高い率でした。

③ 目 標

妊婦や就学前児童の保護者に対して広報に努めるとともに、認定こども園において併用している絵本コーナーの充実を図るなど、利用の促進に努めます。

(6) 子育てサークル活動の支援

① 現 状

乳幼児の保護者が集う自主的なサークル活動を行う団体が地域子育て支援センターに1団体あります。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、子育てサークルを「知っている」が48.2%、「利用したことがある」が18.8%、「利用したい」が34.0%となっています。実際に、子育てサークルの会員は、あまり多くありません。

③ 目 標

子育てサークルの会員が増加するような活動ができるよう支援していきます。

(7) 保育ボランティアの育成

① 現 状

園庭開放事業・親子教室等において、保育ボランティアが活躍されています。

② ニーズ・課題等

保育ボランティアが不足しています。

③ 目 標

安八町社会福祉協議会と連携し、保育ボランティアの養成に努めます。

(8) 子育てに関する情報提供

① 現 状

・広報あんばち

毎月、広報あんばちにコーナーを設け、地域子育て支援センター事業の情報等を掲載しています。

・町のホームページ

ホームページで出生の手続きから子育てに関する幅広い情報を提供しています。

・いきいきカレンダー

いきいきカレンダーに保健センターで実施する健康診断や相談事業を掲載しています。

② ニーズ・課題等

保健センターの乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等を通じて情報提供していますが、子育てに関する情報を知らないという人にいかに情報を提供するかが課題です。

③ 目 標

・広報あんばち

見やすい情報の掲載に努めます。

・町のホームページ

ホームページは、常に新しい情報を提供し、情報発信を拡充します。

・いきいきカレンダー

見やすいような工夫に努めます。

・子育てガイドブック

子育てサービスの内容や町内の子育て資源が一目でわかるガイドブックの作成（更新）に努めます。

・子育てポータルサイト

子育てサービスの内容や町内の子育て資源が一目でわかるポータルサイトの開設・運用について検討します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

基本指針は、地域子育て支援拠点事業について、目標量と目標量の確保策を定めるよう求めています。地域子育て支援拠点事業とは、地域子育て支援センターで行う①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等となっています。そのため、地域子育て支援拠点事業には、地域子育て支援センターで行う園庭開放事業、子育てセミナー、親子教室、子育てサーク

ル活動の支援、保育ボランティアの育成、地域子育て支援センターにおける子育て相談等が該当すると考えられます。

① 現 状

図表4-32は、地域子育て支援拠点事業の年間利用延人数ですが、これは上記本町の各事業の利用人数を合計したものではありません。園庭開放事業に来所して子育て相談を受ける人などもいることから、地域子育て支援センターに来所した延就学前児童数を示しました。

図表4-32 地域子育て支援拠点事業利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用施設数（か所）	2	2	2	2	2
利用延人数（人）	2,998	1,920	2,051	1,375	1,447

② ニーズ・課題等

ニーズ・課題等は、それぞれの事業で示しているとおりです。

③ 目標量

令和6年4月から結子育て支援センターに一元化したため、利用延人数を次のとおり見込みます。

図表4-33 地域子育て支援拠点事業の目標量

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用延人数	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

④ 目標量の確保策

それぞれの事業に示しているとおりです。

3 地域交流の推進

(1) 地域でのふれあい事業

① 現 状

- ・認定こども園では、正月遊びなど伝統行事の伝承などの行事を実施しています。
- ・認定こども園のさつまいもづくりや小学校のがぼちゃづくり、田植え、稲刈り等の活動に地域の高齢者等に協力していただいています。

② ニーズ・課題等

核家族化が進み、高齢者がいない家庭が多くなったため、学校や認定こども園で高齢者との交流を深める必要があると考えます。

③ 目 標

子どもたちが地域の高齢者とふれあい、様々な感動を体験することは、子どもの成長にとっても、地域づくりにとっても重要です。地域の特性を生かしながら、今後も小学校や認定こども園で高齢者との交流事業を推進します。また、中学生、地域の高齢者、地域団体、教育・保健医療機関、民間企業等とともに、子どもを中心においた地域づくり（つながり懇談会）を推進し、住民同士のつながりを深めます。

4 子育てにかかわる経済的負担の軽減

(1) 保育料の軽減

① 現 状

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園に通う3～5歳のすべての児童と、保育所・認定こども園に通う0～2歳の住民税非課税世帯の児童について、利用料が無料になりました。

② 目 標

0～2歳の住民税課税世帯の児童については、国の基準では就学前児童と合わせて2人いる場合は半額、就学前児童と合わせて3人以上いる場合は無料とされていますが、本町においては国の基準に上乗せして、就学前児童に限定しないで、兄弟姉妹が2人の場合は2割、3人以上の場合は4割としています。さらなる負担軽減を検討します。なお、日用品、文房具等の購入に要する費用および低所得世帯を対象に認定こども園等の食事の提供に要する費用は、徴収しません。

(2) 乳幼児等医療費助成制度

① 現 状

子どもの入院・通院の医療費を助成しており、小学校就学前児童は県制度、小学生以上は町単独制度となっています。

図表4-34 乳幼児等医療費助成制度利用状況

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学前児童	9,351	8,686	10,029	10,053	11,362
就 学 児	12,805	12,176	17,951	19,456	22,582

② 目 標

保護者の経済的負担に配慮し、令和3年度から、こども医療費助成制度を18歳を迎える年度末まで拡大しました。

(3) 学校給食費助成制度

① 現 状

小中学校の学校給食費について、第3子以降は全額を助成しています。

図表4-35 学校給食費助成制度利用状況

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第 3 子	108	116	134	133	123
第4子以降	16	21	18	18	22

② ニーズ・課題等

学齢期にある多子世帯の経済的支援に役立っていますが、ニーズ調査では、給食の無償化を望む意見が多くありました。

③ 目 標

- ・多子世帯の経済的負担に配慮し、継続して実施します。
- ・段階的に無償化できるよう検討します。

(4) 小学校入学準備支援事業

① 現 状

小学校入学時に通学かばん（ランバック）と交通安全帽子を無償で配布しています。

図表4-36 小学校入学準備支援事業実施状況

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 児 数	121	124	130	105	118

② ニーズ・課題等

ランバッグは、黄色で登下校の交通安全に役立つと好評です。

③ 目 標

保護者の経済的負担に配慮し、この事業を継続します。

(5) 児童手当

① 現 状

児童手当の月額、令和6年9月まで、0歳～3歳未満が一律15,000円、3歳～小学校終了までが第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生が一律10,000円、所得制限以上が一律5,000円と定められており、令和5年度の児童手当の受給人数は、図表4-37のとおりです。

図表4-37 児童手当受給状況（令和5年度）

単位：延人数

区 分	15,000円	10,000円	5,000円	合 計
受 給 児 数	3,918	14,851	707	19,476

② ニーズ・課題等

ニーズ調査においては、多子世帯から経済的支援を求める意見が複数ありました。

③ 目 標

児童手当の月額、令和6年10月から、中学校終了までから18歳を迎える年度末までに、また、第3子以降は一律30,000円に拡大され、所得制限が撤廃されました。なお、支給も2か月おきとなります。児童手当の制度改正に関する広報により、受給漏れがないように窓口での適切な対応に努めます。

第5 母と子の健康の保持・増進

1 母子保健サービスの充実

(1) 利用者支援事業

① 現 状

利用者支援事業の一環として、乳幼児相談を毎月1回開催し、身体計測や育児相談や栄養相談を実施しています。

図表4-38 乳幼児相談来談者数

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳 児	実 施 回 数 (回)	11	9	10	12	12
	延 来 談 人 数 (人)	127	42	48	54	41
	実 来 談 人 数 (人)	56	31	18	29	18
幼 児	実 施 回 数 (回)	11	9	10	12	12
	延 来 談 人 数 (人)	217	55	29	55	45
	実 来 談 人 数 (人)	62	34	16	19	10

② ニーズ・課題等

広報あんぱち、町のホームページ、いきいきカレンダー等により子育て情報を提供していますが、ニーズ調査によると、子育てに関する各種サービスを「知らない」と答えている人がかなりいます。

③ 目 標

子育て家庭や妊産婦が、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等に努めます。

(2) こども家庭センター事業（妊婦等包括相談支援事業を含む）

① 現 状

令和6年4月、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能等を統合し、妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。妊産婦支援や子育て、子どもに関する相談を受けて支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等も行っています。

なお、令和6年6月に改正された子ども・子育て支援法により新設された「妊婦等包括相談支援事業」も当センターにおいて実施します。この事業は、妊婦やその配偶者等に面談等により情報提供や相談（伴走型相談支援）等を行うもので、妊婦のための支援給付制度（妊婦認定後5万円＋胎児数届け出後胎児1人あたり5万円を支給）と組み合わせることで実施することとされています。

② 目標量

こども家庭センターにおいて実施する妊婦等包括相談支援事業の目標量は、計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。

図表4-39 妊婦等包括相談支援事業の目標量

単位：件

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊 娠 届 出 数 （ 人 ）	65	65	65	65	65
1人当たり面談回数（回）	2	2	2	2	2
面 談 延 回 数 （ 回 ）	130	130	130	130	130

③ 目標量の確保策

- ・こども家庭センターの職員の資質向上に努めます。
- ・プライバシーの保護を図りつつ、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 母子健康手帳の交付

① 現 状

保健センターにおいて、すべての妊婦が母子健康手帳の交付を受けており、同時に妊娠中および出産後の保健事業の案内をしています。

② ニーズ・課題等

母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産、育児に対する不安な気持ちについての相談が多い状況です。

③ 目 標

- ・妊娠・出産、育児に対するこども家庭センターの相談対応を充実させて、不安の軽減を図ります。
- ・母子健康手帳のデジタル化についても検討します。

(4) 父子手帳

① 現 状

岐阜県では、妊娠・出産、育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を記した岐阜県父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」を作成しています。この父子手帳は、平成22年度から母子健康手帳とともに配布しています。

② ニーズ・課題等

父子手帳はすべての人に配布できていますが、出生から子どもの成長にあわせた父親の子育て等においてさらなる活用が必要です。

③ 目 標

父子手帳の有効的な活用を推進し、父親の育児参加を促します。

(5) 妊婦健康診査事業

① 現 状

妊婦および胎児の健康管理や安心して出産できるよう健康診査受診票を発行しています。妊婦健康診査は、医療機関に委託して実施しており、健康診査受診票は、1人あたり14回分あります。

図表 4-40 妊婦健康診査受診状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊 娠 届 出 数 (人)	60	74	63	67	72
1人当たり健診回数 (回)	14.2	10.4	14.5	9.8	8.6
健 診 延 回 数 (回)	853	766	911	658	619

② ニーズ・課題等

妊婦健康診査受診票が14回分交付されることに対する満足度は高いようです。

③ 目標量

計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。

図表 4-41 妊婦健康診査の目標量

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊 娠 届 出 数 (人)	65	65	65	65	65
1人当たり健診回数 (回)	12	12	12	12	12
健 診 延 回 数 (回)	750	750	750	750	750

④ 目標量の確保策

受診票交付時に妊婦健康診査とともに配布している産婦健康診査（2回分）や歯科検診（1回分）の受診を促し、それぞれの受診率の向上を目指します。

(6) ハッピープレママ会

① 現 状

妊婦を対象に、保健師による出産準備の教育や出産後の育児に関する相談を行っています。また、管理栄養士による妊娠中に必要な栄養についての話や調理実習も行っています。

図表 4-42 ハッピープレママ会参加状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	5	1	6	3	3
参加人数（人）	23	2	1	5	4

② ニーズ・課題等

参加者数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大きく減少しましたが、通常の医療体制に移行した令和5年度も少ない状況です。近年、女性の就労が進んでいることも要因の一つと考えられます。

③ 目 標

働いている妊婦が参加しやすい時間設定など、ニーズに合わせた教室形態について検討するなど、より多くの人に参加していただけるように努めます。

(7) 乳幼児訪問事業

① 現 状

乳児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児の家庭を訪問して健康相談や育児相談を行うものです。養育支援訪問事業（80頁参照）は、乳児家庭全戸訪問事業の結果等により、養育に関する指導が必要な家庭を保健師が訪問し、適切な助言をするものです。

図表 4-43 乳幼児訪問事業実施状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象児数(人)	74	65	60	39	58
	訪問児数(人)	74	65	65	40	58
養育支援訪問事業	対象児数(人)	3	6	10	4	5
	訪問回数(回)	10	6	12	4	11

② ニーズ・課題等

訪問した乳児家庭が里帰りなどで留守にしている期間が長い場合などもありますが、引き続き、全戸訪問に努めます。

③ 目標量

乳児家庭全戸訪問事業の目標量は、計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。なお、養育支援訪問事業の目標量は定めないこととします。

図表 4-44 乳児家庭全戸訪問事業の目標量

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対 象 児 数	62	62	64	64	62
訪 問 児 数	62	62	64	64	62

④ 目標量の確保策

乳児家庭の全戸を訪問することは現在の体制で可能ですが、養育支援が必要な家庭に適切な助言等が行えるよう、関係機関との調整に努めます。

(8) 産後ケア事業

① 現 状

産後ケア事業は、出産後概ね1年未満の母親と乳児を対象に、産後の育児不安等があったり、特に支援が必要と認められる場合に、健康状態や発育・発達状況のチェック、育児の相談やアドバイス等を行い、必要に応じて訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケア（訪問型以外は町外の3医療機関に委託）のサービスを提供するもので、令和3年度から実施しています。訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアは、1人あたり7回まで利用でき、利用料金がかかりますが、生活保護世帯は無料で利用できます。

② 目標量

産後ケア事業の目標量は、関連事業の実施状況等から、次のとおりとしました。

図表4-45 産後ケア事業の目標量

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対 象 者 数	10	10	10	10	10

③ 目標量の確保策

事業の周知や利用促進に努めるとともに、訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアは、現在の提供体制を維持します。

(9) 0歳児紙おむつ等お届け事業

① 現 状

すべての0歳児の家庭を2か月おきに訪問し、紙おむつを届けるとともに、育児に関する様々な相談や情報提供を行う「0歳児紙おむつ等お届け事業」を令和6年度から実施しています。

② ニーズ・課題等

子どもや家庭の状況はそれぞれ異なることから、必要な育児用品が購入できるクーポン券の配布に代えてほしいなどの要望があります。

③ 目 標

ニーズを把握し、適切な配布物等について検討しつつ、事業の推進を図ります。

(10) 新生児聴覚検査

① 現 状

「聞こえ」の状況を早期に確かめるため、町では新生児聴覚検査（自動ABR）にかかる費用の助成を行っています。

図表4-46 新生児聴覚検査受診状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数（人）	78	65	75	50	56
受診人数（人）	59	83	68	48	48
受 診 率（％）	75.6	127.7	90.7	96.0	85.7

② ニーズ・課題等

受診率は低下傾向にあります。

③ 目 標

妊婦健康診査受診時等にこの検査の周知に努めます。

(11) 乳幼児健康診査事業

① 現 状

乳幼児健康診査は、乳幼児の身体計測や発達チェック、栄養指導等を行うため、3～6か月児（乳児）、1歳6か月児、3歳児および5歳児を対象に実施していましたが、5歳児については、令和3年度から令和5年度まで、5歳児相談を実施しました。また、1歳6か月児および3歳児に対しては、幼児歯科健康診査を行っています。

図表 4-47 乳幼児健康診査受診状況

区 分		対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	健 診 結 果			
					異 常 な し (人)	要 観 察 (人)	要 精 検 (人)	要 医 療 (人)
令和元年度	乳 児	75	73	97.3	58	6	—	9
	1 歳 6 か 月 児	93	92	98.9	60	31	—	1
	3 歳 児	122	121	99.2	91	28	—	2
	5 歳 児	146	144	98.6	91	45	5	3
令和2年度	乳 児	76	77	101.3	68	7	—	2
	1 歳 6 か 月 児	104	93	89.4	76	16	1	—
	3 歳 児	94	92	97.9	68	21	1	2
	5 歳 児	112	110	98.2	76	34	—	—
令和3年度	乳 児	70	70	100	52	8	1	9
	1 歳 6 か 月 児	65	64	98.5	48	13	1	2
	3 歳 児	93	90	96.8	57	16	16	1
	5 歳 児	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	乳 児	65	62	95.4	50	2	—	10
	1 歳 6 か 月 児	71	67	94.4	46	20	1	—
	3 歳 児	91	87	95.6	57	23	7	—
	5 歳 児	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	乳 児	53	54	101.9	38	5	—	11
	1 歳 6 か 月 児	79	80	101.3	59	18	—	3
	3 歳 児	69	64	92.8	39	15	8	2
	5 歳 児	—	—	—	—	—	—	—

図表4-48 幼児歯科健康診査受診状況

区 分		対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	む し 歯 の あ る 児 (人)	む し 歯 経 験 率 (%)	一 人 平 均 む し 歯 数 (本)
令和元年度	1歳6か月児	93	92	98.9	—	—	—
	3歳児	122	121	99.2	11	9.1	0.20
令和2年度	1歳6か月児	104	93	89.4	1	1.1	0.04
	3歳児	94	92	97.9	5	5.4	0.13
令和3年度	1歳6か月児	65	64	98.5	—	—	—
	3歳児	93	90	96.8	4	4.4	0.13
令和4年度	1歳6か月児	71	67	94.4	1	1.5	0.01
	3歳児	91	87	95.6	4	4.6	0.17
令和5年度	1歳6か月児	79	80	101.3	2	2.5	0.10
	3歳児	69	64	92.8	1	1.6	0.02

② ニーズ・課題等

乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とも、受診率が概ね90%以上になっています。

③ 目 標

乳幼児健康診査時に、個々に合った指導・助言を行うため、現体制を継続します。

2 食育の充実

(1) 離乳食教室

① 現 状

乳児健康診査時に、管理栄養士が離乳食開始時期の目安や進め方の導入を行い、その後5～7か月児を対象に離乳食教室を開催しています。

また、乳幼児相談および10か月児相談において、個別の支援を行っています。

図表 4-49 離乳食教室実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	5	3	6	6	6
参加人数（人）	59	19	42	40	23

② ニーズ・課題等

乳児健康診査時に離乳食教室の案内を行うため、多くの参加があります。しかし、健康診査ではないため、参加率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児期は食生活のリズムの基礎が形成される大切な時期なので、離乳食教室の参加率100%を目指すとともに、よりよい個別支援に努めます。

(2) 認定こども園における食育

① 現 状

年齢に応じた食行動を獲得できるように、各クラスの担任が毎月食育の計画を立てており、これに沿っておやつづくりの開催や給食時に食行動の支援を行っています。給食については「食育だより」を発行して、年間を通した認定こども園での食育の様子などを保護者へお知らせしています。また、絵本・紙芝居やペープサート（人形劇）などを用いた食育にも努めています。

② 目 標

今後も給食は子どもたちが食べやすい形態へと小さくほぐすなどするとともに、年齢に応じた食行動を獲得できるように支援を続けます。また、家庭における食育の意識を啓発するため、よりよいお便りづくりに努めます。

(3) 園庭栽培事業

① 現 状

年間を通して四季折々の実のなる樹木や野菜を認定こども園の園庭で栽培して収穫します。また、収穫した野菜や果物を使用した簡単なクッキングを行っています。

② ニーズ・課題等

食品衛生や施設の関係上、調理のバリエーションが限定されてしまいます。

③ 目 標

種まきから食べるところまでを通して、「食べもののいのちを感じる力」を育てていきます。

(4) 管理栄養士による食育講座

① 現 状

毎年各園において、お話やクイズを通して「食べものを選ぶ力」や「食べもののいのちを感じる力」など、食育で身につけたい5つの力を伝えています。

図表4-50 管理栄養士による食育講座参加状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	6	6	4	4	—
参加人数（人）	398	384	352	275	—

② ニーズ・課題等

できるだけ噛み砕いた言葉を用いて話をしていますが、年齢により伝わらないこともあります。

③ 目 標

子どもたちが、食に興味や関心を深めることのできる内容や話し方に努めます。

(5) 食生活改善協議会の食育講座

① 現 状

「ヘルスメイト」の愛称で親しまれている食生活改善協議会の会員が、認定こども園においてクイズや劇を行い、食の大切さと感謝のこころを伝えています。また、園児たちと一緒にいうおやつづくりでは、自分でつくりたいという興味を促すとともに、楽しく交流を行っていて、園児たちには好評です。

図表4-51 食生活改善協議会の食育講座開催状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	8	6	4	4	—
参加人数（人）	464	384	352	275	—

② ニーズ・課題等

保護者を対象とする食育講座もニーズに応じて開催していますが、参加者が少ない状況です。

③ 目 標

園児だけではなく、保護者に対する食育の充実にも努めます。

(6) 学校給食を通した食育

① 現 状

学校給食では、行事食や郷土料理を提供し、郷土の食文化について関心を深めるとともに、新鮮な地場産の米や野菜を調理し、児童の食の安全を確保しています。

また、給食のメニューや栄養価を掲載した「給食だより」を発行し、栄養に関する意識啓発を行っています。

② ニーズ・課題等

近年様々な食物アレルギーを有する児童が増加しています。アレルギーの除去をはじめとする危機管理が必要です。

③ 目 標

バランスのとれた給食の献立により、将来必要となる「食べものを選ぶ力」を育みます。食物アレルギーへの対応は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに沿った危機管理に努めます。

(7) 体験農園事業

① 現 状

地域の指導者の協力により、小学生が農業を通して地域の農業への理解を深め、いのちを育てるよろこびを体験しています。令和6年度は、町内の小学校3校で米づくりや野菜づくりを体験しました。

② ニーズ・課題等

農業の担い手が不足しているため、指導者も減少しています。

③ 目 標

地域の指導者による農業体験を継続します。

(8) 親子料理教室

① 現 状

小学生の親子を対象に、夏休みを利用して食の大切さを学ぶ機会を提供しています。調理実習だけではなく、パンづくり教室やお菓子づくり教室の開催も行っています。

図表4-52 親子料理教室開催状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	2	—	—	—	—
参加実人数(人) { 親	27	—	—	—	—
	39	—	—	—	—

(注) 令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止。

② ニーズ・課題等

パンづくり教室やお菓子づくり教室など多様なニーズがあります。

③ 目 標

家庭における食育のきっかけとなるように、ニーズを把握して内容の充実を図ります。

3 思春期における保健対策の充実

(1) 性に関する正しい知識の普及

① 現 状

- ・小中学校の保健授業でエイズや性について、正しい知識を学んでいます。
- ・保健師が小中学校へ出向き、学校ごとに成長に合わせた性と命の大切さ、性行為感染症の予防について教育を行っています。

② ニーズ・課題等

思春期の児童が、性と命の大切さに関する正しい知識を持ち、人を思いやることを育て、自我の発達を助ける機会をつくる必要があります。

③ 目 標

学校において、性に関する正しい知識を身につける教育を充実します。

(2) 喫煙の防止

① 現 状

- ・受動喫煙防止・喫煙防止教育の観点から小中学校の敷地内全面禁煙を実施しています。
- ・中学校においては、保健師により、講義やたばこを断るロールプレイ、アンケートを実施し、生徒自らが喫わない意思決定を支援しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、「たばこを吸ったことがある」と答えた中学1年生は男子0.0%、女子1.6%、中学3年生は男子1.6%、女子1.7%でした。

③ 目 標

学校や家庭において喫煙の害について認識させるとともに、地域においても未成年者の喫煙防止に協力していただくように働きかけます。

(3) 飲酒の防止

① 現 状

中学校において、未成年者の飲酒が法律違反であることを教育しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、「酒を飲んだことがある」と答えた中学1年生は男子6.8%、女子4.7%、中学3年生は男子18.8%、女子11.7%という結果でした。親の無理解から家庭で飲酒している生徒もいると推察されます。

③ 目 標

飲酒の心身に与える影響について、未成年者に十分な知識を与えるとともに、社会環境の面から飲酒防止を働きかけることに努めます。

(4) 薬物乱用の防止

① 現 状

小中学校において、薬剤師や保護司を講師として薬物乱用防止教室を開催しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、小学5・6年生の6.4%、中学1・3年生の7.3%が覚醒剤や麻薬の害を「知らない」と答えています。中学生になる前から薬物に関する正しい知識を身につける必要があります。

③ 目 標

学校での指導を充実します。

(5) 青少年の健全育成

① 現 状

学校、公民館、役場などに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止ポスターを掲示しています。

② 目 標

引き続き、喫煙・飲酒・薬物乱用防止ポスター等による啓発を推進します。

(6) いのちの教育

① 現 状

自殺対策基本法では、9月10日から16日までを自殺予防週間としています。当町では、若年者自殺対策強化事業として、看護師や保健師を講師に「いのちの教育」を町内の全小中学校で実施しています。

図表 4-53 若年者自殺対策強化事業「いのちの教育」実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	12	10	17	19	22
参加児童数(人)	719	326	661	677	602

② ニーズ・課題等

令和3年度までの過去10年間で10代の自殺が1件ありました。

③ 目 標

「いのちの教育」において、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、児童生徒がゲートキーパーの役割を果たすことができるような教育を行っていきます。

(7) スクールカウンセラーの配置

① 現 状

中学校において、カウンセラーによるこころの相談や発達相談などを実施しています。小学校へは、必要に応じて中学校から出向いています。

② ニーズ・課題等

中学生を対象とした子どもの意識調査によると、カウンセラーの認知度は高いものの、実際に相談したことがあるのは少ない状況です。

③ 目 標

こころやからだの悩みを持つ生徒の精神的負担を軽減するため、様々な相談の場の提供に努めます。

(8) 不登校児童生徒への支援

① 現 状

小中学校で不登校傾向がみられる児童生徒への訪問相談や保護者への助言を行っています。また、ほほえみ教室を開設し、学校には行きにくい子どもが利用できるように環境を整えています。

② ニーズ・課題等

相談室を不登校児童生徒の居場所として、相談や助言を行っています。中学校では、相談室にこころの相談員を配置しています。

③ 目 標

引き続き、学校での指導に努めます。

4 小児医療の充実

(1) 小児科医の確保

① 現 状

- ・町内に医療機関が14か所（うち歯科診療所6か所）あり、その中に小児科専門医がいます。
- ・町内の医療機関のうち、救急指定診療所が1か所あります。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所のほかは、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

安心して受診できるよう医療機関を案内します。

(2) 予防接種事業

① 現 状

感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するために各種予防接種を実施しています。

② 目 標

感染のおそれのある疾病の発生およびまん延防止のため今後も継続します。

(3) 感染症予防対策

① 現 状

保健センターにおいて、感染症に関する正しい知識の普及と情報の提供を行っています。

② ニーズ・課題等

新型インフルエンザなどが発生した場合、拡大のおそれがあることから、こまめに情報を提供し、不安感を防止しています。

③ 目 標

引き続き、感染症に関する正しい知識の普及と情報提供を行います。

(4) 救急医療体制の充実

① 現 状

- ・町内に救急指定診療所が1か所あります。
- ・休日や夜間には、大垣市民病院や大垣市急患医療センターで診療を受けることができます。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所のほかは、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

救急医療について情報提供に努めます。

(5) 子どもの事故防止啓発

① 現 状

乳幼児健康診査や育児相談などで、子どもの事故防止について啓発を実施しています。

② 目 標

引き続き、事故防止について啓発を推進します。

第6 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と家庭の調和

(1) 男女共同参画社会の意識啓発

① 現 状

平成11年6月の「男女共同参画社会基本法」、平成27年9月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などより、女性の社会進出が進んでいます。

② ニーズ・課題等

子育てについての意識は個々に異なり、女性の役割といった意識が地域や祖父母などに依然として根強く残っており、そうした意識の違いにより悩んでいる母親が少なくありません。

③ 目 標

父親はもちろん祖父母等の家族に対し、家庭における男女共同参画について、様々な機会を通して意識の向上を図っていきます。

(2) 共育ての推進

① 現 状

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい女性が多くなっていることから、仕事と家庭の両立を図るためには、男性の子育てや家事への参画を促進するなど、共働き世帯における共育てを推進していくことが重要です。

ニーズ調査によると、家庭での母親と父親の子育てや家事の分担状況については、「母親の方が父親より多く分担している」が70%以上を占めています。

② ニーズ・課題等

希望としては、「半分ずつ分担する」が60%以上を占めており、父親の子育てや家事への一層の参画が求められています。

③ 目標量

共育てを推進し、子育てや家事を半分ずつ分担している夫婦の割合について、令和11年度の目標を次のとおりとします。

図表4-54 子育てや家事を半分ずつ分担している夫婦の割合の調査結果と目標

区 分	令和6年	令和11年（目標）
子育てや家事を半分ずつ分担している夫婦の割合	19.5%	60.0%

④ 目標量の確保策

父親のための子育て講座や男性料理教室等を開催し、男性の子育てや家事への一層の参画を図ります。また、講座や教室の開催にあたっては、夫婦、家族等の参加とするなど、男性が参加しやすいように配慮をしていきます。

(3) 父親プログラムの普及

① 現 状

ニーズ調査において、育児休業を利用した父親は13.4%に上昇したものの、いまだ取得率は低い状況にあります。

② ニーズ・課題等

父親の育児休業に対する理解が、事業主や労働者に徐々に進んでいると考えられます。

③ 目 標

男性が子育てのための休暇等を取得しやすくするための取り組みが進むよう、関係機関と協力して事例紹介を行うことなど、企業・住民へのPRを図ります。

(4) 両親学級の開催

① 現 状

父親の育児指導に関する教室等は開催していません。

② ニーズ・課題等

子育てを手伝おうとしても、その方法がわからない父親がいると考えられます。

③ 目 標

沐浴やおむつ交換などの子育ての技術指導、出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を盛り込んだ両親学級の開催について検討します。また、開催日、開催場所、勧奨方法など、男性が参加しやすい環境づくりに努めます。

(5) 小中学校の学校行事

① 現 状

本町の小中学校の親子学級、授業参観、運動会、合唱発表会等の各種行事は、父親（家族）が参加しやすいよう休日に開催しています。

② 目 標

各種行事の休日開催は継続することとし、回数・内容については検討します。

(6) 家庭の日の推進

① 現 状

岐阜県では、昭和42年に「岐阜県家庭の日を定める条例」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

町のいきいきカレンダーに「家庭の日」を表示しています。

② ニーズ・課題等

仕事や勉強のため、家族団らんの時間が少なくなっており、家庭や地域で「心豊かで明るい家庭」づくりを進めることが望まれています。

③ 目 標

各種イベントを開催し、家庭の大切さ、家庭の役割を考える機会として「家庭の日」の普及を図ります。

(7) 家族の日・家族の週間の推進

① 現 状

国は平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定め、家族や地域のきずなを再生するための各種啓発活動を行っています。

② ニーズ・課題等

「家族の日」「家族の週間」を家族の一行詩の取り組みにより周知しています。

③ 目 標

国や県の取り組みに協力していきます。

(8) 子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発

① 現 状

核家族世帯の増加と少子化に伴い、初めてふれる乳児が自分の子という親が多くなってきたと推察されます。

② ニーズ・課題等

祖父母が離れて暮らしている親にとっては、乳幼児の突発的な事故や親の傷病などの場合に、近隣の助けが必要になってきます。しかし、住民同士のつきあいは、希薄になりつつあります。

③ 目 標

地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。

2 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) 看護・育児・介護休暇制度等のPR

① 現 状

子の看護、育児および介護休暇については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」により、保障されています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前より取りやすくなりましたが、男性が取ることがはばかれる風潮があります。国の「こども大綱」においては、進捗状況等を把握するための指標として「男性の育児休業取得率」を掲げています。

③ 目標量

育児休業取得率は、平成26年の調査に比べて女性、男性とも上昇しており、さらに令和11年度の目標を次のとおりとします。

図表4-55 育児休業取得率の調査結果と目標

区 分	平成26年	平成31年	令和6年	令和11年（目標）
女 性	74.0%	78.4%	83.0%	85.0%
男 性	1.3%	1.6%	13.7%	30.0%

（注）「育児休業取得率」の実績は、「取得した（取得中である）」と「取得していない」のみで算出。

④ 目標量の確保策

関係機関と協力し、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、男性も育児休暇を取得できることを含め、普及啓発を進めます。

(2) シンポジウムの開催

① 現 状

県が男女の働き方の見直しなどについてのシンポジウムを開催しています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前より取りやすくなりましたが、男性が取ることがはばかれる風潮があります。

③ 目 標

男女の働き方の見直しなどについて、岐阜労働局等関係機関が広域的に開催するシンポジウム等に協力していきます。

(3) 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ

① 現 状

「次世代育成支援対策推進法」においては、従業員101人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定しなければなりません。

② ニーズ・課題等

従業員100人以下の事業主にも「次世代育成支援対策推進法」の趣旨の浸透を図る必要があります。

③ 目 標

従業員101人以上の事業主はもちろん、100人以下の事業主に対しても、商工会等の関係機関と協力し、情報提供、相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけていきます。

(4) 事業主への啓発

① 現 状

父親の育児休業などの先進的な取組実績がある企業に対し、岐阜県が奨励金を交付しています。

② 目 標

県の取り組みのPRに努めます。

(5) 「早く家庭に帰る日」の普及促進

① 現 状

岐阜県の条例により、毎月8のつく日に父親をはじめ子育て家庭の保護者が早く帰って子育てに参加するよう啓発しています。

② ニーズ・課題等

父親の子育てや家事時間の確保を促していく必要があります。

③ 目 標

県の取り組みのPRに努めます。

(6) 企業における子ども参観日事業

① 現 状

岐阜県は、子どもが両親の働く企業へ出かけて親の働く姿を知る「子ども参観日」開催の普及を図っています。

② ニーズ・課題等

子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの取り組みには、企業の協力が必要です。

③ 目 標

県の取り組みのPRに努めます。

(7) 母性健康管理指導事項連絡カードのPR

① 現 状

主治医等が行った指導事項の内容について、仕事をしている妊婦から事業主に伝えるため、母性健康管理指導事項連絡カードがあります。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、働いていた0歳児の親の48.9%が母性健康管理指導事項連絡カードを「知っていた」と答えています。

③ 目 標

就労している妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。

(8) 再就職等のための情報提供

① 現 状

出産や子育てを理由に退職した人で再就職を希望する人が数多くいます。

② ニーズ・課題等

再就職を希望する人の就労先が見つからない状況があります。

③ 目 標

出産や子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が就職のための相談やＩＴ関連等の職業訓練を受けられるよう、商工会やハローワーク等と連携し、情報を提供していきます。

(9) 子育て世代の女性の就業率の向上

① 現 状

出生数の多い年齢期にある25～39歳の女性の就業率は上昇傾向にあります。令和2の国勢調査によれば、本町の女性の就業率は25～29歳76.3%、30～34歳70.1%、35～39歳77.1%です。

② ニーズ・課題等

女性の就労状況を勘案すると、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

③ 目 標

子育て支援サービスの充実や子育てや家事への男性の参画、女性の就労環境の改善などを推進し、子育て世代の女性の就業率の向上を目指します。

第7 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 親育ち教育の推進

(1) 親育ちへの学習機会の提供

① 現 状

核家族化の進展などにより、地域の常識、社会の常識が十分でない親が増加していると言われています。

② ニーズ・課題等

本来家庭が有していた教育力、子育て力が低下してきており、支援が必要になっていきます。

③ 目 標

中学生の保育体験、各種母子保健事業、家庭教育学級等を通じ、親育ちを促していきます。

(2) 家庭教育の充実

① 現 状

子どもの発達段階に応じた保護者の家庭教育を実施しています。

- ・地域子育て支援センターにおいて、すこやか講座を年2回開催しています。
- ・認定こども園保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・小学1年生の保護者等を対象に家庭教育学級を開催しています。

② ニーズ・課題等

母親の参加が多いため、父親が参加しやすいよう、開催日等を見直す必要があります。また、子育てについて、保護者が意見交換できる機会が少ない状況です。

③ 目 標

土曜日や休日に参加できる講座や父親セミナー等の開催を検討し、父親の子育て参加を促進します。保護者会、PTA総会などを利用して、子育て学習の機会を充実するとともに、親同士または認定こども園、学校との意見交換ができる場の提供に努めます。

(3) 地域の教育力の向上

① 現 状

- ・各地区で小中学生の清掃活動等を実施しています。
- ・祭りや運動会、清掃活動等の地域行事に子どもと大人が一緒に参加しています。

② ニーズ・課題等

地域の行事を行う際に、子どもと大人と一緒に活動する機会や場面が少なくなってきました。

③ 目 標

学校、保護者会、PTA、地区役員、老人クラブ等との連携を図り、世代間の交流を推進するとともに、地域指導者の養成や活用を図ります。

(4) 奉仕体験事業

① 現 状

清掃ボランティア等を通じ、小中学生が地域活動に参加しています。

② 目 標

今後も小中学生のボランティア活動への参加を推進します。

2 幼児教育・学校教育の充実

(1) ブックスタートの充実

① 現 状

本町では、絵本の紹介と図書館利用案内などの資料を配布しています。

② 目 標

乳児健康診査等の機会を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。

(2) 認定こども園における幼児教育推進事業

① 現 状

認定こども園において、年長児の就学に向けた教育を実施しています。

② 目 標

認定こども園の幼児教育推進事業の充実を図ります。

(3) 幼児教育の充実

① 現 状

保育から教育へと円滑に移行できるよう、認定こども園と小学校の連携を図る体制の充実を図っています。

- ・就学児健康診査時に、次年度小学校へ入学する保護者に対して「子育て講座」を実施しています。
- ・認定こども園に通う児童の保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・こども園・小学校連絡会を開催しています。
- ・小学生が認定こども園を訪問するなど、園児と小学生との交流事業を実施しています。

② ニーズ・課題等

- ・認定こども園や学校では教育とともにしつけなど何でも行ってもらえると思っている親が多い状況です。
- ・小学校に入学した子どもが授業中にもかかわらず離席するなど、「小1プロブレム」が問題となっています。

③ 目 標

- ・子育ての基本は家庭であることを認識してもらい、その重要性についての講座等を定期的で開催し、保護者への支援を充実します。
- ・認定こども園と小学校の交流機会を増やし、幼児教育から学校教育への移行がスムーズに行えるよう環境整備を検討します。

(4) 学校教育の充実（確かな学力の向上）

① 現 状

子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導をするため、児童生徒支援員を配置するとともに、少人数指導の講師を5人配置しています。学校教育においては、外国語指導助手（ALT）3人を配置して各学校に派遣し、英語教育の充実に努めています。

② ニーズ・課題等

家庭学習への取組方法がわからない子どもが多い状況から、習慣づけを図ることが重要です。

③ 目 標

少人数指導体制の充実を図ります。また、国際社会に対応できる子どもの育成のため、

小中学校や認定こども園での外国語指導助手（ＡＬＴ）により、生きた英語を学ぶ英語教育の充実を図ります。

(5) 豊かなこころの育成

① 現 状

小中学校において地域ぐるみの道徳教育を実施しています。

② 目 標

関係機関と連携を図りながら、道徳教育の推進を図ります。

(6) 健やかなからだの育成

① 現 状

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成する事業の充実を図っています。スポーツ少年団は9団体あり、令和5年度には172人が参加しました。

② ニーズ・課題等

家族ぐるみで参加できるクラブ等がありません。

③ 目 標

親子参加型のスポーツの機会を提供できるよう検討します。

(7) 信頼される学校づくり

① 現 状

地域に根ざした特色ある学校をつくるため、各小中学校に10人程度の学校運営協議員を任命し、意見交換を行うなど、コミュニティスクールを推進しています。

② 目 標

コミュニティスクールを推進し、学校と地域が連携した特色ある学校づくりに取り組みます。

(8) いじめや不登校などへの対応

① 現 状

不登校などの学校不適應に対応するため、スクールカウンセラーを置いています。

② ニーズ・課題等

いじめとみられる行為や不登校・不登校傾向の児童生徒もいます。

③ 目 標

- 不登校などの学校不適應については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。
- 教員の教育相談能力を高めるため、教員の研修会への参加、勉強会の開催などを実施します。
- 不登校児童生徒を対象とした適應指導の充実を図り、学校への復歸、進学や就職などへの支援を行います。

第8 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

(1) 空き家等を活用する事業

① 現 状

子育てを担う若い世帯に良質な住宅を供給することは重要ですが、町内の賃貸住宅は充足していると考えられます。そのため、空き家等の売買や賃貸を希望する物件情報を募集し、町のホームページを通じて利用希望者へ紹介する「安八町空家バンク制度」を開始し、移住定住の促進等に取り組んでいます。

② ニーズ・課題等

若い世代の定住を促進するためには、子育て家庭向け、とりわけ多子世帯向け住宅が必要です。

③ 目 標

「安八町空家バンク制度」を活用し、若い世代の定住を促進します。

(2) シックハウス対策

① 現 状

認定こども園や小中学校は、シックハウス対策を考慮した建材を使用しています。

② ニーズ・課題等

アトピーやアレルギー疾患の子どもが多くなっています。

③ 目 標

子どもが利用する施設の改修時にはシックハウス対策を考慮します。また、定期的に室内環境の調査を実施し、安全性を高めます。

(3) 加湿・空気清浄機の設置

① 現 状

認定こども園や小中学校に、加湿・空気清浄機を設置しています。

② ニーズ・課題等

加湿・空気清浄機の設置は、インフルエンザの拡大感染防止や花粉症等に効果があります。

③ 目 標

新型インフルエンザ等の対策を推進します。

(4) 子育て関連施設的环境改善等

① 現 状

認定こども園や公園など、子育て関連施設の中には、エアコンの設置や園庭の整備、防犯設備の設置、バリアフリー改修、遊具の設置等の環境整備が必要なところもあります。

② 目 標

「こども・子育て支援事業債（こども債）」等を活用し、子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設的环境改善を推進します。

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共施設等のバリアフリー化

① 現 状

妊産婦や子ども連れの人などが安心して外出できるよう、公共施設の改修時に手すりやスロープを設置しています。

② ニーズ・課題等

役場などの屋外スロープは、雨天時に利用しにくい状況となっています。

③ 目 標

雨天時にも利用しやすいようキャノピー（ひさし）の設置等を進めていきます。

(2) 子どもトイレの整備

① 現 状

児童館に子ども用トイレが設置されており、役場、保健センター等にベビーベッドや授乳室のあるゆったりとしたトイレが設置されています。

② ニーズ・課題等

子ども用トイレおよび赤ちゃんと一緒に入れるベビーシート設置のトイレが少なく、授乳室が設置してある公共施設が少ないです。

③ 目 標

子ども用トイレ等は、利用度の高い施設から優先的に設置するよう努めます。また、スーパーなどの民間の公共的施設にも設置を呼びかけます。

(3) 歩道の整備事業

① 現 状

子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、毎年計画に沿って通学路等歩行者の利用が多いと思われる主要道路から整備しています。

② ニーズ・課題等

歩道は、町内の主要道路全部に整備されていません。子どもにとって危険な箇所が多くあるため、点検が必要です。

③ 目 標

歩道は、今後も計画に沿って整備を推進します。さらに、安全な通学路の整備を早急に検討します。

(4) 路側帯の設置およびカラー舗装

① 現 状

公共施設周辺および修景整備箇所は、子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、路側帯やカラー舗装が整備されています。

② ニーズ・課題等

通行の妨げとなる迷惑駐車が見受けられます。

③ 目 標

路側帯の設置およびカラー舗装は、計画的に整備を推進します。また、迷惑駐車については、警察と連携し、改善に努めます。

第
5
章

数 值 目 標

第1 第4期あんぱちっ子すくすくプランの数値目標と実績

本項においては、令和元年度に策定した第4期あんぱちっ子すくすくプランの目標数値と計画期間の実績数値の比較を行います。

(1) 計画期間の子ども数

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳	計 画	313	295	289	287	285
	実 績	260	226	214	206	208
3～5歳	計 画	343	341	336	337	319
	実 績	367	346	319	277	252
6～8歳	計 画	394	381	364	347	345
	実 績	413	401	374	381	350
9～11歳	計 画	440	436	425	403	390
	実 績	445	432	432	413	414
12～14歳	計 画	487	475	467	444	440
	実 績	481	470	462	448	436
15～17歳	計 画	500	490	472	483	471
	実 績	481	475	471	476	471
合 計	計 画	2,477	2,418	2,353	2,301	2,250
	実 績	2,447	2,350	2,272	2,201	2,131

(注) 実績は各年5月31日。

(2) 就学前児童のサービス

① 平日昼間の教育・保育サービス

単位：人

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 号	0 歳	目 標	10	10	10	10	10
		実 績	3	4	3	4	6
	1 ～ 2 歳	目 標	95	95	95	95	95
		実 績	82	73	74	87	92
3 ～ 5 歳	1 号	目 標	80	95	110	110	110
		実 績	85	85	88	68	63
	2 号	目 標	256	239	220	220	203
		実 績	295	259	236	214	199
合 計		目 標	441	439	435	435	418
		実 績	465	421	401	373	360

(注)「実績」は各年4月1日現在。

② ①以外の就学前児童を対象とした子育て支援サービス

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
時間外保育(延長保育)	施設数(か所)	目 標	3	3	3	3	3
		実 績	3	3	3	3	3
	利用児数(人月)	目 標	65	65	60	60	60
		実 績	26	28	27	22	47
病児・病後児保育	委託施設数(か所)	目 標	3	3	3	3	3
		実 績	3	3	3	3	3
	利用児数(人)	目 標	15	15	15	15	15
		実 績	2	14	22	32	20
一時預かり事業 (一時保育)	施設数(か所)	目 標	3	3	3	3	3
		実 績	3	3	3	3	3
	利用児数(人)	目 標	20	20	20	20	20
		実 績	14	24	16	19	20
	利用延回数(回)	目 標	200	200	200	200	200
		実 績	170	172	74	83	80
ファミリーサポートセンター	実施か所数(か所)	目 標	1	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1	1
	利用延回数(回)	目 標	25	25	25	25	25
		実 績	0	11	0	24	10
園庭開放事業	利用延組数(組)	目 標	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
		実 績	1,325	1,020	793	913	605
キッズビクス	利用組数(組)	目 標	213	200	190	190	185
		実 績	27	28	29	21	25
親子教室	利用組数(組)	目 標	230	230	230	230	230
		実 績	200	200	110	95	95
地域子育て支援拠点事業	施設数(か所)	目 標	2	2	2	2	2
		実 績	2	2	2	2	1
	利用延人数(人)	目 標	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		実 績	1,920	2,051	1,375	1,447	1,300

(3) 母子保健サービス

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊婦健康 診査	妊 娠 届 出 者 数 (人)	目 標	89	87	87	87	85
		実 績	74	63	67	72	60
	1 人 当 た り 健 診 回 数 (回)	目 標	13	13	13	13	13
		実 績	10.4	14.5	9.8	8.6	11.7
	健 診 延 回 数 (回)	目 標	1,157	1,131	1,131	1,131	1,105
		実 績	766	911	658	619	700
乳児家庭 全戸訪問 事業	対 象 児 数 (人)	目 標	89	87	87	87	85
		実 績	74	65	60	39	58
	訪 問 児 数 (人)	目 標	89	87	87	87	85
		実 績	74	65	60	39	58
利用者 支援事業 (母子保健型)	実施か所数 (か所)	目 標	1	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1	1

(4) 小学生を対象としたサービス

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
放課後児 童クラブ	1～3年生 (人)	目 標	160	160	160	150	150
		実 績	157	157	146	153	143
	4～6年生 (人)	目 標	70	70	70	60	60
		実 績	71	59	58	54	76
ホリデー ・サポート ・スクール	利用児数 (人)	目 標	110	110	110	105	105
		実 績	111	91	91	100	110

(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの数値目標

区 分			平成26年	平成31年	令和6年
育児休業取得率	女 性	目 標	-	80.0%	85.0%
		実 績	74.0%	78.4%	83.0%
	男 性	目 標	-	5.0%	5.0%
		実 績	1.3%	1.6%	13.7%
女性の就業率	25 ～ 29 歳	目 標	-	70.0%	85.0%
		実 績	71.2%	77.7%	76.3%
	30 ～ 34 歳	目 標	-	65.0%	80.0%
		実 績	60.4%	68.3%	70.1%
	35 ～ 39 歳	目 標	-	70.0%	80.0%
		実 績	67.1%	67.7%	77.1%

(注) 1 「育児休業取得率」の実績は、「取得した（取得中である）」と「取得していない」のみで算出。

2 「女性の就業率」の実績は、平成26年が平成22年国勢調査、平成31年が平成27年国勢調査結果、令和6年が令和2年国勢調査の数値。

第2 本計画の数値目標

(1) 計画期間の子ども数

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	199	211	211	213	213
3～5歳	249	235	233	223	235
6～8歳	330	287	261	258	244
9～11歳	383	388	352	332	289
12～14歳	434	415	417	385	390
15～17歳	463	445	434	432	413
合 計	2,058	1,981	1,908	1,843	1,784

(2) 就学前児童のサービス

① 平日昼間の教育・保育サービス

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号	0 歳	5	5	6	6	5
	1 歳	42	41	41	42	42
	2 歳	40	48	47	47	48
3 ～ 5 歳	1 号	62	59	58	56	58
	2 号	194	184	183	174	183
合 計		343	337	335	325	336

【参考】3歳未満児の教育・保育サービス利用率

単位：人／％

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計人口（A）	0 歳	62	62	64	64	62
	1 歳	74	72	72	74	74
	2 歳	63	77	75	75	77
教育・保育サービス利用児数（B）	0 歳	5	5	6	6	5
	1 歳	42	41	41	42	42
	2 歳	40	48	47	47	48
教育・保育サービス利用率（B÷A）	0 歳	8.1	8.1	9.4	9.4	8.1
	1 歳	56.8	56.9	56.9	56.8	56.8
	2 歳	63.5	62.3	62.7	62.7	62.3

② ①以外の就学前児童を対象とした子育て支援サービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育 (延長保育)	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用児数(人月)	50	50	50	50	50
病児・病後児保 育	委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利 用 児 数 (人)	25	25	25	25	25
一時預かり事業 (一時保育)	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利 用 児 数 (人)	20	20	20	20	20
	利用延回数(回)	80	80	80	80	80
ファミリーサポ ートセンター	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	利用延回数(回)	10	10	10	10	10
園庭開放事業	利 用 組 数 (組)	710	710	710	710	710
キッズビクス	利 用 組 数 (組)	25	25	25	25	25
親子教室	利 用 組 数 (組)	90	90	90	90	90
地域子育て支援 拠点事業	利用施設数(か所)	1	1	1	1	1
	利用延人数(人)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

(3) 母子保健サービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭セン ター型)	実 施 か 所 数 (か所)	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談 支援事業	妊 娠 届 出 者 数 (人)	65	65	65	65	65
	1人あたり面談回数(回)	2	2	2	2	2
	面 談 延 回 数 (回)	130	130	130	130	130
妊婦健康診査	妊 娠 届 出 者 数 (人)	65	65	65	65	65
	1人あたり健診回数(回)	12	12	12	12	12
	健 診 延 回 数 (回)	750	750	750	750	750
乳児家庭全戸訪 問事業	対 象 児 数 (人)	62	62	64	64	62
	訪 問 児 数 (人)	62	62	64	64	62
産後ケア事業	対 象 者 数 (人)	10	10	10	10	10

(4) 小学生を対象としたサービス

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ	1～3年利用児数(人)	140	135	135	135	135
	4～6年利用児数(人)	75	75	70	70	65
ホリデー・サポート・スクール	利 用 児 数 (人)	100	100	100	95	95

(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの数値目標

区 分		現 状	目標値 (令和11年)
子育てや家事を 分担している夫 婦の割合	就学前児童のいる家庭	19.5% (令和6年調査)	60.0%
育児休業取得率	女 性	83.0% (令和6年調査)	85.0%
	男 性	13.7% (令和6年調査)	30.0%

第
6
章

資

料

○第5期あんぱちっ子すくすくプラン作成経過

年 月 日	内 容
令和6年6月17日～7月7日	ニーズ調査の実施
令和6年7月11日・12日	子ども意識調査の実施
令和6年9月9日	第1回安八町子ども・子育て会議 ・第5期あんぱちっ子すくすくプランの策定について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告（案）について
令和6年12月10日	第2回安八町子ども・子育て会議 ・第5期あんぱちっ子すくすくプラン（素案）について
令和7年1月6日～24日	パブリックコメントの実施
令和7年2月3日～10日	子ども・子育て支援法に基づく岐阜県との協議
令和7年3月11日	第3回安八町子ども・子育て会議 ・第5期あんぱちっ子すくすくプラン（案）の修正およびパブリックコメントの結果について

○安八町子ども・子育て会議委員名簿

分 野	団体・役職名	氏 名	備 考
学識経験者	町議会議長	大平 文雄 岩田 讓治	令和6年10月31日まで 令和6年11月1日から
	町議会民生文教常任委員長	石原 英一 西松 幸子	令和6年10月31日まで 令和6年11月1日から
	岐阜大学教育学部副学部長	今村 光章	
	教育長職務代理者	菊田美由紀	
事業従事関係者	町校長会長	辻村由香里	
	小中学校主幹教諭	二見 千尋	
	こども園代表	古澤 貴美	
保護者関係者	小中学校PTA会長	渡辺 康司	
	こども園保護者会連合会会長	安藤恵美子	
地域団体関係者	区長会長	衣斐 利通	
	民生児童委員協議会長	宇野 啓子	
	主任児童委員	岩田 淳子 堀 徳子	
	子ども会育成協議会長	金森 雄樹	

※会長は町議会議長・副会長は区長会長

○安八町子ども・子育て会議条例

〔平成25年9月20日〕
条 例 第 19 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、安八町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第21号）抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第5期あんぱちっ子すくすくプラン

令和7年3月

安八町役場 こども家庭課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-7101 FAX 0584-64-5014

URL <http://www.town.anpachi.gifu.jp>

